

ココロまじわうトコロ



宇和島
uwajima

宇和島市 教育振興基本計画

令和4年度 ▶▶▶▶▶ 令和10年度

令和4年3月

宇和島市教育委員会



はじめに（ココロまじわうトコロの共創。志民の共育。）

幕末から明治にかけて日本の社会が大きく変化した頃、宇和島は、四賢候の一人伊達宗城公をはじめ、護法の神・児島惟謙、法学者・穂積陳重、海運王・山下亀三郎、国文学者歌人・大和田建樹、画家・村上天心など、政治、法律、実業、文学、芸術等の分野で多くの偉人を輩出しました。その先見性や進取の気性の背景には文武、蘭学を奨励した宇和島の教育があるといえます。



今、世の中は再び大きく変わる時期にあります。これまでの手段を目的化しないように、事業の本来の目的を見定めて、様々な取組みを通して好ましい変化を創り出していくことが重要です。

教育の分野においては「不易と流行」という言われ方がよくされます。その意味するところは、「目的と手段」あるいは「変わらぬものと変わるもの」の最適化だと言えるでしょう。

現在のパンデミックから見えてきたことがあります。一つは ICT とオンラインの普及。もう一つはエッセンシャルワーカーの役割や価値の再認識です。前者は技術によって変わる手段（流行）、後者は技術で代えることのできないの現実の本質（不易）という見方もできます。そして、前者は都市と地方の格差を減らす可能性を示唆し、後者は食（一次産業）をはじめ自然、風土、文化、歴史なども、他で代えられない地方の本質的な価値であることを示唆しています。

従来弱みを補い、本来の強みを活かす。社会と主体的に関わり、探求と協働を実践する資質・能力を学び取ることは、一人一人のやりがいや生きがいをもたらすことにもつながるはずで

ここ数十年の様々な社会情勢の変化にともなって、宇和島においても問題（ピンチ）と可能性（チャンス）が併存しています。若者の流出、少子高齢化、人口減少、コミュニティの希薄化、格差、貧困、孤独・孤立、災害、感染症、環境破壊等々は、見過ごせない問題です。デジタルトランスフォーメーションや Society5.0、人生 100 年時代の到来等々は、取組み方次第で大きな可能性となり得ます。

このような問題と可能性は、どちらもこれまで誰も経験したことがない変化に起因するものであり、現時点でその解決や開発の正解は存在しません。子どもはもちろん大人も含めて、多様な価値観の中で変化する時代を生きる私たちには、対立やジレンマに折り合いを付け、対話と協働で納得解を共に創る資質・能力が求められます。

一人一人の幸福と持続可能な地域社会の共創。世代と分野を超えたオール宇和島の共育。

これが宇和島の教育の基本理念（目的と手段）です。

自分や地域に対する自信や誇りとともに、当事者意識に基づく自負心を持ち、他者を尊重し、対話や協働を通じて、古き良きものを守り、今ある問題を解決し、新たな価値を創造する。様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手に共に育つことです。

その様な地域とともにある生涯にわたる学びと実践を目指して、宇和島市教育振興基本計画を策定いたしました。ローカルで「生きる力」を育成するためのこの計画は、同時にグローバルな「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に必要な資質・能力の育成にも資する方針と施策の体系になっています。今後は行政、教育機関、事業者、NPO をはじめとする各種団体及び個々の市民の皆様と連携・協働しながら、不断の改善を重ねてまいります。

令和4年3月

宇和島市教育委員会 教育長
金瀬 聡

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 教育をめぐる情勢	5
第2章 教育政策の基本的な考え方	11
1 教育政策の基本理念	12
2 教育政策の振興方針	13
3 計画の体系	16
第3章 宇和島市の教育を取り巻く現状と課題	19
1 本市の教育を取り巻く現状について	20
2 本市の教育施策における課題	32
第4章 【分野別施策の展開】就学前・学校教育分野	35
第5章 【分野別施策の展開】生涯学習分野(生涯学習推進計画)	63
第6章 【分野別施策の展開】文化芸術分野(文化芸術振興計画)	75
第7章 【分野別施策の展開】スポーツ分野(スポーツ推進計画)	85
第8章 【分野別施策の展開】人権・同和教育分野(人権・同和教育推進計画)	97
第9章 計画の推進に向けて	107
1 計画の推進体制	108
2 計画の点検評価と見直し	108
資料編	109
1 策定体制	110
2 意識調査結果	116
3 宇和島市教育委員会所管施設一覧	139
4 文化財一覧	142
5 用語解説	146



第1章

計画の策定にあたって



1 計画策定の趣旨

平成 27 年 4 月 1 日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、首長は、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。

これを受け、本市では平成 27 年度に、「宇和島市教育大綱」（平成 27 年度～平成 30 年度）を策定しました。（平成 30 年 7 月豪雨災害の影響により、期間を令和元年度末まで延長）

また、前大綱の期間終了を受け、令和 2 年 4 月、「一人一人のウェルビーイング¹と包摂的で持続可能な地域社会の共創を目指す、人づくり・つながりづくり・地域づくり」を目指す新たな「宇和島市教育大綱」（令和 2 年度～令和 5 年度）を策定しました。

その間、国においては、「第 3 期教育振興基本計画」（平成 30 年度～令和 4 年度）が策定され、教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組むことの必要性が示されました。

また、愛媛県においては、「第六次愛媛県長期計画 第 3 期アクションプログラム」（令和元年度～令和 4 年度）、「愛媛県 教育振興に関する大綱」（令和 2 年度～令和 4 年度）を策定し、「挑戦・実行・現場主義・オール愛媛」を基本姿勢に、教育、学術、文化、スポーツの振興に取り組んでいます。

今、世界や我が国は、2030 年を一つの契機として教育のあり方を見据えています。

この 2030 年は、第 4 次産業革命とも言われる、IoT（モノのインターネット）やビッグデータ²、AI（人工知能）等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society5.0）の到来が予想されています。また、グローバル化の一層の進展もうたわれています。

こうした大きな社会の変化は、子どもたちの人生にも大きな影響を及ぼすことになります。そのため、このような社会の変化に対応し、自らの人生を切り拓き、まちの未来を担っていくことができる人材を育成する“質の高い教育とその環境の実現”が求められています。

こうした状況を踏まえ、本市の教育を取り巻く情勢、さらには本市の最上位計画である「第二次宇和島市総合計画」を踏まえるとともに、本市の教育行政の一体性をより明確にする観点から「生涯学習推進計画」「文化芸術振興計画」「スポーツ推進計画」及び「人権・同和教育推進計画」を包含した、一体的な計画として『宇和島市教育振興基本計画』（以下「本計画」という。）を策定し、本市における教育のより一層の振興を図ります。

¹ 個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念のこと。1946 年に WHO で初めて使用され、以降、各分野でもその概念が採用され、令和 3 年 4 月に国の教育再生実行会議においても議論されている。

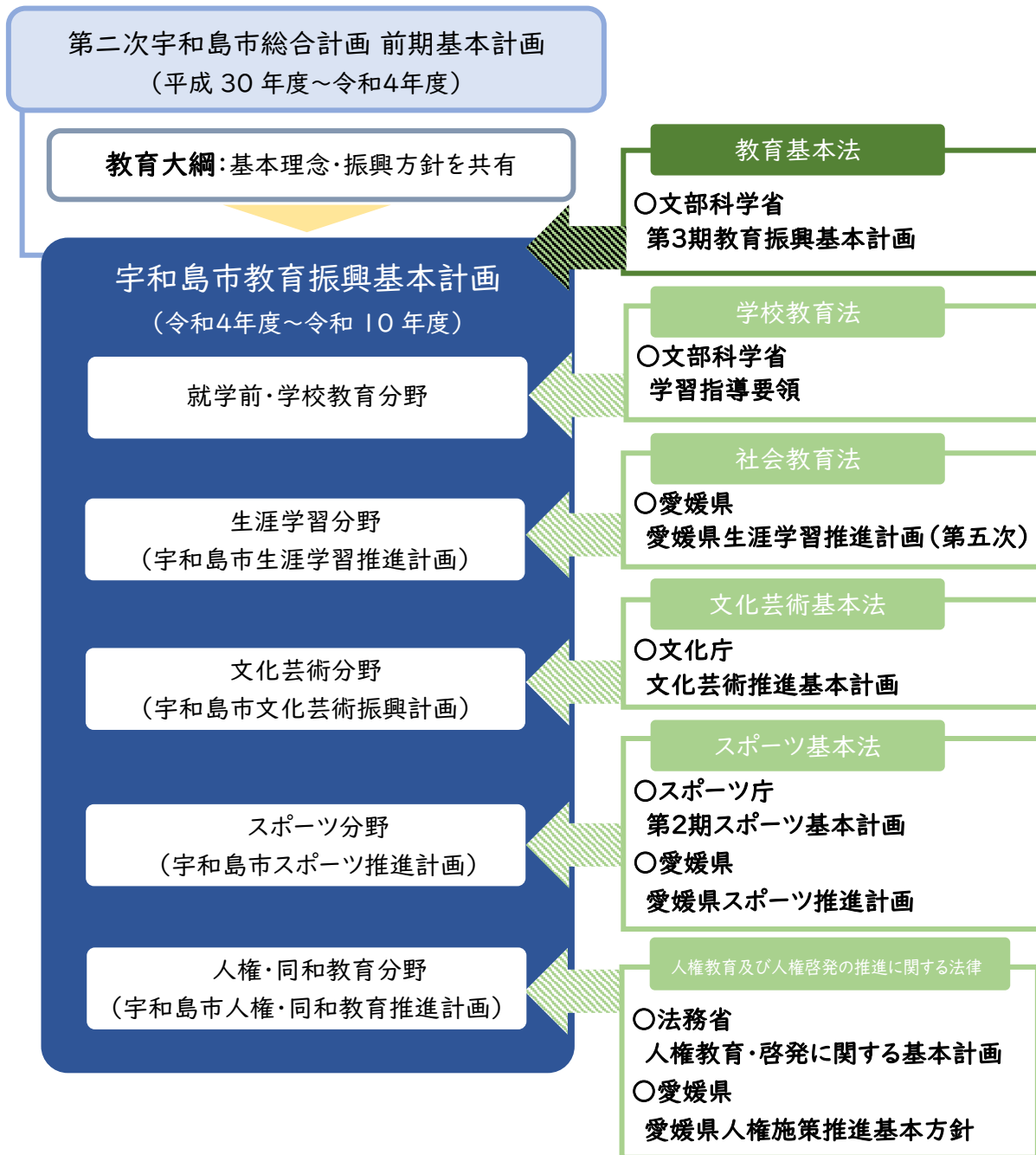
² デジタル化の更なる進展やネットワークの高度化、IoT の進展により、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる膨大なデータ等、様々な種類のデータ群のこと。

2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

策定にあたっては国及び愛媛県の教育振興に関する大綱を参酌するとともに、本市の最上位計画である「第二次宇和島市総合計画前期基本計画」及び本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めた「宇和島市教育大綱」と整合を図ったものです。

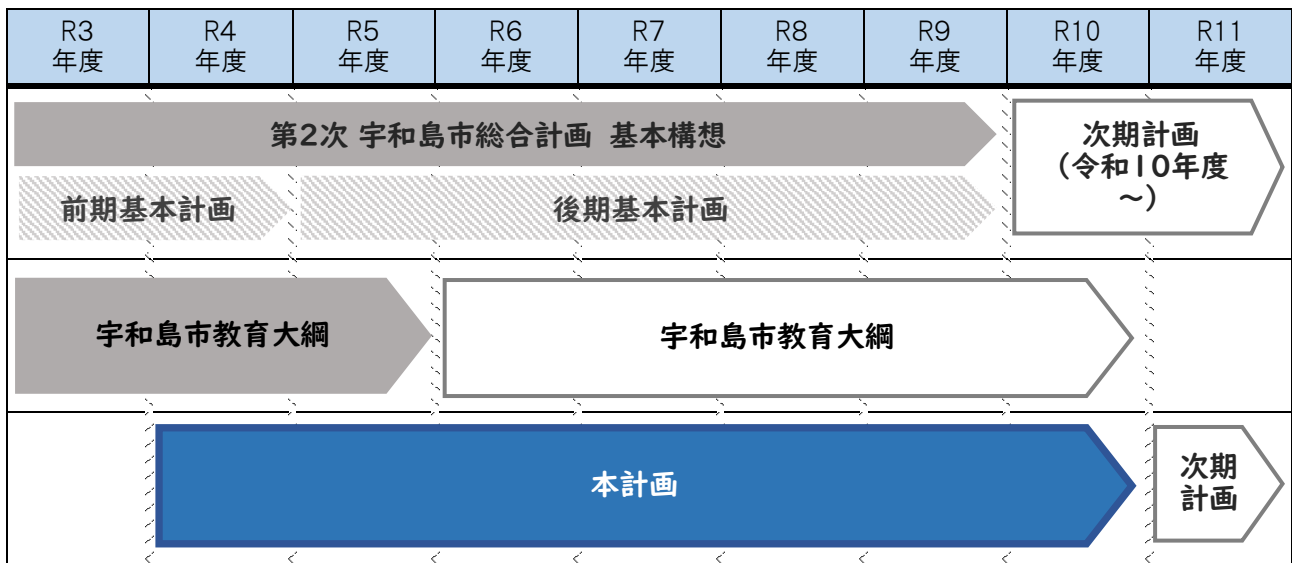
なお、本市の教育行政の一体性をより明確にするため、「生涯学習推進計画」「文化芸術振興計画」「スポーツ推進計画」「人権・同和教育推進計画」を包含した計画としました。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和10年度までの7年間とします。

なお、計画の進捗状況や教育を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



4 教育をめぐる情勢

(1) 社会情勢の変化

① 少子高齢化と人口減少

我が国の人口は、平成20年度をピークとして減少に転じており、高齢者の占める割合は増加し、子どもの占める割合は減少し続けています。また、核家族世帯が増加し子どものいる世帯の割合が低下する中で、教育分野においては、児童生徒数の減少、学校規模の縮小による学習面、生活面、学校運営面等への影響、家庭における子育てへの負担の増加、地域の教育力の低下等の問題が指摘されています。

② 複雑で予測困難な社会の変化

21世紀は、新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域における活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会、いわゆる知識基盤社会であると言われていています。社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきており、こうした変化はどのような職業や人生を選択するかに関わらず、全ての子どもたちの生き方に影響するものとなっています。

このような事態の中、様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら、社会の中で自分をどのように位置づけ、社会をどう描くかを考え、他者と共に生き、課題を解決していくための力の育成が社会的な要請となっています。

③ グローバル化の進展と人材の流動化

ICT（情報通信技術）分野の技術革新や交通ネットワークの発達に伴い、国境を越えた人、モノ、情報のグローバル化の進展が加速しており、様々な分野で国際社会との相互連携、相互依存の関係が深まっています。

今後、国際社会において相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意志を表現できる基礎的な力として、外国語の習得や情報活用能力の育成が重要課題となっています。

④ Society5.0(超スマート社会)の実現に向けた取組の要請

近年、IoT や AI 等、ICT の分野における技術革新が一層進展し、国では、社会生活、経済活動が劇的に変わる Society5.0（超スマート社会）の実現を目指しており、学校教育においても、これに向けた教育改革や技術者の育成等の取組が求められています。

これに伴い、STEAM 教育³といった新時代に対応するための教育内容や、教育分野における新しいテクノロジーを活用した取組（EdTech（エドテック）とも呼ばれる。）等、これま

³ 科学(Science)・技術(Technology)・工学(Engineering)・芸術(Art)・数学(Mathematics)の5つの英単語の頭文字を組み合わせた造語であり、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習

での教育のあり方に変化をもたらす可能性が示されています。他方、スマートフォン等の普及に伴い、ICT の活用は子どもの生活にも深く浸透しており、情報モラルの確立や氾濫する情報の適切な活用に向けた取組も求められています。

また、令和2年12月に「自治体DX推進計画」が策定されました。行政のデジタル化の集中改革の推進に向けて、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容が具体化されたことで、デジタル社会の構築に向けた取組を着実に進めていくことが求められています。

⑤ SDGsへの取組の促進

貧困や紛争、人権の抑圧、感染症や、環境問題とこれに伴う自然災害への影響等の課題が地球規模で増大しています。グローバル化の進展に伴い、世界の国々との相互依存関係が高まっている中、これらの問題に対して一国のみではなく国際社会全体として、協働して取り組むことが求められています。

このような流れを受け、平成27年に国際連合において、「誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現のため、2030年を年限とする17のSDGs（持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals）と169のターゲットを含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。貧困、気候変動、生物多様性やエネルギー等、持続可能な社会をつくるために取り組むべきビジョンや課題も網羅されており、地域社会においても取組が求められています。

■SDGsで掲げる17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



⑥ 大規模災害からの教訓

平成23年3月に発生した東日本大震災の被災地では、災害から復旧、復興に向けた取組を進めていく中で培われた、助け合いやボランティア精神等、人々や地域間等のつながり（絆）の重要性等を認識することになりましたが、本市も平成30年7月豪雨災害では未曾有の被害に遭い、ボランティア精神やつながり（絆）の重要性等をあらためて再認識することになりました。

災害に対しては、防災についての正しい知識を身に付けるとともに、自分の身を守り、身近な人を助ける自助・共助が重要です。学校と家庭、地域、行政が連携・協働し防災教育、防災訓練を実施するなど、平素の防災、発災時の対応、減災について、効果的に取り組むことが必要です。

⑦ 新型コロナウイルス感染症の拡大とその影響

令和2年から全世界的な規模で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症は、産業構造や働き方の変化、地域コミュニティ活動の制約等、人々の生活に様々な影響をもたらし、失業や解雇、家庭内暴力等の問題も発生しています。

また、令和2年3月には全国各地の小・中・高等学校が臨時休校となるなど、学校現場においても大きな影響を受けました。「GIGA スクール構想」の加速により、学校に登校できない緊急時等においても、ICTを活用した全ての子どもたちの学びを保障できる環境の実現が求められています。

⑧ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催とその後の取組

令和3年に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されました。大会の基本コンセプトとして、「一人一人が互いを認め合い（多様性と調和）」「そして、未来につなげよう（未来への継承）」等が掲げられ、スポーツを通じて様々な価値を世界に発信した大会となりました。

また、大会終了後も、有益な遺産（レガシー）を引き継ぎ、スポーツを通じて全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる「スポーツ立国」の実現に向けた取組が求められています。

(2) 子どもを取り巻く環境の変化

① 地域コミュニティや家庭の状況の変化

都市部の中には、人々の付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの弱体化が指摘されており、高齢者や困難を抱えた親子等が地域で孤立するという深刻な状況がおきています。

また、家庭では、三世帯世帯の割合が低下することや、ひとり親世帯の割合が上昇するなど家族の形態が変化しています。家庭教育では全ての教育の出発点であることを踏まえ、子どもの社会性や自立心等の育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えてい

くことが重要です。

② 子どもの貧困等社会経済の変化

社会的・経済的格差の進行が指摘されており、日本の子どもの7人に1人が貧困な環境に置かれていると言われる中、国や自治体等における子どもの貧困対策の強化が図られています。今後、経済的な理由により進学できないなど、経済的な格差が進学の機会や学力の格差につながり、格差が世代を通じて固定化されることのないよう、全ての子どもの学びを支援し、一人一人の能力を伸ばす教育をさらに充実させることが求められています。

(3) 教育政策の動向

① 第3期教育振興基本計画の策定

国では、平成30年6月に「第3期教育振興基本計画」を閣議決定しました。

この計画では、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化を、今後の教育政策の中心課題に据えて取り組む必要があるとした上で、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」等5つの今後の教育政策に関する基本的な方針を設定し、教育政策の目標とその進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標、必要となる施策群を示しています。

また、この計画では、生涯学習分野の目標として、人生100年時代を見据えた生涯学習の推進、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進、職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進、障がい者の生涯学習の推進の4点が掲げられています。

② 第2期スポーツ基本計画の策定

昭和36年に制定された「スポーツ振興法」を50年ぶりに全部改正し、平成23年8月に「スポーツ基本法」が施行されました。

この「スポーツ基本法」の理念を具体化し、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針として、「スポーツ基本計画」が策定されました。

平成29年4月に策定された「第2期スポーツ基本計画」では、スポーツの主役は国民であり、国民に直接スポーツの機会を提供するスポーツ団体等であるとし、国民、スポーツ団体、民間事業者、地方公共団体、国等が一体となって施策を推進していくことが必要だとしています。

③ 学習指導要領の改訂

学習指導要領、幼稚園教育要領が約10年ぶりに全面改訂され、小・中学校では平成30年度から移行期間となり、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から全面実施となりました。今回の改訂では、子どもが主体的に学ぶことの意味を感じながら、単に知識を記憶する学びにとどまらず、身に付けた力が様々な課題への対応に生かせることを実感できるよ

うな「主体的・対話的で深い学び」の導入と、「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、学校が教育内容や時間の配分、教育資源の確保を通じて教育効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント⁴」の確立が重要なテーマとされています。また教育内容については、小学校における外国語の教科化や道徳の教科化が図られており、こうした新しい取組への対応が進められています。

④ 学校における働き方改革

教育をめぐる社会情勢の変化に対応し、教育の充実を図る上で、教職員の資質の向上が不可欠となるなかで、教職員の多忙な勤務状況が深刻な課題として注目されています。国においても、学校現場における業務改善のためのガイドラインの作成等の取組が進められていますが、多くの教職員が、長時間労働に従事している実態とその常態化が報告されています。中央教育審議会の「学校における働き方改革特別部会」では、教職員が担うべき業務の明確化が進められており、授業や授業準備等に集中し、教育の質を高められるような働き方改革を進める必要があります。

全国的に教職員の働き方改革は重要な課題となっており、本市においても教育のさらなる充実に向け、中心的な担い手となる教職員が、本来の力を発揮できる環境づくりが求められています。

⑤ 部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定

平成30年3月に、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、生徒が生涯にわたって健康的な生活を送る上での基盤となる運動習慣の確立や、バランスの取れた心身の成長や学校生活を重視し、生徒のスポーツ活動が地域・学校等に応じて多様な形で最適に実施されるよう、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定されました。

本ガイドラインでは、運動部活動に係る活動方針・計画の策定や、部活動指導員の配置による指導・運営体制の構築等、運動部活動の適切な運営のための体制整備等、地方公共団体、学校の設置者、校長、スポーツ団体等に対し、改革のための速やかな取組の実施が求められています。

⑥ コミュニティ・スクール導入の拡大

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」に基づく制度で、地域や学校の実情に応じて学校の運営に関して協議する学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりをしていくための仕組みです。

平成29年3月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、学校運営協議会設置の努力義務化や複数校で一つの協議会を設置することが可能になったことで、全国的

⁴ 各学校において、児童生徒、学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

にも導入が進み、今後も制度を通して保護者や地域住民等の学校運営や教育活動への積極的な参画を得ること、保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営の実現等が期待されます。

⑦ GIGA スクール構想の加速

GIGA スクール構想とは、児童生徒 1 人 1 台端末と高速通信環境の整備をベースとして、Society 5.0 の時代を生きる子どもたちのために「個別最適化され、創造性を育む教育」を実現させる施策として、文部科学省が推進する取組のことです。

同構想では当初、令和元年度から5年間をかけて学年ごとに順次ハード環境を整備する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けてオンラインを活用した授業や学習への必要性が高まったことから、補正予算を活用して端末導入のスケジュールが大幅に前倒しされた結果、令和3年3月末には多くの小・中学校で端末の導入が完了し、学校の ICT 環境が急速に整備され、今後は様々な活用方法が期待されています。

⑧ 「令和の日本型学校教育」の推進

令和3年1月、中央教育審議会は『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』の答申を出しました。令和の日本型教育として、急激に変化する社会状況を見据えた学校教育の改革の方向性と、今後進めるべき具体的な取組が盛り込まれ、新学習指導要領の着実な実施の重要性や、ICT が学校教育を支える基盤的なツールとなることなどが示されました。さらに、国においては、公立小学校における少人数学級や高学年への教科担任制の導入等、改革が進められようとしています。



第2章

教育政策の基本的な考え方



I 教育政策の基本理念

人格の完成を目指し、社会の形成者として必要な資質を備えた人材を育成するという、教育基本法に定める教育の目的を念頭に、教育を取り巻く社会の動向や本市の教育の現状と課題等を踏まえて、次の基本理念のもとに、本市の教育の振興を図ります。

目指す教育の姿

一人一人のウェルビーイング¹と
包摂的で持続可能な地域社会の共創を目指す、
人づくり・つながりづくり・地域づくり

目指す人の姿

『持続可能な社会の創り手』

- <自立した個人として>
 - シビックプライド²の涵養
- <他者との関係として>
 - あらゆる他者の尊重
 - 多様な人々との協働
- <社会における役割として>
 - 地域の魅力の維持
 - 地域の課題の解決
 - 新しい価値の創造

目指す取り組みの姿

学校・家庭・地域のあらゆる世代と
様々な分野の人々が
一体となった、ALL宇和島での共育

¹ウェルビーイング・・・個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。

²シビックプライド・・・都市に対する市民の誇りを指す言葉。郷土愛と似ているが、単に地域に対する愛着を示すだけではなく、自分自身が関わって地域をよくしていこうとする、ある種の当事者意識に基づくまちに対する自負心のこと。

2 教育政策の振興方針

基本理念を実現するために、下記の7つの振興方針に基づき、本市の教育振興に取り組みます。

1. 未来を創り出す子どもたちの成長を支える地域社会総掛かりでの教育の推進

- 「地域とともにある学校づくり」を目指すコミュニティ・スクールと、「学校を核とした地域づくり」を目指す地域学校協働活動を推進します。
- 社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動（ESD：持続可能な開発のための教育）に取り組みます。
- 豪雨災害での経験を活かし、近年発生している激甚災害や痛ましい事件・事故にも対応した「防災教育、安全教育」の充実を図ります。

2. 変化の激しい社会を生きるために必要な「生きる力」の育成

- 社会に開かれた教育課程の実現その他新学習指導要領を着実に実施します。
- オフライン、オンラインの教育を使いこなす（ハイブリット化）ことで、個別最適な学びと協働的学びの実現を目指します。
- ALT⁵を活用した外国語教育の強化を推進し、コミュニケーションを通じて、問題を発見し解決する能力、困難を乗り越える強い人間性を育むとともに、確かな学力の定着・向上を目指した実効性のある取組を進め、基礎学力の向上を図り、特に読解力、考える力を育てる教育を推進していきます。
- 幼児期から各教育段階に応じた体力の向上、健康の確保、食育の推進に取り組みます。
- 幼稚園、保育所（園）、認定こども園との連携に努め、幼児期における教育の質の向上を図ります。
- 学校指導体制の整備や ICT 環境の充実・活用の推進、安全安心で質の高い教育環境の整備など教育の各分野での基盤整備を推進します。
- 関係機関や地域とともに、いじめ・不登校・虐待など未然防止早期発見と迅速適切な対応を図ります。

⁵ 日本人の教員とともに外国語の授業を行う外国語指導助手。

3. 障がいのある子どもたちがいきいきと学ぶための特別支援教育の充実

- 支援が必要な子どもやその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目のない支援が受けられる体制の構築に努めます。
- 関係機関や地域とともに、発達障がいの子どもの理解と支援を進めます。

4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットの構築

- 誰もが社会の担い手となるよう、家庭や学校においてさまざまな課題をかかえる子どもや保護者、市民に対し、多様なニーズを早期に発見し、年齢階層で途切れることのない支援を、各機関・団体・地域と連携して推進します。

5. 個人の自立や地域社会の共助に向けた取組の推進

- いつでも、どこでも、だれでも主体的に学ぶことができ、豊かな心を育てる生涯学習社会の確立を目指すとともに、他者と連携・協働しながら、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けるための社会教育を推進します。
- 女性の活躍や、リカレント教育⁶などを通じたキャリア形成、高齢者等の生涯学習、生涯を通じたスポーツや文化芸術活動の推進等、人生100年時代を見据えた生涯学習を推進します。
- 情報通信技術を利用できる人とそうでない人との間に生まれる情報格差（デジタル・ディバイド）解消のため、誰もがICTツールを利用して情報処理やコミュニケーションをおこなえる能力（ICTリテラシー）を身に付けることができるよう学習機会を充実します。
- 地域の課題解決のため、多様な主体の参画を促し、人づくりや地域づくりを支援する様々な取組を展開することで、未来のうわじまの創生を担う人材の育成を目指します。

6. 多様な人材を育成する文化芸術・スポーツの振興

- スポーツ・文化・芸術の各分野において、子どもたちの優れた才能や個性を伸ばしていくため、関係団体の協力のもと、様々な体験の場・機会の提供を図ります。
- 各地域で独自に受け継がれてきた文化財や芸能について、様々な工夫で興味・関心をもたせ、後継者育成や郷土愛醸成に取り組みます。
- トップアスリートの育成から健康維持のための運動まで、市民のニーズにあわせたスポーツ環境を提供するとともに、関連団体の育成に努めます。

⁶ 職業人を中心とした社会人に対して、学校教育の終了後、一旦社会に出てから行われる教育のこと。職場から離れて行われるフルタイムの再教育に加え、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含む。

7. 互いの人権を尊重し行動するための人権・同和教育の推進

- すべての人がお互いの人権を尊重し、共に生き、共に学び、共に育つよう多様性を認め合い、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題を解決するため、学校・家庭・地域・企業等における人権・同和教育及び啓発を推進します。
- インターネットやスマートフォンで加害者や被害者とならないよう正しい知識の提供や啓発など、情報モラル教育の更なる充実や相談体制の確立を目指し、いじめ・人権侵害の防止に努めます。
- 新型コロナウイルスの感染拡大で顕在化した差別事象を教訓として、他人への誹謗中傷等、差別や人権侵害を許さない社会づくりに取り組みます。

3 計画の体系

本計画の体系は以下のとおりです。

<基本理念> (目指す教育の姿)

「一人一人のウェルビーイングと包摂的で持続可能な地域社会の共創を目指す、
人づくり・つながりづくり・地域づくり」

● 目指す人の姿「持続可能な社会の創り手」

<自立した個人として> ・シビックプライドの涵養

<他者との関係として> ・あらゆる他者の尊重 ・多様な人々との協働

<社会における役割として> ・地域の魅力の維持 ・地域の課題の解決 ・新しい価値の創造

● 目指す取り組みの姿

「学校・家庭・地域のあらゆる世代と様々な分野の人々が一体となった、ALL宇和島での共育」

<教育政策の振興方針>

1. 未来を創り出す子どもたちの成長を支える地域社会総掛かりでの教育の推進
2. 変化の激しい社会を生きるために必要な「生きる力」の育成
3. 障がいのある子どもたちがいきいきと学ぶための特別支援教育の充実
4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットの構築
5. 個人の自立や地域社会の共助に向けた取組の推進
6. 多様な人材を育成する文化芸術・スポーツの振興
7. 互いの人権を尊重し行動するための人権・同和教育の推進

<基本方針・基本施策(分野毎)>

就学前・学校教育分野(第4章)	
基本方針1 生きる力の基礎を培う 幼児教育の充実	基本施策1 教育・保育サービスの充実 基本施策2 教育・保育環境の充実 基本施策3 地域等との連携強化
基本方針2 資質・能力を育む教育 の推進	基本施策1 個別最適な学びと協働的学びの実現 基本施策2 キャリア教育の充実 基本施策3 情報教育の充実 基本施策4 特別支援教育の充実
基本方針3 豊かな心を育む教育 の推進	基本施策1 道徳教育の充実 基本施策2 人権・同和教育の推進 基本施策3 体験活動・文化芸術教育の充実 基本施策4 生徒指導・教育相談の充実
基本方針4 健やかな体を育む教育 の推進	基本施策1 体力・運動能力の向上 基本施策2 スポーツ活動の充実 基本施策3 食育・健康教育の推進
基本方針5 地域とともにある学校 づくりの推進	基本施策1 地域全体が一丸となって取り組む教育の推進 (コミュニティ・スクールの推進等)
基本方針6 信頼される教育環境 の整備	基本施策1 学校施設・設備の充実 基本施策2 学校安全対策の充実 基本施策3 教職員の資質・指導力向上等の支援 基本施策4 学校再編等の推進 基本施策5 教育の機会の充実

生涯学習分野(生涯学習推進計画 第5章)	
基本方針1 生涯学習の充実と社会教育の推進	基本施策1 誰もがいつでも学ぶことのできる生涯学習の充実 基本施策2 持続可能な地域社会を創る社会教育の推進 基本施策3 図書館の充実
基本方針2 学校・家庭・地域の連携による地域づくり	基本施策1 学校を核とした地域づくりの推進(地域学校協働活動) 基本施策2 地域全体で災害に強いつながりづくりの推進
基本方針3 未来を創る子どもたちの健全育成	基本施策1 豊かな心と郷土愛を育む地域全体での取組 基本施策2 子どもたちの安全・安心な居場所の確保
文化芸術分野(文化芸術振興計画 第6章)	
基本方針1 文化芸術を担う人材の育成	基本施策1 文化芸術に触れる機会の充実 基本施策2 文化芸術の担い手の発掘、育成及び支援
基本方針2 市民の文化芸術活動の活性化	基本施策1 協働による文化芸術の価値や魅力の創出
基本方針3 市民が誇れる歴史文化の継承	基本施策1 文化財の保存と活用 基本施策2 各種文化財の継承 基本施策3 歴史文化に関する資源の活用
スポーツ分野(スポーツ推進計画 第7章)	
基本方針1 「する」スポーツの充実	基本施策1 気軽に楽しめるスポーツの充実 基本施策2 競技力向上の促進 基本施策3 組織の育成
基本方針2 「みる・みせる」スポーツの充実	基本施策1 観戦スポーツの推進 基本施策2 魅力あるイベントづくりの推進
基本方針3 「支える」スポーツの充実	基本施策1 組織・制度の整備推進
基本方針4 気軽に利用できる「場所」の充実	基本施策1 公共スポーツ施設の有効活用の促進 基本施策2 学校体育施設の活用の促進 基本施策3 スポーツに関する情報提供の充実
人権・同和教育分野(人権・同和教育推進計画 第8章)	
基本方針1 人権・同和教育及び啓発の推進	基本施策1 人権・同和教育の推進 基本施策2 人権啓発の推進
基本方針2 人権擁護及び相談機能の充実	基本施策1 相談・支援体制の充実

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章


第6章

第7章

第8章

第9章

資料編



第3章

宇和島市の教育を取り巻く 現状と課題



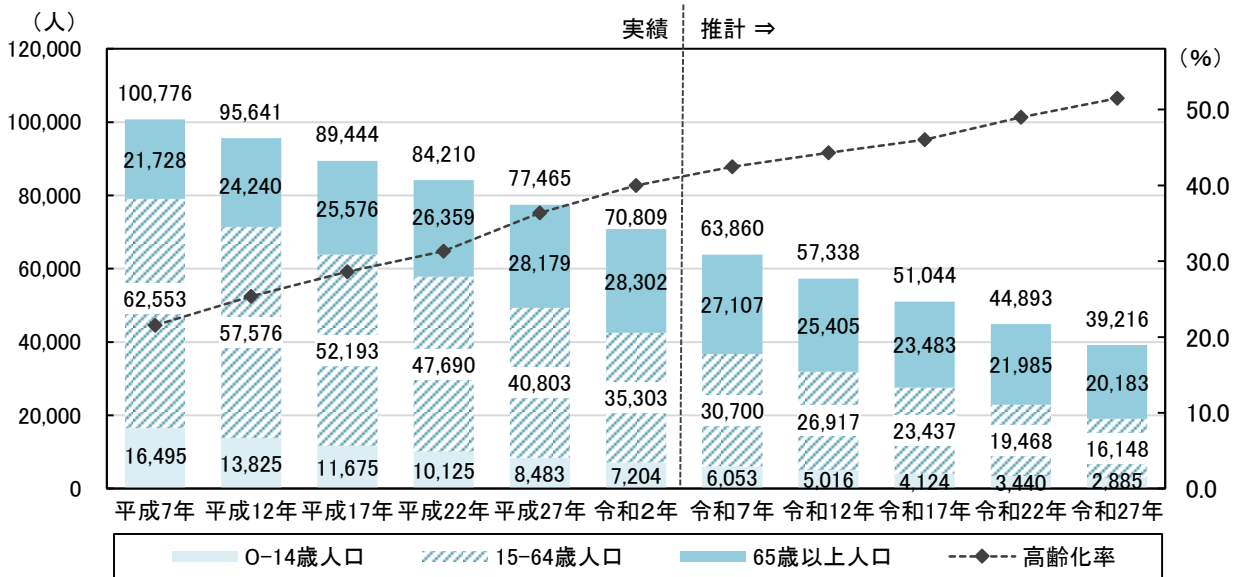
I 本市の教育を取り巻く現状について

(I) 総人口・世帯に関する現状

① 総人口の状況

本市の現状として、平成7年は人口 100,776 人・高齢化率約 22%、令和2年は人口 70,809 人・高齢化率約 40%となっており、人口は約 25年で約 3割の減少、高齢化率は 18ポイントの上昇となっており、今後も同様の人口減少やますますの高齢化が予想されています。

■ 総人口の推移・推計

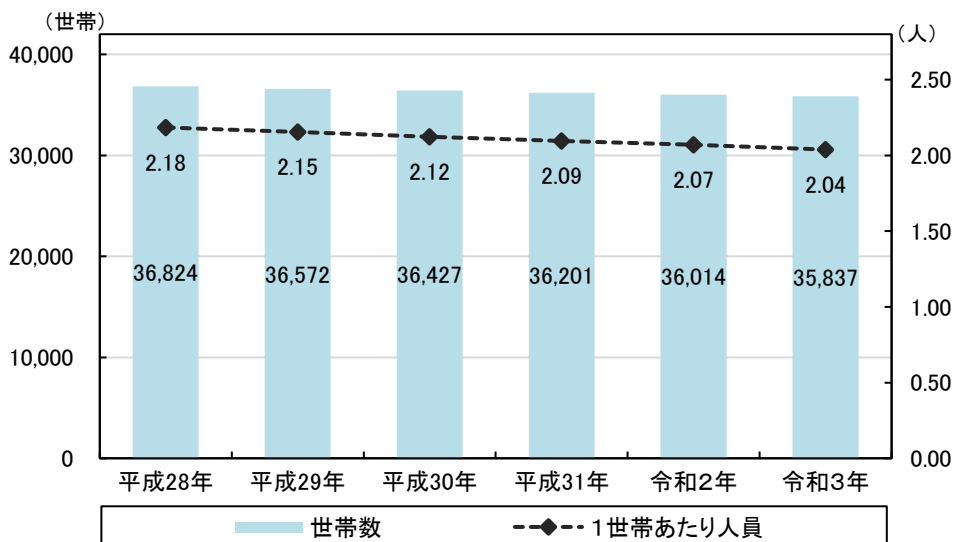


資料：国勢調査、日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）国立社会保障・人口問題研究所

② 世帯の状況

令和3年の世帯数は、35,837 世帯となっており、世帯数及び 1 世帯あたり人員は年々減少傾向にあります。

■ 世帯数及び 1 世帯あたり人員の推移



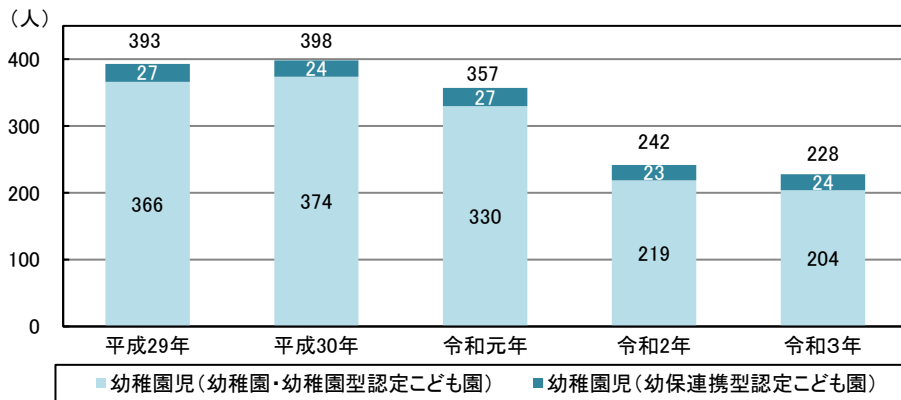
資料：住民基本台帳人口・世帯数（各年1月1日）

(2) 学校教育等に関する現状

① 就学前児童数（幼稚園・幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園）の推移

幼稚園児数（幼稚園・幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園）は年々減少傾向にあり、令和3年5月1日現在で228人となっています。

■幼稚園児数（幼稚園・幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園）の推移



資料：教育・保育施設入所児童数一覧表（各年5月1日）

■就学前教育・保育施設の利用状況（令和3年5月1日現在） ※広域入所を除く（人）

区分				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
幼稚園	公立	2園		0	0	0	6	5	15	26	
	私立	3園		0	0	1	35	35	35	106	
	計	5園		0	0	1	41	40	50	132	
認定こども園	幼稚園型	私立	2園	(保)	2	11	12	15	20	9	69
				(幼)	0	0	1	22	27	22	72
	保育所型	公立	1園	(保)	3	9	11	17	22	16	78
				(幼)	0	0	0	2	1	3	6
		私立	1園	(保)	11	23	30	29	33	36	162
				(幼)	0	0	0	11	12	21	44
	幼保連携型	公立	1園	(保)	4	12	13	16	23	17	85
				(幼)	0	0	0	6	5	13	24
計	5園		20	55	67	118	143	137	540		
保育所	公立	12園		7	58	86	96	98	109	454	
	私立	6園		32	121	132	127	126	141	679	
	計	18園		39	179	218	223	224	250	1,133	
家庭的保育	2園		0	0	0	0	1	1	2		
委託	—		0	1	1	0	0	1	3		
総計	30園		59	235	287	382	408	439	1,810		

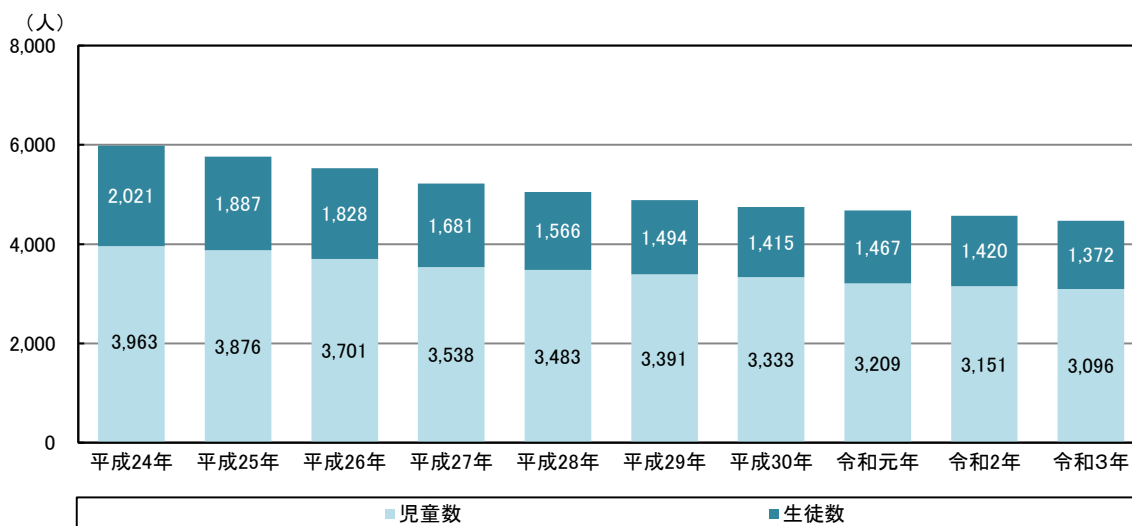
資料：教育・保育施設入所児童数一覧表

② 児童生徒数・学級数の推移

児童生徒数は年々減少傾向にあり、令和3年5月1日現在で児童数は 3,096 人、生徒数は 1,372 人となっています。

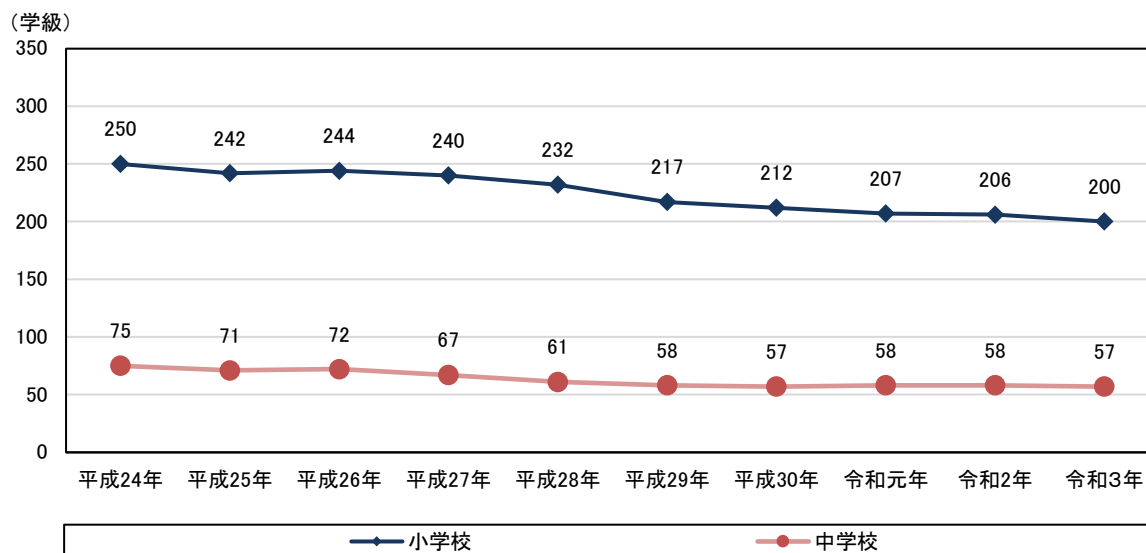
学級数は、令和3年5月1日現在で小学校は 200 学級、中学校は 57 学級となっています。

■児童生徒数の推移



資料：学校基本調査（各年5月1日）

■学級数の推移

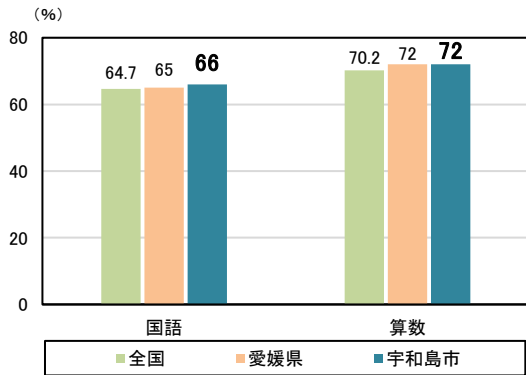


資料：学校基本調査（各年5月1日）

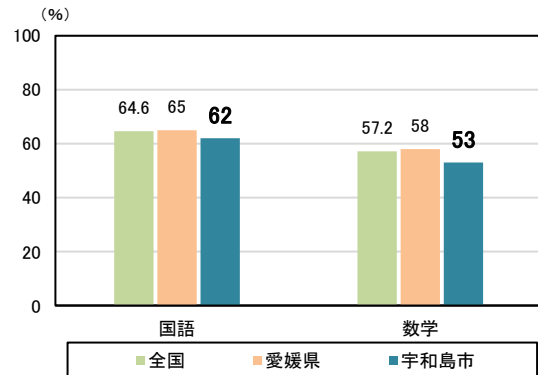
③ 全国学力・学習状況調査の結果

令和3年度の全国学力・学習状況調査の結果を全国・愛媛県と比較すると、小学6年生の国語・算数が全国を上回っており、中学3年生の国語・数学が全国・県を下回っています。

■小学6年生の結果（令和3年度）



■中学3年生の結果（令和3年度）



※数値は平均正答率

■全国学力・学習状況調査結果の推移

区分	教科		（%）						
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学6年生	国語	A(知識)	66.8	72	75	72	61	新型コロナウイルス感染症拡大のため、中止	66
		B(活用)	63.0	59	57	55			
	算数	A(知識)	73.3	81	81	65	67		72
		B(活用)	47.3	49	48	53			
中学3年生	国語	A(知識)	69.5	73	75	73	69	62	
		B(活用)	60.1	61	68	58			
	数学	A(知識)	57.7	58	59	64	55		53
		B(活用)	35.3	41	44	43			

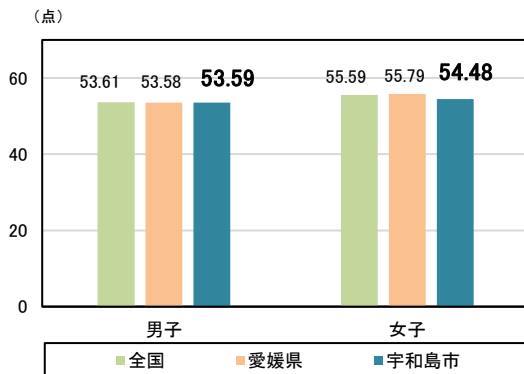
※数値は平均正答率

資料：全国学力・学習状況調査結果

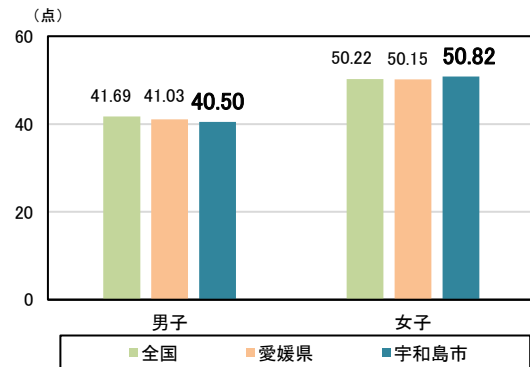
④ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果

令和元年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を全国・愛媛県と比較すると、中学2年生女子では、全国・県を上回っていますが、小学5年生女子、中学2年生男子では、全国・県を下回っています。

■小学5年生の結果（令和元年度）



■中学2年生の結果（令和元年度）



■全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の推移

（点）

区分	性別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
小学5年生	男子	52.45	54.40	53.18	52.83	53.59
	女子	55.89	56.09	55.86	56.14	54.48
中学2年生	男子	41.82	40.62	40.21	40.92	40.50
	女子	47.36	46.98	46.66	49.94	50.82

※数値は平均体力合計点

資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

⑤ いじめの状況

小・中学校合計では平成 29 年度をピークとして年々減少傾向にあり、小学校では過去 3 年で年間 50 件～80 件程度で推移しています。

■いじめ認知件数の推移 (件)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
小学校	14	81	79	48	61
中学校	36	60	31	27	11
合計	50	141	110	75	72

資料：市教育委員会（学校教育課）

⑥ 不登校の状況

過去5年で、小学校は年間 20 人前後、中学校は 30 人～50 人程度で推移しています。

■不登校児童生徒数の推移 (人)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
小学校	16	20	19	23	22
中学校	37	30	37	33	48
合計	53	50	56	56	70

資料：市教育委員会（学校教育課）

⑦ 教育相談及びこども支援教室「わかたけ」の通所状況

教育相談件数は、平成 30 年度をピークに減少していますが、1,000 件程度となっています。わかたけへの通所状況は、小・中学校あわせ 20 人程度となっており、平成 30 年度より定住自立圏共生ビジョンの取組から、近隣自治体からも受入れを開始しています。

■教育相談件数、こども支援教室「わかたけ」の通室生の推移 (人)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
教育相談件数(件)	1,123	1,298	1,918	1,397	988
わかたけ通室生					
小学校	6	7	4	6	5
中学校	5	12	15	14	12
計	11	19	19	20	17
うち市外通室生	—	—	3	2	2

資料：市教育委員会（学校教育課）

(3) 生涯学習に関する現状

本市では、市民の生涯学習拠点として、宇和島市学習交流センター「パフィオうわじま」、中央公民館及び各地区公民館を中心に、生涯学習関連の学級や講座を展開しており、市民の学習活動の活性化を図っています。

また、中央公民館では、「青少年市民協働センター（通称「ホリバタ」）事業」を通じて、持続可能な未来のうわじまの創生を担う人材の育成を図っています。

社会の急速な変化に伴い、市民の学習ニーズは多様化・高度化しており、今後は市民ニーズと社会状況に即した学習機会を充実させるだけでなく、学習成果を地域へ還元する仕組みの整備や生涯学習を支える人づくりによって、市民の学習活動の裾野を広げていく必要があります。

① 公民館等における事業

地区公民館では、30館それぞれの地区に応じた事業の実施、学級・講座を開講しています。

また、パフィオうわじまは令和元年度にオープン、中央公民館では令和2年度から青少年市民協働センター（ホリバタ）事業を開始しています。

各学級・講座等の事業については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により参加者は減少しています。

■公民館利用者数の推移 (人)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度
利用者数	277,267	280,416	266,289	275,650	151,773

資料：市教育委員会（生涯学習課）

■学級・講座の参加者の状況 (人)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度
女性学級	701	829	1,029	1,029	277
高齢者学級	927	865	637	755	210
成人学級	3,859	2,101	1,421	1,793	483
家庭教育講座	2,410	2,750	1,855	1,821	416
青年	13	87	0	132	126

資料：市教育委員会（生涯学習課）

■パフィオうわじま（生涯学習センター） (人)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度
事業への参加者数	—	—	—	32,381	12,389

資料：市教育委員会（生涯学習課）

■青少年市民協働センター（ホリバタ）事業 (人)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度
事業への参加者数	—	—	—	—	5,208

資料：市教育委員会（生涯学習課）

② 図書館における事業

中央図書館は令和元年度オープンのパフィオうわじまに移転し、IC システムを導入して利便性を大きく高めました。

また、令和3年度からは宇和島市電子図書館を開設し、いつでもどこでも読める電子書籍の貸出を始めました。

■図書館の年間貸出冊数の推移 (冊)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度
中央図書館	152,390	149,632	111,634	169,359	141,850
簡野道明記念 吉田町図書館	30,082	27,935	7,742	10,529	11,274
中央図書館 津島分館	10,451	25,365	27,964	25,113	22,127
合計	192,923	202,932	147,340	205,001	175,251

※吉田町図書館は、平成 30 年 7 月豪雨災害により大きな被害を受け、当年 7 月～令和元年 5 月 30 日まで休館しました。

※中央図書館は、平成 30 年度末（平成 31 年 1～3 月）、図書館移転準備のため休館しました。

※令和 2 年度は、一定時期、新型コロナウイルス感染症拡大による利用制限がありました。

資料：図書館利用統計

(4) 文化・芸術に関する現状

市内には、宇和島城や伊予神楽をはじめとする 164 件の指定又は登録文化財があり、それぞれの文化財の保存・整備・活用に向けた取組を行っています。

一方で、文化芸術団体の高齢化や後継者不足が課題となるなか、今後も市民が文化芸術を身近に感じ、本市の魅力や歴史・文化的価値を再発見できるよう、文化芸術に触れる機会の増加や人材育成を行う必要があります。

① 文化芸術団体の活動状況

文化芸術団体はここ数年の傾向として、徐々に団体数が減少し、登録人数も年々減少傾向が強く、平成 28 年度と令和 2 年度では、400 人減少、16%の減少となっています。

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
団体数(団体)	129	129	126	122	117
登録人数(人)	2,502	2,421	2,347	2,262	2,102

資料：文化協会提供

② 文化祭参加団体数

文化祭への参加団体数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、平成 28 年度と令和 2 年度では、106 団体減少、73%の減少となっています。

(団体)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
団体数	145	151	125	148	39

資料：文化祭実施委員会等提供

③ 宇和島城天守、歴史資料館、伊達博物館、吉田ふれあい国安の郷、畦地梅太郎記念美術館・井関邦三郎記念館の入館者数

各施設の入館者数、入場者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度に大きく落ち込んでいます。

(人)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
宇和島城天守	51,792	54,876	49,522	55,902	28,358
歴史資料館	2,640	2,912	4,654	3,387	2,462
伊達博物館	16,783	17,413	14,521	10,770	6,343
吉田ふれあい国安の郷	2,911	3,845	1,073	2,178	1,387
畦地梅太郎記念美術館・井関邦三郎記念館	6,619	6,635	4,482	6,658	5,126

資料：市教育委員会（文化・スポーツ課）

(5) スポーツに関する現状

本市では、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や、人々の心身の健全な育成に必要なものとしてスポーツを捉え、スポーツ施設の整備と利用促進、スポーツ団体の育成等の事業を行っています。

今後も全ての市民が気軽にスポーツに関わりを持ち、健康増進や生きがいにつなげ、スポーツを通じた市民の交流を活発にすることで活力あるまちの実現につなげることが重要です。

① スポーツ施設の利用状況

三間町国民体育館等、一部増加傾向にある施設もあり、年度により変動はありますが、全体的に減少傾向にある施設が多くあります。

さらに、各施設の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に大きく落ち込んでいます。

■ スポーツ施設利用者の推移

(人)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度
総合体育館	127,026	111,888	108,409	107,342	73,700
丸山公園	85,416	96,767	108,741	105,685	71,213
保手公園運動広場	3,532	4,010	4,100	3,920	4,396
宮下ふれあい広場	13,405	13,748	11,510	11,249	8,002
スポーツ交流センター	—	—	40,986	58,758	50,518
吉田公園	8,358	13,145	2,675	0	0
吉田町ふれあい運動公園	104,263	104,740	85,003	75,079	61,745
三間町国民体育館	11,616	11,742	16,037	17,350	10,889
三間町運動公園	17,727	28,569	16,151	14,673	12,020
津島勤労者体育センター	16,088	14,655	13,958	13,527	10,681

※スポーツ交流センターは、平成30年7月29日利用開始

※吉田公園は、平成30年7月豪雨災害以後、利用中止

資料：市教育委員会（文化・スポーツ課）

② スポーツ団体・大会参加者等の状況

スポーツ協会加盟団体数及びスポーツ少年団数は、過去5年でわずかな変動はあるものの、同程度で推移しています。

市スポーツ大会等の参加者数は、大会等毎に傾向は異なりますが、増加傾向にある大会と減少傾向にある大会の数は同程度となっています。

■スポーツ協会加盟団体及びスポーツ少年団の推移 (団体)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度
市スポーツ協会 加盟団体数	35	35	36	36	35
市スポーツ少年団 登録単位団数	17	17	17	18	18

資料：市教育委員会（文化・スポーツ課）

■市実施スポーツ大会等の参加者数 (人)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度
四国西南地域陸上 競技大会	409	375	中止	395	532
宇和島市駅伝 競走大会	202	205	217	234	271
南予マラソン大会	中止	344	316	336	中止
うわみだんだん マラソン・ウォーク	498	471	426	中止	中止
吉田町駅伝 競走大会	349	337	中止	中止	中止
吉田町マラソン 大会	744	674	678	600	321
美沼の里健康 マラソン大会	中止	中止	609	635	中止
津島町駅伝大会	437	303	340	364	173
津島町小学生 相撲大会	41	66	中止	中止	中止

資料：市教育委員会（文化・スポーツ課）

(6) 人権・同和教育に関する現状

本市では、互いの人権が尊重される社会づくりを目指し、「宇和島市人権を尊重しあらゆる差別をなくする条例」等に基づき、同和教育を中核とした人権教育・啓発を積極的に推進しています。

また、令和3年10月に「宇和島市人権を尊重しあらゆる差別をなくする条例」を一部改正し、今後は条例の周知とともに、複雑化・多様化する人権課題に対応するため、人権3法の趣旨を踏まえ、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を目指していきます。

① 人権・同和教育講演会の実施状況

講演会の参加者及び開催数は、新型コロナウイルス感染症による影響が大きく、令和2年度は実施の制限を行っています。

■ 人権・同和教育講演会の参加者数及び開催数の推移

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
講演会の参加者数(人)	2,810	2,510	2,950	2,600	78
講演会の開催回数(回)	6	6	6	6	1

資料：市教育委員会（人権啓発課）

② 人権相談の実施状況

人権相談の開催回数は、平成30年度の西日本豪雨による影響が大きく、令和元年度は著しく増加しています。

(回)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人権相談の開催回数	38	46	66	187	78

資料：市教育委員会（人権啓発課）

2 本市の教育施策における課題

教育を取り巻く社会情勢、国や県の教育施策の動向、本市の現状やアンケート調査結果等を踏まえ、本計画策定に向けた課題を整理しました。

(1) 新たな時代に対応できる資質・能力の育成


- ◆社会経済のグローバル化や情報通信技術の発展等、私たちの生活を取り巻く社会状況は急激に変化しており、この社会情勢において「生きる力」を育むことは、近年の学校教育において重要なキーワードとなっています。そのため、主体的・対話的で深い学びを通して、自ら課題を見つけ解決していく力を育み、自分らしい生き方を実現するための力を育てることが必要です。
- ◆子どもたちの創造性を育む ICT 環境の実現に向けて、ICT 教育や情報活用能力の更なる育成が求められており、本市でも令和3年1月に児童生徒1人1台のLTE 対応端末の導入を完了しました。一方で、子どもたちにとって様々な情報端末機器が身近なものとなり、情報モラル教育の重要性も高まっています。児童生徒の保護者アンケート調査では、本市の子どもたちが成長していくうえで最近の社会において特に問題だと感じていることとして、「SNS やスマートフォンの普及（負の影響）」が約6割と最も高く、教職員アンケート調査においても、情報モラルの指導を行う必要があるかでは、「とても思う」が約8割となっています。今後も学校・家庭が連携し、子どもの発達段階に応じた情報モラル教育の充実を図ることが必要です。
- ◆児童生徒にとってよりよい学校教育を進めていくためには、教職員が一人一人の子どもに向き合いながら、質の高い授業や子どもに応じた指導を行っていくための、資質の向上が求められています。しかし、全国的にも教職員の長時間勤務が深刻な状況にあり、教職員が子どもたちと触れ合うことができる時間を確保するためにも、学校における組織体制や業務内容を見直し、働き方改革の取組を進めることが急務となっています。
- ◆平成 30 年7月豪雨災害では、吉田・三間地区を中心に河川の氾濫や土砂崩れが発生し、13名（災害関連死を含む）の尊い命が失われたほか、大切な家屋・財産や長い年月をかけて作り上げた農地等に甚大な被害がありました。近年、深刻化する集中豪雨やそれに起因する土砂災害、台風や地震等の自然災害は、依然として私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。防災教育を推進し、より実践的な防災・安全教育を継続して進めていくことが必要です。

(2) 誰一人取り残さない持続可能な社会の構築

- ◆本市では、学校運営協議会制度を全ての小・中学校に拡充し、「地域とともにある学校づくり」を目指しており、地域ボランティアの活用や学校運営協議会の開催を通して、学校や地域が抱える課題解決に向けて取り組んでいます。今後も、持続可能な地域づくりを目指して、園・学校・家庭・地域で、更なる連携・協働の強化を図る必要があります。
- ◆少子化と核家族化の進行や地域との関係が希薄化する中で、家庭の教育力の低下も危惧されています。家庭教育は全ての教育の出発点であることを踏まえ、子育て家庭を孤立させることなく、地域で親子の育ちを支えていくことが重要です。
- ◆児童生徒のアンケート調査では、悩みや不安があるときの相談先として、「親」「友達」が高くなっている一方で、「だれかに相談しようとは思わない」が約2割となっており、一人一人の状況に応じた誰一人取り残さない適切な指導・支援を行うためには、関係機関や地域と一体となった体制づくり・相談支援が重要です。

(3) 生涯を通じた学びの機会の創出

- ◆人生 100 年時代を迎えるにあたり、生涯にわたって学び、活躍できるよう、学習活動や文化・芸術・スポーツ活動等に参加する機会や環境の充実が必要です。一方で、生涯学習をはじめ、市民ニーズは年々多様化しており、ニーズを的確に捉えた講座等の運営が課題となっています。
- ◆市民アンケート調査結果では、現在生涯学習活動を行っている市民の割合が約3割となっています。生涯学習活動をしない理由では、「時間的に余裕がない」が最も高く、次いで「情報がない、又は入手の方法がわからない」となっています。生涯学習に関する情報では、「講座・講習の情報」や「イベント情報」のニーズが高くなっており、市民の学習意欲の向上を図るため、学習活動につながる広報・啓発活動や学習情報の提供が重要です。
- ◆本市では、子どもの人口減少や若年層人口の市外流出等、まちから若い世代が減少していることが喫緊の課題となっています。そのため、市への郷土愛を育むことや、今いる若い世代が学生から大人になっても、“学び”（社会教育を含めた生涯を通じた様々な経験や知識の習得）続けることができる環境づくりが必要です。



第4章

【分野別施策の展開】 就学前・学校教育分野



就学前・学校教育分野

本章では、子どもたちが、複雑で予測困難な社会を生きるため、「個別最適な学びと協働的学び」や「主体的・対話的で深い学び」等を通して、生きる力を育成しつつ、一人一人の個性を伸ばし、多様な能力を育むよう、各種施策等について計画しています。

本計画を着実に推進していくことにより、子どもたちが生涯にわたり自ら学び続ける意欲を養い、新たな価値を創造する、持続可能な社会の創り手となれるよう努めます。

方向性

- 子どもたちが、変化の激しい社会を生き抜く力を身につけることができるよう、一人一人の学力を確実に伸ばします。そのために、子どもたちが受け身ではなく、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通じて、確かな学力を育成する質の高い学びを実現します。
- GIGA スクール構想に基づく児童生徒1人1台端末を活用した教育を推進したり、持続可能な社会づくりの担い手を育む学習を展開することにより、これからの複雑で予測困難な社会の変化に対応しながら、一人一人が輝き続けていけるような力を育成します。
- 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育の推進や、ニーズに応じた適切な特別支援教育を推進します。
- 保護者や地域住民等の積極的な参加による、「地域とともにある学校づくり」に向けて、全小・中学校のコミュニティ・スクールを推進します。また、これまで培われた地域と学校との絆をより一層強固にし、家庭及び地域と学校が連携・協働して地域全体で子どもの学びや育ちを支える地域づくりを推進します。

計画の体系

<基本方針1 生きる力の基礎を培う幼児教育の充実>

基本施策1 教育・保育サービスの充実

- (主な取組)
- 質の高い幼児教育の実現
 - 健康の確保と食育の推進
 - 特別な配慮を必要とする幼児への支援
 - 幼児教育への経済的負担の軽減
 - 私立施設の運営に対する財政支援

基本施策2 教育・保育環境の充実

- (主な取組) ■ 幼児教育保育に適した施設環境整備

基本施策3 地域等との連携強化

- (主な取組)
- 小学校教育との円滑な接続
 - 郷土愛を育む幼児教育
 - 家庭・地域との連携による幼児教育力の総合化
 - 防災・防犯体制の整備

<基本方針2 資質・能力を育む教育の推進>

基本施策1 個別最適な学びと協働的学びの実現

- (主な取組)
- 主体的・対話的で深い学びの実現
 - 家庭との協働による主体的な学習・生活習慣の確立
 - 学校の創意工夫を生かした確かな学力の定着と向上
 - 外国語教育の強化
 - 読解力、考える力を育てる教育の推進
 - 課外学習の支援と充実
 - 困難を乗り越える強い人間性の育成

基本施策2 キャリア教育の充実

- (主な取組)
- 心身の成長過程に応じたキャリア教育
 - 学校・地域が連携した職場体験活動
 - 進路指導の充実

基本施策3 情報教育の充実

- (主な取組)
- デジタル・シティズンシップ教育の推進
 - ICT環境の充実と活用の推進

基本施策4 特別支援教育の充実

- (主な取組)
- 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育
 - 特別支援教育の支援体制の構築
 - 障がいのある児童生徒への支援

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

資料編

<基本方針3 豊かな心を育む教育の推進>

基本施策1 道徳教育の充実

- (主な取組) ■豊かな心を育む道徳教育の充実
■命の教育の充実

基本施策2 人権・同和教育の推進

- (主な取組) ■同和問題をはじめとする様々な人権学習の推進
■人権・同和教育に関する教材・資料等の研究開発の促進
■仲間意識に支えられた集団づくりの推進

基本施策3 体験活動・文化芸術教育の充実

- (主な取組) ■体験活動・文化芸術教育の充実

基本施策4 生徒指導・教育相談の充実

- (主な取組) ■学校・家庭・地域社会及び関係機関が行動連携する開かれた生徒指導の推進
■個の特性に応じた指導の充実
■いじめ問題への適切な対応
■不登校問題への適切な対応

<基本方針4 健やかな体を育む教育の推進>

基本施策1 体力・運動能力の向上

- (主な取組) ■健康的で衛生的な生活習慣の確立と体力の向上

基本施策2 スポーツ活動の充実

- (主な取組) ■スポーツ活動の充実

基本施策3 食育・健康教育の推進

- (主な取組) ■健康教育の充実
■食育の充実と地産地消

<基本方針5 地域とともにある学校づくりの推進>

基本施策1 地域全体が一丸となって取り組む教育の推進(コミュニティ・スクールの推進等)

- (主な取組) ■社会に開かれた教育課程
■児童生徒・学校・地域の実態に即した特色ある学校づくり
■学校運営協議会を核とする地域とともにある学校づくり
■持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動の推進
■防災教育・安全教育の充実による児童生徒の危機対応能力の育成
■部活動改革の推進

<基本方針6 信頼される教育環境の整備>

基本施策1 学校施設・設備の充実

- (主な取組)
- 安全・安心な施設・設備の整備充実
 - 質の高い教育を可能とする施設・設備・機器の整備充実
 - 各学校給食調理場施設・設備の整備充実

基本施策2 学校安全対策の充実

- (主な取組)
- 防災教育・安全教育の充実による児童生徒の危機対応能力の育成(※再掲)
 - 通学路等安全対策の推進

基本施策3 教職員の資質・指導力向上等の支援

- (主な取組)
- 教育専門職としての自覚と資質・指導力の向上
 - 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた研修
 - 多様な研修機会の確保と支援
 - 働き方改革の推進
 - 教職員一人一人の安全管理・危機管理の徹底
 - 教職員のメンタルヘルス対策

基本施策4 学校再編等の推進

- (主な取組)
- 小・中学校の適正規模・適正配置の推進

基本施策5 教育の機会の充実

- (主な取組)
- 就学のための援助・奨励
 - 奨学金制度の普及啓発の推進
 - 外国につながる子どもに関する支援

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

資料編

基本方針I 生きる力の基礎を培う幼児教育の充実

現状と課題

- 幼児期は、生涯にわたる人格形成の過程において非常に重要な時期であり、「幼児期の終了までに育てほしい10の姿^{*}」を目標に、遊びや活動を通して非認知能力を高め、生きる力の基礎を培う幼児教育が求められています。

※幼児期の終了までに育てほしい10の姿

健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、自然との関わり・生命尊重、数量・図形・文字等への関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現

- 幼稚園関係者が研修事業に積極的に参加し、幼稚園教育要領の趣旨や内容の理解をより深め、資質向上を図り、要領等に示される教育の理念を実践し、良質かつ適切な教育が総合的かつ効率的に提供される必要があります。
- また、幼児の安全・安心の確保や健やかな成長支援のため、よりよい教育保育環境の整備も必要です。

成果指標

指標の名称	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和10年度)
幼児教育保育研修が充実しており資質向上を図ることができるとする教職員の割合	—	90.0%
小学校や関係機関、地域との交流や連携が図られたとする教職員の割合	—	90.0%

(注) 成果指標の基準値について、平成30年度は7月豪雨災害、令和元年度及び2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、基準値として適当ではない項目があるため、該当部分については影響を受けない年度の実績を使用しています。(以降の成果指標も同様です。)

基本施策I 教育・保育サービスの充実

<施策の必要性等>

幼児期は、人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、質の高い幼児教育の充実や保育サービスの総合的な提供が求められています。また、次世代を担う子どもたちが社会情勢の変化に対応していくために、幅広い知識と柔軟な思考力による新しい知識や価値を創造する生きる力を育む支援に取り組む必要があります。

主な取組	内容	事業
質の高い幼児教育の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教諭等が幼稚園教育要領等の理解と実践により、生きる力の基礎を培う教育内容の精選と指導による幼児の自発性や主体性の育成に努めます。 ・幼稚園教諭等の資質向上に向けた研修機会の確保を図ります。 ・人材確保のための魅力ある職場づくりを推進します。 ・良質かつ適切な教育保育環境整備を行い、定期的な指導監督等を実施します。 ・幼児教育の質の向上を目指すため、自己評価・外部評価の実施に努め、幼稚園・保育所への各種情報提供等を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアアップ研修 ・幼稚園・こども園教育研究協議会
健康の確保と食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断・健康相談等により、幼児の成長・発達・健康支援に努めます。 ・給食等を通じて、子どもたちが食に関心を持ち、年齢に応じた生活や食習慣の指導を行います。 ・地場産物等を使用した食育を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健安全法に基づく健康診断 ・学校給食事業 ・地場産物食育推進事業
特別な配慮を必要とする幼児への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の充実による早期発見・早期支援に努めます。 ・年齢や発達状態に応じた切れ目のない適切な支援を継続するための関係機関の連携強化と相談支援体制を構築します。 ・幼児の個々の特性に応じた教育保育を行うための幼稚園等における支援員の配置に努めます。 ・発達障がい等への理解促進と研修等の実施に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達支援センター ・発達支援巡回相談 ・障がい児教育保育補助事業 ・宇和島市特別支援連携協議会 ・宇和島市教育支援委員会
幼児教育への経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・保育にかかる費用の減免等、子育てや教育・保育に係る費用負担の軽減を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・保育無償化事業

主な取組	内容	事業
私立施設の運営に対する財政支援	・施設型給付や補助等による私立幼稚園の教育振興と安定的運営支援を図ります。	・教育・保育給付事業 ・障がい児教育保育補助事業 ・地域活動事業

基本施策2 教育・保育環境の充実

<施策の必要性等>

多様な教育保育活動に対応するための空間構成、安全かつ円滑な動線に配慮した施設整備や設備更新に努める必要があります。

主な取組	内容	事業
幼児教育保育に適した施設環境整備	・幼児の活動にふさわしい環境整備を推進します。 ・安全かつ快適な施設・設備の充実と機能強化を図ります。	・施設環境整備事業 ・宇和島市教育保育施設等整備計画

基本施策3 地域等との連携強化

<施策の必要性等>

発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続を図るための体制整備が求められています。また、様々な社会的要因により、幼児を取り巻く環境は大きく変化し、家庭・地域社会の教育力の低下も課題となっています。幼稚園等と家庭・地域社会の三者がそれぞれの教育機能を発揮することにより、総合的な幼児教育の提供と地域の実情に応じた取組を行えるよう支援し、豊かな自然・文化等の地域資源の活用や地域の人との交流を通して、これからの時代に必要な力やふるさとに愛着をもった子どもたちの育成を目指していくことも重要です。

また、近年深刻化する集中豪雨被害やそれに起因する土砂災害、あるいは台風や地震等の自然災害は、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。また、子どもたちを犯罪から守るためにも、地域等と連携しながら安全・安心で快適な教育保育環境の提供に努めていく必要があります。

主な取組	内容	事業
小学校教育との円滑な接続	・小学校への円滑な接続や連続性を意識した指導計画(カリキュラム)作成と実施に努めます。 ・関係機関が幼・保・小連携の重要性を意識し、理解促進に努め、関係者が連携・協力するなど議論ができる環境を進めていきます。	・幼保小連携強化 ・指導要録(保育要録)による継続支援 ・宇和島市特別支援連携協議会 ・宇和島市教育支援委員会

主な取組	内容	事業
郷土愛を育む幼児教育	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土の歴史や文化と触れ合う機会を創出します。 ・地域にある自然や産業等の教育資源を活用した世代間交流等を通じ、郷土に対する理解と関心を深める体験を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土愛育成
家庭・地域との連携による幼児教育力の総合化	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園等を中核とした家庭や地域社会の教育力の再生・向上に努めます。 ・家庭・地域社会・幼稚園等の連携・協力体制の充実とネットワークの構築を図ります。 ・幼稚園等における子育て支援の推進と地域の人材活用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育推進体制整備 ・地域交流事業 ・多世代交流事業
防災・防犯体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・地域との見守りや連携・協力体制を構築します。 ・緊急時における関係機関との連携を図ります。 ・交通安全に関する啓発活動や避難訓練等、子どもの安全確保のための活動の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域見守り活動 ・防災・安全教育 ・避難訓練



小学校体験入学



親子みかん狩り体験



高校生と合同防災体験



お祭り体験

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

資料編

基本方針2 資質・能力を育む教育の推進

現状と課題

- 本市では令和3年1月に GIGA スクール構想による児童生徒1人1台端末の整備が完了し、同年4月より端末の常時持ち帰りを開始しており、個別最適な学び、協働的な学びの実現に向けた取組を進めています。また、主体的・対話的で深い学びに向けての授業改善も進みつつありますが、教職員の意識改革と授業力向上が推進のカギとなります。
- 「生きる力」にも深く関わる問題解決能力の育成に向けて、現在、小・中学校では「児童生徒に知識を伝達して身に付けさせる学習」から「児童生徒が自ら問題意識を持って自ら知識を習得・獲得していく学習」への転換に向けて、授業改善に取り組んでいます。また、STEAM 教育等、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習の取組についても検討していきます。
- 外国語教育の推進に向けて、小学校での外国語の教科化が始まった5・6年生に日本人 ALT 派遣を行っています。また、令和2年度より、3級以上の英語検定に半額補助を行っています。
- 特別支援教育の充実に向けて、令和3年度より個別指導計画、個別教育支援計画の形式を市内で統一しました。また、支援会議等の実施により、合理的配慮⁷の合意形成を図っています。インクルーシブ教育（障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが可能な限り共に学ぶ教育）の理念に基づき、障がいのある児童生徒一人一人のニーズに応じて、適切な教育的支援を行うことができるよう、支援体制をより一層充実していく必要があります。

成果指標

指標の名称		基準値 (令和3年度)	目標値 (令和10年度)
「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査	小	85.3%	90.0%
	中	69.4%	73.0%
「地域や社会をよくするために考える」と回答した児童生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査	小	58.1%	61.0%
	中	51.6%	54.0%
「課題の解決に向け、自ら考え、自ら取り組む」と回答した児童生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査	小	79.9%	84.0%
	中	77.0%	81.0%

⁷ 障がいのある人の人権が、障がいのない人と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がいの特性や困り事に合わせて行われる配慮のこと。

指標の名称		基準値 (令和3年度)	目標値 (令和10年度)
国語、算数・数学の平均正答率 (全国平均との差) ※全国学力・学習状況調査	小	国語 +1.3ポイント (66%)	全国平均以上
		算数 +1.8ポイント (72%)	
	中	国語 △2.6ポイント (62%)	
		数学 △4.2ポイント (53%)	

基本施策1 個別最適な学びと協働的学びの実現

<施策の必要性等>

グローバル化や技術革新が急速に進み、予測困難なこれからの時代において、子どもたちには、単なる知識の所有だけでなく、「自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく力」が求められます。本市では、学校と家庭・地域が連携・協働し、そのような力の育成に取り組みます。

主な取組	内容	事業
主体的・対話的で深い学びの実現	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが、「主体的・対話的で深い学び」のきっかけとして、ICT・授業支援ソフト等ツールとして学べる環境を提供します。 教科等横断的な教育課程の編成、教育内容や時間の配分、教育資源の確保を通じて教育効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の確立等を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ICT教育推進事業 カリキュラム・マネジメントの確立
家庭との協働による主体的な学習・生活習慣の確立	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの学習・生活習慣を定着させるには、家庭の果たす役割は大きいため、「学校だより」等の様々な機会を通して、家庭へ学習・生活習慣の重要性の啓発を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> スクールソーシャルワーカー⁸派遣事業 家庭学習・生活習慣の啓発
学校の創意工夫を生かした確かな学力の定着と向上	<ul style="list-style-type: none"> 全国学力・学習状況調査等の結果について、学校教育課や各校でも自校の課題を分析し、課題に対する改善策に取り組み、授業改善につなげます。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育指導事業

⁸ いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門スタッフ。

主な取組	内容	事業
外国語教育の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ALTを活用しながら外国語に慣れ親しむ機会を拡大し、外国語教育の指導改善を図ります。 ・中学校卒業段階で英検3級程度以上を達成することを目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国青年招致事業 ・宇和島市英語検定チャレンジ事業
読解力、考える力を育てる教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「教える授業」から「考えさせる授業」への転換を図ります。 ・新聞を教材として活用するNIE教育等を取り入れながら自らの言葉で考えを発出できる資質・能力の育成を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・読書活動の充実 ・小・中学校の授業改善 ・ICT教育推進事業
課外学習の支援と充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各校の実態に合わせた補充学習支援員の適正配置を進め、課外学習の充実を進めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT教育推進事業 ・補充学習支援員配置
困難を乗り越える強い人間性の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・包摂的で持続可能な地域社会の担い手を育てるため、児童生徒が自ら問題意識を持って知識を習得・獲得し、活用していく学習への転換を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・問題解決能力の育成

基本施策2 キャリア教育の充実

<施策の必要性等>

「学ぶこと」と「働くこと」を関係付けながら、子どもたちに「生きること」の尊さを実感させる教育、社会的自立・職業的自立に向けた教育を行います。そのために、社会での職業や勤労及び学校での学習や諸活動に積極的に関わる意欲・態度を持つよう指導・援助することが必要です。

主な取組	内容	事業
心身の成長過程に応じたキャリア教育	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアパスポート⁹を活用して、小・中・高等学校とつながりのある計画的・継続的なキャリア教育を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育推進事業
学校・地域が連携した職場体験活動	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒が将来に向けて職業選択の幅や視野を広げるため、地元の人材を活用した体験学習や地元企業と連携した職場体験活動の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・UWAJIMA ジョブチャレンジU-15事業
進路指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が将来の進路を主体的に選択できるよう、職業教育の充実ときめ細かい進路指導に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特色ある学校づくり事業 ・UWAJIMA ジョブチャレンジU-15事業

⁹ 小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる活動について、児童生徒自身が記入し、蓄積したもの。

基本施策3 情報教育の充実

<施策の必要性等>

社会のDX¹⁰化が急速に進んでいる現在、教育においても国が目指す未来社会では、ICTは欠かせないものですが、正しい活用も必須であり、デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参考にできる能力を学びながら実践する必要があるため、ICT教育のさらなる充実を目指します。

主な取組	内容	事業
デジタル・シティズンシップ教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒自身がICTのよき使い手になるよう、自ら考えて使える力を育む教育(デジタル・シティズンシップ教育)の推進に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル・シティズンシップ教育推進事業
ICT環境の充実と活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のための端末・アプリ・デジタル教科書等の整備、通常の授業及びオンライン学習を実現するためのデジタル機器の整備を進めます。 ・GIGAスクール構想に伴う環境整備とともに、学習の充実に必要なICT環境の整備を推進します。 ・各学校のICT機器やクラウド環境が円滑かつ効率的に運用できるように、教職員のスキルアップや指導員や支援員の配置を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設整備事業 ・ICT教育推進事業 ・ICT支援員¹¹配置



1人1台端末を活用した授業(教室)



1人1台端末を活用した授業(体育館)

¹⁰ デジタルトランスフォーメーションのことで、デジタル技術を浸透させることで人々の生活をよりよいものへと変革すること。

¹¹ 学校のICT化を支援するために、教員のICT活用をサポートする支援員のこと。ICT機器の準備・操作支援、メンテナンス支援等を行う。

基本施策4 特別支援教育の充実

<施策の必要性等>

障がいの有無に関わらず、全ての幼児児童生徒が共に学ぶ仕組みを作り、自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばすことを目指します。自立し社会参加するために必要な力を培うことができるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育を充実させることが必要です。

主な取組	内容	事業
一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育	<ul style="list-style-type: none"> ・個別指導計画や個別教育支援計画の活用により、障がいのある児童生徒が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるよう努めます。 ・インクルーシブ教育システム（障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが可能な限り共に学ぶ仕組み）の整備を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育活動支援員配置事業 ・学校施設整備事業 ・インクルーシブ教育システム推進事業
特別支援教育の支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教材等の活用や学校施設のバリアフリー化を推進します。 ・学校内の支援体制を確立するため、校内委員会の設置、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成や引き継ぎ、全ての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上、保護者への理解推進、特別支援教育コーディネーターを中心として外部専門機関等との連携を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設整備事業 ・宇和島市特別支援連携協議会設置事業
障がいのある児童生徒への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・学校において、障がいのある児童生徒が早期にその特性に応じた適切な支援を受けることができるよう、特別支援教育コーディネーターを窓口とし、関係機関との連携に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宇和島市教育支援委員会調査員会 ・教育相談事業 ・発達支援センター

基本方針3 豊かな心を育む教育の推進

現状と課題

- 小学校では平成30年度から、中学校では令和元年度から「新しい教科 道徳」として教科化されたことにともない、校長会や教頭会等で研修会を行い、道徳研究委員会が中心となって指導方法の工夫改善を進めています。
- 本市のいじめ認知件数は減少傾向にありますが、不登校児童生徒数は増加傾向にあります。また、全中学校にスクールカウンセラー¹²を配置し、拠点校方式で全ての小学校を網羅しながら、週1回児童生徒の心のケアに対応しています。
- 定期的に行われている地域別の児童生徒を守り育てる協議会へは保護者や地域住民、警察、子ども・女性支援センター職員等が参加し、ネグレクト¹³やヤングケアラー¹⁴等の課題解決等、地域での児童生徒の健全育成について話し合いを行っています。
- 不登校児童への対応として、今後も宇和島市こども支援教室「わかたけ」を核とし、各学校及び関係機関との連携を強化しながら個々の状態に応じた指導を行うことが重要です。今後も、保護者、地域、関係機関等と連携して、いじめ、不登校、非行・問題行動の防止に取り組んでいく必要があります。
- 近年、それぞれの個の違いを受け入れ、尊重し、認め合い、良いところを生かしていく「ダイバーシティ（多様性）・インクルージョン（包摂性）」の考えが重要となっています。
- 今後、AIの普及により到来する社会変化に対応して、Society5.0等の科学技術政策が提唱される中、科学主導型の社会では、文化芸術がもたらす感性や想像力、創造性の育成の重要性が高まり、さらに、環境変化が激しい時代では、創造力豊かな人材を育成する必要があります。

成果指標

指標の名称		基準値 (令和3年度)	目標値 (令和10年度)
「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査	小	81.1%	85.0%
	中	75.4%	79.0%
「困っている人を助ける」と回答した児童生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査	小	93.1%	93.0%
	中	87.4%	90.0%

¹² 学校において、児童生徒や保護者に対して、子どもの悩みを聞いたり、教職員や保護者への相談相手となったりして、心理学的知見から指導や助言等を行う職員のこと。

¹³ 虐待のひとつで、児童虐待では育児放棄、育児怠慢、監護放棄ともいう。

¹⁴ 法令上の定義はなく、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どもとされている。

指標の名称		基準値 (令和3年度)	目標値 (令和10年度)
「学校に行くのは楽しい」と回答した児童生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査	小	83.4%	88.0%
	中	79.6%	84.0%
1,000人あたりの不登校児童生徒(30日以上)の割合 ※基準値は令和2年度実績		小学校 7.0人 中学校 33.8人	小学校 6.0人 中学校 30.0人

基本施策Ⅰ 道徳教育の充実

<施策の必要性等>

本市では自分自身と生まれ育った地域の良さや可能性を認識し、自分と地域に“自信、誇り、愛着”を持てる児童生徒の育成を目指しています。そのために、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める道徳教育の充実を進めます。

主な取組	内容	事業
豊かな心を育む道徳教育の充実	・道徳科の指導方法の工夫改善や評価のあり方に係る研修を充実させ、学校における道徳教育の一層の充実を図ります。	・道徳教育推進事業
命の教育の充実	・子どもたちの発達段階に応じて、命の尊さや自分の生き方についての考えを深めながら、様々な体験活動を通して命の大切さを実感できる学習を行います。	・SOS の出し方・受け止め方教育推進事業



修学旅行(広島県平和記念公園)

基本施策2 人権・同和教育の推進

<施策の必要性等>

今なお、社会には同和問題をはじめとする様々な人権問題が現存しており、さらに、近年、社会の急激な変化に伴い、インターネットによる人権侵害等、新たな人権課題も生じています。本市では、児童生徒の人権意識を高め、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を目指す人権・同和教育を推進します。

主な取組	内容	事業
同和問題をはじめとする様々な人権学習の推進	・人権・同和教育は日本における人権教育の具体的実践であり、その成果と視点を継承し、人権教育の中に人権・同和教育を確固として位置づけ、今後も積極的に取り組むため推進計画を策定します。	・人権・同和教育推進事業
人権・同和教育に関する教材・資料等の研究開発の促進	・同和問題をはじめとする様々な人権課題について、正しい理解・認識が得られるよう、発達段階に応じた教材・資料等の研究開発に努めます。	・人権・同和教育推進事業
仲間意識に支えられた集団づくりの推進	・仲間と支え合い、認め合うことにより、児童生徒間の信頼関係を構築できる、体験的な学習環境づくりに努めます。 ・一人一人が自己有用感 ¹⁵ や自己肯定感を高められる活動の充実を図ります。	・人権・同和教育推進事業

基本施策3 体験活動・文化芸術教育の充実

<施策の必要性等>

少子化の進展、家庭や地域社会の教育力の低下等の様々な問題が指摘される中、発達段階等に応じた様々な奉仕活動・体験活動の機会を充実させることが求められています。ボランティア活動等の社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動の充実を図るとともに、文化芸術団体の巡回公演等の質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保します。

主な取組	内容	事業
体験活動・文化芸術教育の充実	・地域や学校における様々な体験活動を推進し、文化芸術に身近に触れる機会を確保します。	・体験活動推進事業 ・文化芸術教育推進事業

¹⁵ 他者と関わることで得られる「相手から自分が頼りにされている」「自分が行ったことを他者から認められている」という満足感のこと。

基本施策4 生徒指導・教育相談の充実

<施策の必要性等>

本市では「あらゆる他者を認め、尊重し、また対話や協働を通じた課題の解決や新しい価値の創造等、あらゆる可能性を探求する児童生徒の育成」を目指しています。そのために、学校・家庭・地域が一体となった生徒指導・教育相談の充実を図ります。

主な取組	内容	事業
学校・家庭・地域社会及び関係機関が行動連携する開かれた生徒指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会を核とし、「外にも内にも開かれた学校づくり」を進めながら、きめ細やかな生徒指導の充実を図ります。 ・南予子ども・女性支援センターや福祉課等の関係機関と連携を密にしながら、生徒指導の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクール推進事業 ・児童生徒をまもり育てる協議会
個の特性に応じた指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる専門的なカウンセリングを通して児童生徒の心のケアを図ります。 ・心理面・発達面等に不安がある児童生徒及び保護者への相談事業を実施し、教育的支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリング事業 ・校内支援委員会 ・教育相談
いじめ問題への適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題に組織的に対応できる指導体制の充実を図ります。 ・学校と家庭が連絡を密に取り合いながら、いじめの未然防止及び早期発見、早期解決に努めます。 ・いじめアンケートや教育相談の実施等により、いじめの認知に努めるとともに、スクールカウンセラーやハートなんでも相談員による相談体制を充実させます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研究委員会 ・カウンセリング事業 ・教育相談
不登校問題への適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒に対し、学校、家庭、関係機関が連携し、継続的な支援と早期解決を目指します。 ・不登校児童生徒に対して個々の状態に応じた指導を行う適応教室を提供するなど、教育の機会を確保します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカー活用事業 ・こども支援教室「わかたけ」

基本方針4 健やかな体を育む教育の推進

現状と課題

- 近年、問題視されている子どもの体力低下について、発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きや身体を操作する能力を獲得し高めるため、子どもたちが楽しみながら積極的に体を動かすことを通して、今後、さらに子どもたちの体力づくりに取り組んでいく必要があります。
- コロナ禍において学校生活の中で子どもたちには大きな制限が課されており、子どもたちの運動する機会が減少したことにより、今後の体力・健康づくりへの影響が懸念されます。
- 令和2年度から、こころまじわうプロジェクトを立ち上げ、性教育カリキュラムを作成し、性教育を充実させているほか、学校教育課と保険健康課が連携し、薬物乱用防止教室を開催しています。
- 学校教育での食育と地産地消を推進するため、地元食材を使用した給食1食につき50円を上限に、学校給食を運営する学校又は団体に補助金を支出しています。
調理場では、「地産地消の日」を定めている所があるなど、各調理場が工夫して地元食材を使用した献立を提供しています。また、毎月養殖魚を使った献立を学校給食に提供していますが、「愛媛水産の日」と定めて提供している所もあります。
- 今後も、食育を基盤として、生涯にわたる健康づくりや望ましい食習慣の形成に取り組んでいく必要があります。

成果指標

指標の名称		基準値 (令和元年度)	目標値 (令和10年度)
平均体力合計点 ※全国体力・運動能力、運動習慣等調査	小5	男子	53.59点
		女子	54.48点
	中2	男子	40.50点
		女子	50.82点
「運動が好き・やや好き」と回答した児童生徒の割合 ※全国体力・運動能力、運動習慣等調査	小5	男子	91.1%
		女子	84.8%
	中2	男子	89.1%
		女子	84.1%
宇和島産食材の調達率(地産地消) ※基準値は令和2年度実績		18.6%	25.0%

基本施策1 体力・運動能力の向上

<施策の必要性等>

児童生徒の体力・運動能力の低下は全国的な課題であり、コロナ禍において大きな制限が課せられた本市の児童生徒も例外ではありません。学校と家庭での健康的で衛生的な生活習慣の確立と体力の向上が不可欠であり、本市は体力・運動能力の向上をさらに進めていきます。

主な取組	内容	事業
健康的で衛生的な生活習慣の確立と体力の向上	・児童生徒が運動の楽しさを味わうことのできる授業づくりや運動をする動機付け等を行い、主体的な健康づくりや基礎体力づくりを支援するとともに、運動の習慣化や望ましい生活習慣の育成を図ります。	・保健体育科研究委員会 ・学校保健研究委員会

基本施策2 スポーツ活動の充実

<施策の必要性等>

一人一人のライフスタイルや年齢、興味等に応じて生涯にわたり様々な形でスポーツに関わりを持ち、いつでも、どこでも、だれでもスポーツに親しめる宇和島市を目指します。また、トップアスリートの育成から健康維持のための運動まで、市民のニーズに合わせたスポーツ環境の充実に努めます。

主な取組	内容	事業
スポーツ活動の充実	・「全国体力・運動能力等調査」による検証を行い、年齢や性別に応じたスポーツの促進を図ります。 ・学校の教育活動全体を通じて、児童生徒がスポーツの楽しさや喜びを味わえるよう、教職員の指導力の向上を目的とした研修会の充実やスポーツ指導者の活用促進を進めます。	・保健体育科研究委員会



運動会



水泳大会

基本施策3 食育・健康教育の推進

<施策の必要性等>

現在、現代的な様々な健康課題（食習慣の乱れ、睡眠の乱れ、メンタルヘルス、性の問題、飲酒・喫煙・薬物乱用等の諸問題等）が生じ、その解決が求められています。健康教育の一層の充実が必要となっています。中でも食育を基盤とした望ましい食習慣や健康づくりは欠かせません。そのために、地産地消を進めながら、学校と家庭が一体となって児童生徒の健やかな成長をサポートしていきます。

主な取組	内容	事業
健康教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保健体育を中心とした保健学習や学級活動・ホームルーム活動の保健指導を通じて、児童生徒に心身の健康や安全についての知識を習得させるとともに、「早寝早起き朝ご飯」等、健康な生活習慣について指導します。 ・青少年育成団体と連携し、喫煙・飲酒・薬物等に関する指導を継続的に行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健体育科研究委員会 ・こころまじわうプロジェクト(自主企画事業)
食育の充実と地産地消	<ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたる児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな給食を提供することにより、健康増進を図るほか、自分自身の食習慣を意識できる機会をつくります。 ・学校給食での地産地消を促進し、児童生徒に地元食材への理解を促すとともに、地産地消の意義について啓発します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校栄養研究委員会 ・地産地消推進事業 ・養殖魚消費促進事業



段畑でのじゃがいも苗植え体験



じゃがいも饅頭づくり

基本方針5 地域とともにある学校づくりの推進

現状と課題

- 「社会に開かれた教育課程の実現」に向けて、令和2年度より本市の全小・中学校が学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとなりましたが、学校や地域によって取組の内容や効果に大きな差があるのが現状です。
- これからの学校は、地域とともに学校づくりを推進していく必要があり、そのためには「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」が両輪のように、密接に連携したうえ、それぞれの地域に応じた独自の学校づくりを推進していく必要があります。
- そのためには、子どもたちが総合的な学習の時間等で地域の産業や文化・歴史を学べるように持続可能な発展できる観点を取り入れるなど様々な工夫が必要とされるため、コミュニティ・スクールや地域コーディネーターの役割が非常に大きくなっており、その支援・育成が重要となってきます。

成果指標

指標の名称	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和10年度)
[コミュニティ・スクール] 学校運営協議会の開催回数(文書による開催を含む)の 平均値	—	5回
[コミュニティ・スクール] 学校運営協議会で特色のある取組を行っている学校の割合	—	80.0%
[コミュニティ・スクール] 学校運営協議会の協議結果をホームページや学校だより で地域へ伝えている学校の割合	—	80.0%



地域の産業(魚の養殖見学)



地域の産業(みかんの収穫体験)

基本施策Ⅰ 地域全体が一丸となって取り組む教育の推進

(コミュニティ・スクールの推進等)

<施策の必要性等>

学校運営の状況が保護者や地域の皆さんに分かりにくく、学校の閉鎖性や画一性が全国的な課題となっています。それらを改善し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を両輪とした地域とともにある学校づくりを推進していきます。

主な取組	内容	事業
社会に開かれた教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・教育目標の達成に向け、地域の人的・物的資源を生かした教育課程を編成し、学校運営協議会等で共有するとともに、多くの地域住民の参画による地域学校協働活動を実施していくことで実現を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクール推進事業 ・教育推進員派遣事業
児童生徒・学校・地域の実態に即した特色ある学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働活動を推進するとともに、ホームページ等を通して情報を発信し、保護者や地域との連携強化を図ります。 ・ふるさとに愛着と誇りを持ち、宇和島のすばらしさを語れる子どもを育成できるよう、地域と連携したふるさと教育を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特色ある学校づくり支援事業 ・「学びまじわうトコロ宇和島」推進事業
学校運営協議会を核とする地域とともにある学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と地域が目標を共有し、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を目指し、コミュニティ・スクールの充実を図り、地域の将来を担う人材づくりと学校を核とした地域づくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクール推進事業
持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習の時間及び特別活動を核とした年間指導計画の総合的な見直しを実施し、環境学習をはじめ、SDGs達成に向けたカリキュラム・マネジメントに取り組み、ESDを推進していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ESD¹⁶推進事業
防災教育・安全教育の充実による児童生徒の危機対応能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒、学校の危機対応能力の向上を図るため、関係機関や地域と連携し、実践的な防災訓練や避難訓練、交通安全教室等を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災教育推進事業 ・安全教育推進事業
部活動改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動の維持・存続及び教職員の負担軽減を図るため、「合同部活動」や「休日に行われる部活動の地域移行」等の実現に向けて検討を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動改革推進事業

¹⁶ Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」と訳され、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動。

基本方針6 信頼される教育環境の整備

現状と課題

- 教室等への空調設備については、小・中学校ともに概ね完了していますが、一部の特別教室等については未整備の状況です。また、児童生徒が日常的に使用するトイレの老朽化の著しい学校については、計画的に整備を進める予定です。
- 学校外で発生する事故防止に向けた対策や発生時の対応方法について、現在、小・中学校で保健体育の授業等を通して、学習を行っています。児童生徒が、事故の発生を自分ごととして捉えることができるような問題解決的な授業づくりが今後の課題となっています。
- これまでの学校教育では、先生が教えることを正確に覚えているか、情報を正確に詰め込むかという「ティーチ型（教える）スキル」が求められていましたが、これからの教育に求められるものは、主体性・自主性・創造力であり、これらを引き出す「コーチ型（導く）スキル」が求められます。
- 教科等研究委員会を中心とした、各教科等に対する研修を行っています。また、必要に応じて外部講師を学校に招いての訪問指導を行っており、教職員の指導力の向上を図っています。
- 学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中で、国の調査において教職員の長時間勤務が指摘されており、教職員の業務の負担軽減等の方策について検討することが求められています。
- 全ての小・中学校で「学校危機管理マニュアル」を作成し、年に一度、全ての教職員の目で内容の見直し・改善を図っています。また、毎月、教職員が手分けして学校施設全体の点検を行い、児童生徒の事故防止に努めています。
- 令和2年度より、教職員にストレスチェックを実施し、面接希望があれば産業医との面接を行っています。
- 児童生徒数の減少により適正規模に満たない学校がでてきており、学校の小規模化に伴う学習面、生活面、学校運営面等への影響が懸念されます。そのため、「宇和島市立小中学校適正規模、適正配置等に関する基本方針」を見直し、小規模の学校を適正な規模にする検討を進め、活力ある学校づくりを推進させていく必要があります。

成果指標

指標の名称	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和10年度)
現在の学校施設・設備の整備状況に概ね満足していると回答した教職員の割合	—	60.0%
現在勤務する学校で実効性のある避難訓練や交通安全教室等を行っているとは回答した教職員の割合	—	80.0%
教職員への仕事満足度調査	—	60.0%

基本施策Ⅰ 学校施設・設備の充実

<施策の必要性等>

学校施設は基本的な教育条件の一つであり、教育水準の維持向上の観点から、その安全性や快適性を確保し、児童生徒の発達段階に応じた安全・安心で質の高い施設・設備整備を行う必要があります。

また、急増する老朽化した学校施設への長寿命化、バリアフリー化等の対策も検討する必要があります。

主な取組	内容	事業
安全・安心な施設・設備の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化が顕著な学校について、トイレや各種設備の改修、空調設備の設置等を計画的に実施し、安全・安心な教育環境を確保します。 ・学校施設の長寿命化を図るため、宇和島市学校施設長寿命化計画に基づく計画的・効率的な学校施設の改修を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設・設備整備事業
質の高い教育を可能とする施設・設備・機器の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校からの要望をもとに、各学校における教材備品や管理備品の計画的整備を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設・設備整備事業 ・ICT環境整備事業
各学校給食調理場施設・設備の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食センターの整備を推進し、給食施設・厨房機械の老朽化に対応するとともに、安全で安心な給食を安定して提供できる環境整備を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各調理場管理事業

児童生徒1人1台端末



小学生用



中学生用

基本施策2 学校安全対策の充実

<施策の必要性等>

学校において、児童生徒が生き生きと活動し、学べるようにするためには、その安全確保が不可欠の前提となります。児童生徒は守られる対象であることにとどまらず、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を学校教育全体を通じて育成していくことが求められます。

主な取組	内容	事業
防災教育・安全教育の充実による児童生徒の危機対応能力の育成(※再掲)	・児童生徒、学校の危機対応能力の向上を図るため、関係機関や地域と連携し、実践的な防災訓練や避難訓練、交通安全教室を実施します。	・防災教育推進事業 ・安全教育推進事業
通学路等安全対策の推進	・通学路に関する児童生徒の安全を確保するため、関係機関と連携を図り、定期的に協議・検討を行います。	・通学路安全対策事業



交通安全教室



水難事故防止教室(着衣泳)

基本施策3 教職員の資質・指導力向上等の支援

<施策の必要性等>

教職員は子どもたちの成長を支えるため、社会の変化を前向きに受け止め、求められる知識・技能を意識し、継続的に新しい知識・技能を学び続けられる環境が必要です。また、教職員は一般企業の労働者より疲労度が強く、ストレス度も高いため、さらなる健康管理の充実を図ります。

主な取組	内容	事業
教育専門職としての自覚と資質・指導力の向上	・児童生徒を指導する教職員の資質や指導力の向上を図るため、各種研修の充実や学校への訪問指導を実施します。	・教科等研究委員会 ・学校自主企画事業 ・専門研修充実事業
「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた研修	・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図るために、授業公開や授業づくりの研修等を活用し、コーチ型スキルの向上等、教職員の授業力の向上を図ります。	・教科等研究委員会 ・学校自主企画事業 ・市教委学校訪問事業
多様な研修機会の確保と支援	・全ての教職員が希望する研修会に参加できるような環境を構築します。 ・リモート環境を整備し、オンラインでの研修参加を推進します。	・教科等研究委員会
働き方改革の推進	・校務を効率化・標準化するための校務支援システムの活用や休日に行われる部活動の地域移行等により学校における働き方改革を推進します。 ・保護者や民生児童委員、部活動指導員等の外部人材との連携を強化し、教職員が本来担うべき業務に専念できる体制を整備します。	・校務支援システムの活用 ・休日に行われる部活動の地域移行 ・教員業務支援員配置事業
教職員一人一人の安全管理・危機管理の徹底	・児童生徒の事故、教職員の不祥事や不適切な対応による信用失墜、個人情報への漏洩や不適切な資金管理等を決して起こさないためのリスクマネジメント能力を醸成します。 ・万が一、事故等が起きた場合のクライシスマネジメント能力の向上を図ります。	・教職員の資質向上に係る取組研修
教職員のメンタルヘルス対策	・セルフケアの促進、管理監督職員によるケアの充実、相談体制の充実、良好な職場環境の醸成等の取組により、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができる環境を整備します。 ・教職員のストレスチェックを実施し、教職員のメンタルヘルスの充実を図ります。	・心の健康チェック事業

基本施策4 学校再編等の推進

<施策の必要性等>

少子化等により小・中学校が過度に小規模化したり教育条件への影響が出たりすることが懸念されるため、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しつつ、現在の学級数や児童生徒数の下で、どのような教育上の課題があるかについて総合的に分析し、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校統合について考える必要があります。

主な取組	内容	事業
小・中学校の適正規模・適正配置の推進	・児童生徒数の推移状況を的確に把握し、地域の特性、通学距離の拡大に伴う児童生徒の負担軽減や安全性の確保に留意し、保護者や地域住民の理解を得ながら市立小・中学校等の適正規模・適正配置を推進します。	・学校適正規模・適正配置推進事業

基本施策5 教育の機会の充実

<施策の必要性等>


児童生徒を取り巻く様々な困難が、その成長を阻害することのないよう、必要な世帯に必要な支援を積極的に提供し、本人の目指す教育にしっかりと向き合うことのできる環境づくりをサポートしていく必要があります。

主な取組	内容	事業
就学のための援助・奨励	・経済的な理由によって就学困難と認められる、就学予定者又は在籍する児童生徒に対し、学校生活で必要な費用（給食費・学用品費等）の一部の援助を行います。	・就学援助事業 ・特別支援教育就学奨励事業
奨学金制度の普及啓発の推進	・経済的理由で修学が困難な高校生や大学生等に対して、奨学金の貸与を行います。 ・奨学資金の借入れ希望者への広報・周知の徹底を図り、貸付金額の設定等、実態により即したものの改訂を検討し、真に学生が使いやすい制度となるよう努めます。	・奨学資金貸付事業
外国につながる子どもに関する支援	・帰国児童生徒・外国人児童生徒等が学校生活へ円滑に適應できるよう、日本語の指導を行うための教職員等の配置や実践的な教職員研修の実施、日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成等、教育支援の充実を図ります。	・学校教育活動支援員配置事業



第5章

【分野別施策の展開】 生涯学習分野 (生涯学習推進計画)



生涯学習推進計画

本章では、全ての市民が、いつでも、どこでも、だれでも主体的に学ぶことができ、心豊かな人生を送るとともに、その成果を地域社会に生かすことができる生涯学習社会の確立と、人口減少社会の大きな変化の中で、市民の主体的な参画による持続可能な地域づくりに向けて、『社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり』を推進するための各種施策等について計画しています。

本計画を着実に推進していくことにより、市民自らが地域の担い手としてその運営に主体的に関わっていく社会教育の推進に努めます。

方向性

- 全ての市民が生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を地域社会に生かすことができる生涯学習社会の確立を目指すとともに、他者と連携・協働しながら、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身につけるための社会教育を推進します。
- 学校・家庭・地域の連携を深め、子どもに関わる活動への地域の参加、子どもたち自身の地域への関わりをきっかけとして、地域ぐるみの青少年健全育成、防災や福祉といった「学校を核とした地域づくり」を進めるための地域学校協働活動を推進します。
- 地域の宝である子どもたちの健全育成を図るため、放課後等に子どもたちが安全・安心で健やかに過ごせる居場所を確保するとともに、学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流を通じて、シビックプライドを育むような活動の充実を図ります。



宇和島市学習交流センター（パフィオうわじま）

計画の体系

<基本方針1 生涯学習の充実と社会教育の推進>

基本施策1 誰もがいつでも学ぶことのできる生涯学習の充実

- (主な取組)
- 生涯を通じた学習機会の提供
 - 特色ある公民館活動の振興
 - 生涯学習推進体制の整備充実
 - 情報技術の進展に伴う生涯学習の促進
 - 学習成果の発表と地域文化の振興

基本施策2 持続可能な地域社会を創る社会教育の推進

- (主な取組)
- 持続可能な地域社会を支える人づくりの推進
 - 市民の社会参画・地域課題解決に向けた協働体制の構築
 - 地域に根ざした公民館活動の促進
 - 社会教育関係団体の育成・支援
 - 公民館、地域、社会教育団体等における人権・同和教育の推進
 - 社会教育関連施設の整備充実

基本施策3 図書館の充実

- (主な取組)
- 市民の読書推進
 - 読書環境の充実
 - 電子図書館の充実と利用促進

<基本方針2 学校・家庭・地域の連携による地域づくり>

基本施策1 学校を核とした地域づくりの推進(地域学校協働活動)

- (主な取組)
- 地域学校協働活動
 - 放課後子ども教室の開催運営
 - うわじま土曜塾の運営
 - 家庭教育の充実を目指す活動の推進

基本施策2 地域全体で災害に強いつながりづくりの推進

- (主な取組)
- 防災意識の啓発と地域防災力向上のための住民活動の支援
 - 防災教育と学習機会の提供

<基本方針3 未来を創る子どもたちの健全育成>

基本施策1 豊かな心と郷土愛を育む地域全体での取組

- (主な取組)
- 健全育成を目指す地域活動の促進
 - 体験活動等を通じたシビックプライドの醸成

基本施策2 子どもたちの安全・安心な居場所の確保

- (主な取組)
- 子どもの安全・安心な居場所づくりの推進
 - 補導、相談活動及び体制の充実

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

資料編

基本方針I 生涯学習の充実と社会教育の推進

現状と課題

- 誰もが幸せに、いつまでも生きがいを持って健康的な生活を送るためには、一生涯学び続けられること、何歳からでも学び直しができること、地域とのつながりを持ち活躍できる場所があることが重要であり、人生100年時代を見据えた生涯学習の仕組みづくりが求められています。
- 市民の生涯学習に対するニーズに対応できる拠点として、令和元年度に宇和島駅前に生涯学習センターと中央図書館及び子育て世代活動支援センターの複合施設「宇和島市学習交流センター（パフィオうわじま）」を整備しました。生涯学習センターでは各種イベントや教室を開催し、多様な学習機会の創出に努めているとともに、中央図書館では市民の読書の推進に努めています。
- 近年の人口減少社会において、地域の衰退が懸念される中、信頼や規範、ネットワーク等、社会や地域コミュニティにおける人々の相互関係や絆を醸成するための拠点として、公民館活動のあり方・役割を見直し、一人一人が豊かさを実感できる地域社会の活性化を図る必要があります。
- 市民アンケート調査結果では、生涯学習に関する情報の入手先として、「広報うわじま」が51.8%と最も高く、次いで「知人や友人などからの口コミ」が33.7%、「自治会の回覧」が19.6%となっています。今後は生涯学習に関する「講座・講習の情報」や「イベント情報」をSNS等各種ツールとネットワークを活用した情報発信の仕組みを構築します。
- 「ふるさと宇和島」を未来につなげるために、若者世代（中学生～30代）の個人と、市内の各種団体、企業等との連携・協働や活動の支援、その他キャリア教育の推進等の拠点として、中央公民館において青少年市民協働センター（ホリバタ）事業を実施し、「持続可能な地域社会の創り手」育成に努めます。

成果指標

指標の名称	基準値 (平成29年度)	目標値 (令和10年度)
生涯学習センター（パフィオうわじま）利用者数 ※基準値は令和元年～2年度の平均実績（令和元年度開始）	18,235人	20,000人
生涯学習関連事業（公民館事業・講座等）への参加者数	70,845人	70,000人
公民館利用者数	206,422人	200,000人
青少年市民協働センター（ホリバタ）事業参加者数 ※基準値は令和2年度実績（令和2年度事業開始）	3,064人	5,000人
図書館利用者数	54,689人	60,000人

基本施策I 誰もがいつでも学ぶことのできる生涯学習の充実

<施策の必要性等>

人生100年時代を見据え、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生活文化の振興や地域福祉の向上に生かすことのできる「生涯学習社会」の実現を目指し、生涯学習の充実が求められています。

主な取組	内容	事業
生涯を通じた学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習を通じた市民の自己実現を目指すために、宇和島市学習交流センター「パフィオうわじま」の生涯学習センターでは様々な学習機会の提供を図ります。 パフィオうわじまでは指定管理者制度により、民間の創意工夫を生かした魅力ある生涯学習事業の展開を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 宇和島市学習交流センター「パフィオうわじま」 生涯学習センター
特色ある公民館活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> 中央公民館では、市全域を対象とした事業を展開します。 地区公民館においては、各地区の実情や特色を生かした事業の実施や学級・講座を開設します。 	<ul style="list-style-type: none"> 中央公民館 地区公民館
生涯学習推進体制の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> 様々な分野における知識や技能を持った地域の人材を発掘し、生涯学習推進講師として登録し、人材バンクとして活用することで市民の学習ニーズに沿った生涯学習を推進する体制を整備します。 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習推進講師登録制度
情報技術の進展に伴う生涯学習の促進	<ul style="list-style-type: none"> SNS等各種ツールとネットワークを活用した情報を発信し、学習機会の促進を図ります。 公民館利用申請における電子申請の導入等デジタル化を図ります。 情報技術の使用可否で生じる格差(デジタル・ディバイド)解消のための学習機会を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習センター 中央公民館 地区公民館
学習成果の発表と地域文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> パフィオうわじま生涯学習センターや中央公民館では、学習の成果を社会に生かすための発表の場として利用促進を図ります。 地区公民館では、地域住民による学習成果の発表と交流を通じて地域のつながりづくりを図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習センター 中央公民館 地区公民館

基本施策2 持続可能な地域社会を創る社会教育の推進

<施策の必要性等>

人口減少、グローバル化、貧困、つながりの希薄化等、多様化し複雑化する社会の変化に対応し、「ふるさと宇和島」を未来につなぐ持続可能な地域社会を創るために、住民自らが担い手として主体的に関わっていくことが必要です。

主な取組	内容	事業
持続可能な地域社会を支える人づくりの推進	・将来を担う子どもたちや若い世代の方々、市民活動団体等の活動拠点の充実を図るとともに、個人・団体・企業等が力を合わせた ALL 宇和島体制での連携・協働を進め、本市の未来につながる持続可能な地域社会の創り手の育成に努めます。	・青少年市民協働センター(ホリバタ)事業
市民の社会参画・地域課題解決に向けた協働体制の構築	・市長部局等を含む他部局との連携、その他市民団体、NPO、民間企業、学校や大学等との多様なネットワークの構築により、市民の社会参画を促し、地域課題の解決に向けた取組を支援します。	・青少年市民協働センター(ホリバタ)事業 ・公民館活動
地域に根ざした公民館活動の促進	・地域住民の交流の場として日常的に利用され、気軽に集い語らうことができるよう環境、設備の整備に努めます。 ・地域のニーズや課題、特色等をテーマとした事業や講座を実施し、地域住民相互の認識共有、連帯感の醸成に努めます。	・公民館活動
社会教育関係団体の育成・支援	・PTA、愛護会、婦人会、青年団、老人クラブ等の社会教育(関係)団体について、指導・助言、情報の提供、団体相互の交流機会の提供等を通じ、団体の育成・支援を図ります。	・社会教育関係団体育成支援
公民館、地域、社会教育団体等における人権・同和教育の推進	・各公民館が主体となって、人権・同和問題に関する講義や討論会等を開催し、人権課題を自分事として捉えることができ、今日的な人権課題解決への視点を持てるよう、研修の充実を図ります。	・公民館事業 ・公民館学級・講座
社会教育関連施設の整備充実	・利用者が安全・安心に利用できるよう社会教育施設の保全・耐震化等を行うことで、施設の長寿命化を図ります。 ・施設の老朽化や活用状況を勘案しながら、バリアフリー化を含め、計画的に施設の更新・改修を進めていきます。	・公民館改築事業

基本施策3 図書館の充実

<施策の必要性等>

市民が生涯にわたって行う様々な学習活動を支援するため、豊富な資料や情報の収集、蓄積に加え、いつでも、どこでも求める資料と情報が得られるよう図書館機能の充実を図るとともに市民の自主的、自発的な学習活動を支援する学習機会の提供に努めます。

主な取組	内容	事業
市民の読書推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に親しまれ、より身近な存在の図書館を目指します。 ・図書館活動の一部にボランティアを積極的に活用して、団体・巡回貸出、館内での読み聞かせやデリバリー読み聞かせ等を実施します。 ・子どもの読書週間・秋の読書週間行事等、図書館ならではの各種事業を行うことで、より多くの人に図書館に足を運んでもらう機会をつくれます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館事業
読書環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市内図書館3館及び三間公民館図書室は、利用者が、希望する資料をどの館からでも利用できるよう、相互の連携を深めます。 ・他市の公立図書館とも協力体制を築き、市内図書館に所蔵がなくても他の図書館での所蔵が確認できた資料は取り寄せるなど、利用者の読書等への機会を広げます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館 ・簡野道明記念吉田町図書館 ・中央図書館津島分館 ・三間公民館図書室
電子図書館の充実と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・時間や場所の制約がない電子図書館サービス導入で図書館の門戸を広げ、利用者の利便性向上を図ります。 ・文字拡大や音声読み上げ等の機能、音声と映像の組み合わせ等、電子ならではの強みを生かし、障がいのある方にも親しみやすい電子図書館の運営に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子図書館の運営



生涯学習センター ホール(パフィオうわじま1階)



中央図書館(パフィオうわじま2階・3階)

基本方針2 学校・家庭・地域の連携による地域づくり

現状と課題

- 学校教育においては、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」を目指し、コミュニティ・スクールを推進しています。
社会教育においても、学校の教育課程への地域の参加、子どもたちの地域への関わりを通じて、地域全体で子どもたちの健全育成を図るとともに、「学校を核とした地域づくり」を進めるための地域学校協働活動が重要となっており、コミュニティ・スクールと連携して進めていくことが求められています。
- 子どもたちの健やかな育ちと将来の自己実現を支援するため、放課後子ども教室やうわじま土曜塾、家庭教育支援チームによる相談活動等、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを中心に据えた地域づくりを進めています。
- 公民館は、地域の防災拠点としての役割も期待されており、近い将来発生が懸念されている南海トラフ巨大地震に備えて、防災意識を高める学習・啓発や避難所運営マニュアルを地域住民と共に策定し、訓練を行うなど、地域防災教育を進めていく必要があります。

成果指標

指標の名称	基準値 (平成 29 年度)	目標値 (令和 10 年度)
地域学校協働活動参加者数 ※基準値は令和2年度実績(令和2年度事業開始)	20,121 人	21,000 人
うわじま土曜塾利用者(児童生徒)数	4,512 人	4,500 人
家庭教育支援事業参加者数	1,303 人	1,400 人



三世代交流事業

基本施策Ⅰ 学校を核とした地域づくりの推進（地域学校協働活動）

<施策の必要性等>

社会や学校を取り巻く環境が複雑、多様化している中で、子どもに関する課題を解決して、宇和島の子ども豊かな成長をサポートするために、地域と学校が連携・協働していく必要があります。

主な取組	内容	事業
地域学校協働活動	・地域住民や保護者の幅広い参画を得て地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働します。	・地域学校協働活動 ・コミュニティ・スクール ・広報誌の発行
放課後子ども教室の開催運営	・地域住民が協力して、放課後の子どもたちの居場所づくりや体験活動を通じて、全ての子どもたちが健やかに育つ環境づくりを行います。	・放課後子ども教室
うわじま土曜塾の運営	・地域の協力を得ながら、勉強の遅れがちな小・中学生に対し、自ら学習する習慣を身に付け、基礎学力の定着に重点を置いた学習指導を行います。	・うわじま土曜塾
家庭教育の充実を目指す活動の推進	・家庭教育支援チームを中心に、相談活動、学習機会の提供、家庭教育に関する情報提供といった活動を継続的に実施し、子どもの成長を地域社会全体で支える活動を進めます。	・家庭教育支援チーム ・子育てサークル活動



花いっぱい運動

基本施策2 地域全体で災害に強いつながりづくりの推進

<施策の必要性等>

災害時等にも、日頃から公民館活動が活発であるなど、社会教育が盛んな地域では、住民主体での避難所運営等が円滑に進められることが多いとの情報もあることから、地域全体で災害に強いつながりづくりや共助に向けた取組を実施する必要があります。

主な取組	内容	事業
防災意識の啓発と地域防災力向上のための住民活動の支援	・公民館が地域の防災拠点としての役割を果たすため、地域との連携・協働により避難所運営マニュアルの策定を進め、地域防災の要である自主防災組織と連携するとともに、防災意識の啓発や地域防災ネットワークの構築に努めます。	・公民館活動 ・地域防災事業
防災教育と学習機会の提供	・公民館防災学習講座を実施します。 ・子ども防災キャンプの実施や子ども防災士を育成します。	・公民館事業・講座 ・宇和島市 PTA 連合会



防災キャンプ(宇和島市PTA連合会)

基本方針3 未来を創る子どもたちの健全育成

現状と課題

- 本市では、放課後子ども教室や放課後児童クラブの連携強化を図り、地域全体で子どもの居場所の整備・充実に取り組んでおり、引き続き、事業を通じて放課後の子どもたちの安全で健やかな成長を支援していきます。
- 次世代を担う子どもたちが、様々な世代の市民と共に地域活動や体験活動等に参加し、社会を生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担う力を実践的に養うことが、持続可能な地域運営につながります。
- 少年補導に関する機関及び団体並びに民間有志者等の活動を組織化し、配慮を要する少年及び非行の早期発見、早期補導を行い、少年の健全な育成を図る必要があります。

成果指標

指標の名称	基準値 (平成 29 年度)	目標値 (令和 10 年度)
青少年健全育成事業参加者数	4,475 人	5,000 人
児童魅力発信事業(子ども観光大使)参加児童数 ※基準値は令和元年度実績	50 人	100 人

基本施策1 豊かな心と郷土愛を育む地域全体での取組

<施策の必要性等>

地域における学校教育と社会教育の連携を通じて、子どもたちが地域に幅広いつながりを持ち、多面的な思考力を養い、主体的に社会を形成し、自ら問いを立ててその解決を目指す人材へと成長していく過程を支援することが重要です。

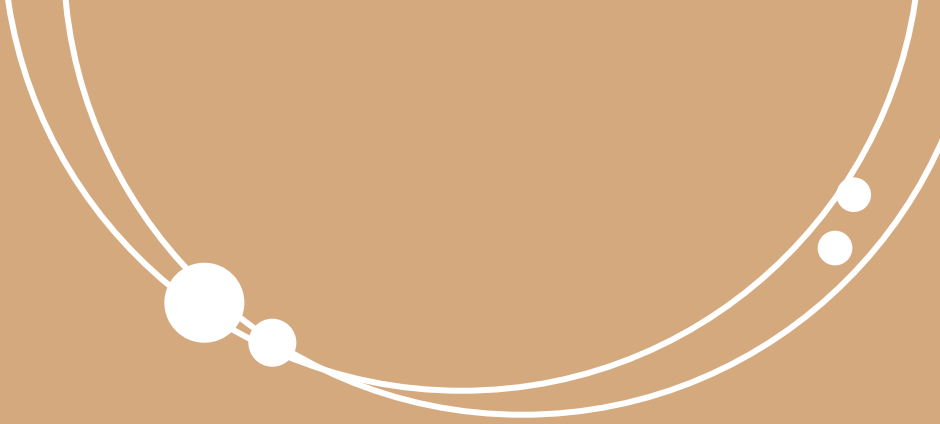
主な取組	内容	事業
健全育成を目指す地域活動の促進	・PTA や愛護会が、地域のボランティア、関係機関・団体相互の連絡調整を図りながら、子どもたちの健全育成を目指し、地域が一体となってキャンプやお祭り参加等諸活動を実施していきます。	・PTA 活動 ・愛護会活動 ・公民館活動 ・地域活動
体験活動等を通じたシビックプライドの醸成	・全ての子どもたちを対象に、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験活動等の機会を提供する地域学校協働活動等を通じて、郷土愛や地域の大人への感謝の気持ち、シビックプライドが醸成されるような活動を推進します。	・地域学校協働活動 ・児童魅力発信事業（子ども観光大使）

基本施策2 子どもたちの安全・安心な居場所の確保

<施策の必要性等>


青少年が安全で、安心して健やかに成長できる環境づくりに向けては、地域の多くの市民が地域活動に携わり、地域社会全体で青少年を育てるという視点を持つとともに、多様な主体が連携・協働した取組を進める必要があります。

主な取組	内容	事業
子どもの安全・安心な居場所づくりの推進	・全ての児童が放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、地域の実情を勘案しながら、放課後児童クラブの整備に努めます。 ・放課後子ども教室と連携して放課後における全ての子どもの健全育成を図ります。	・放課後児童クラブ ・放課後子ども教室
補導、相談活動及び体制の充実	・地域に密着して青少年健全育成のための活動を行う宇和島市少年センターを拠点とし、街頭啓発や夜間パトロール等の青少年健全育成・指導を図ります。	・少年センター運営事業



第6章

【分野別施策の展開】 文化芸術分野 (文化芸術振興計画)



文化芸術振興計画

本章では、地域の貴重な歴史的文化遺産の次世代への継承・活用に努めるとともに、市民の文化芸術振興のための諸活動（芸術、伝統芸能、生活文化、文化財等）を推進するため、各種施策等について計画しています。

本計画を着実に推進していくことにより、多様な人材の育成・地域づくりに努めます。

方向性

- 地域の歴史や文化への理解を深めることで、地元に対する誇りや愛着につながるよう努めます。
- 市民の新たな創造活動も含め文化芸術活動の自主性を尊重し、活動が継続的に行われるよう、関係団体が連携し、課題を共有しながら相互支援を行える体制を目指します。
- 質の高い文化芸術に触れる機会や、文化芸術活動に参加する機会の拡充に努めるとともに、活動の担い手を育成することで、新たな価値の創出を図り、市民の文化芸術活動の活性化につなげます。
- 文化財等の保存・整備を継続し、地域資源として活用していきます。



ハツ鹿踊り



歴史資料館

計画の体系

<基本方針1 文化芸術を担う人材の育成>

基本施策1 文化芸術に触れる機会の充実

- (主な取組)
- 優れた文化芸術に触れる機会の充実
 - 文化芸術を身近に感じることができる施設の環境整備
 - 子どもが文化芸術を学ぶ機会の充実
 - 文化芸術を身近に感じられる情報の充実

基本施策2 文化芸術の担い手の発掘、育成及び支援

- (主な取組)
- 文化の未来を担う人材の確保・育成・基盤の整備

<基本方針2 市民の文化芸術活動の活性化>

基本施策1 協働による文化芸術の価値や魅力の創出

- (主な取組)
- 各種文化芸術団体と連携した事業の展開

<基本方針3 市民が誇れる歴史文化の継承>

基本施策1 文化財の保存と活用

- (主な取組)
- 宇和島城保存整備の推進
 - 埋蔵文化財の展示機会の創出

基本施策2 各種文化財の継承

- (主な取組)
- 文化財保存継承に向けた各種支援
 - 文化財保護意識の啓発

基本施策3 歴史文化に関する資源の活用

- (主な取組)
- 展示環境の整備・展示内容の充実
 - 各種文化財に係る情報発信の強化

基本方針I 文化芸術を担う人材の育成

現状と課題

- 今後、AI の普及により到来する社会変化に対応して、Society 5.0 等の科学技術政策が提唱される中、科学主導型の社会では、文化芸術がもたらす感性や想像力、創造性の育成の重要性が高まり、さらに、環境変化が激しい時代では、創造力豊かな人材を育成する必要があります。
- 本市では、市民が日頃より文化芸術に触れることができるよう、市民文化祭・南予美術展・各種企画展示等、多数の機会を提供しています。今後も文化芸術活動への参加意欲が高まるような内容に努め、文化協会や文化芸術団体の活動活性化につなげる必要があります。
- 文化芸術に対し、多くの方に関心を持ってもらえるよう、市広報誌や市ホームページ以外の有効な情報発信ツールを検討するほか、現在提供している内容を充実させる必要があります。
- 少子高齢化や過疎化の影響もあり、市内で文化芸術活動を行っている人は減少傾向にあります。子どもの頃から文化芸術に親しむ環境を整えるとともに、若い世代の参加意欲を高める工夫が求められています。
- デジタル社会が進む中で、豊かな人間性を育成するための新しい文化の創造が求められています。

成果指標

指標の名称	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和10年度)
文化協会登録団体数	117 団体	110 団体
文化協会登録人数	2,102 人	2,000 人



バレエ



ダンス

基本施策I 文化芸術に触れる機会の充実

<施策の必要性等>

優れた文化芸術を体験することは、自らが活動を始めたり又は活動団体へ参加するほか、より質の高い活動に取り組む動機付けとなります。

主な取組	内容	事業
優れた文化芸術に触れる機会の充実	・音楽、演劇、舞踊、美術等、様々な分野において、優れた文化芸術に触れる機会を提供し、自発的な文化芸術活動への動機付けを支援します。	・文化芸術イベント（演奏会や展覧会等）の開催 ・文化芸術団体の発表機会を支援
文化芸術を身近に感じることができる施設の環境整備	・伊達博物館や畦地梅太郎記念美術館・井関邦三郎記念館、歴史資料館、吉田ふれあい国安の郷では、魅力ある展示内容に加え、施設を適切に管理し、利用者の満足度向上を推進します。	・文化施設整備及び展示の充実
子どもが文化芸術を学ぶ機会の充実	・子どもが文化芸術に親しめるような各種イベントや体験教室等を開催します。 ・学校以外でも文化芸術に触れられる機会を充実させ、子どもの感受性や創造力を育成します。 ・「合同部活動」や「休日に行われる部活動の地域移行」等について、学校等、関係機関との連携により、運営体制の整備に努めます。	・体験・参加型ワークショップ事業の実施 ・子どもを対象とした鑑賞事業の実施 ・部活動改革推進事業
文化芸術を身近に感じられる情報の充実	・文化芸術に関する情報を容易に入手・活用できるよう、市ホームページ等の多様なツールを活用した情報提供を行います。	・市ホームページ上へのポータルサイト作成や情報発信



吉田ふれあい国安の郷



畦地梅太郎記念美術館・井関邦三郎記念館

基本施策2 文化芸術の担い手の発掘、育成及び支援

<施策の必要性等>

少子高齢化が進展する中、文化芸術の若い世代への継承は喫緊の課題になっています。市内の活動団体と連携・協働や協力を図りながら、効果的な施策を展開していきます。また、地域コミュニティを維持するためにも、地元で継承されてきた郷土芸能・郷土文化を次代へ継承する担い手の育成にも努めます。

また、本市では、全国に誇れる先人・偉人が数多く輩出されており、その功績等を伝えることで、人材の育成に役立てていきます。

主な取組	内容	事業
文化の未来を担う人材の確保・育成・基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術活動への参加意欲が高まるようなイベントや展示会、各種講座、体験教室を開催します。 若い世代の創作活動を発表する機会の創出に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 文化協会への財政的及び人的支援 文化芸術イベント（演奏会や展覧会等）の開催 文化芸術団体の発表機会を支援 体験・参加型ワークショップ事業の実施

◇各種展示会



絵画展



いけばな展

◇体験教室



版画体験

◇先人・偉人の紹介



歴史資料館(展示室)

基本方針2 市民の文化芸術活動の活性化

現状と課題

- 文化協会をはじめ各種団体では、会員の高齢化や会員数の減少等の影響で、多くの団体で文化芸術活動が縮小傾向にあります。これまで続けてきた文化芸術活動の持続につながる支援が必要となっています。また、新たに生まれる活動に注視し、若者・高齢者・障がい者等、多様な市民の文化芸術活動が積極的に行えるよう関係者・関係団体と連携・協働し文化芸術活動を通じた共生社会を目指します。

成果指標

指標の名称	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和10年度)
文化祭参加団体数	148 団体	140 団体

基本施策1 協働による文化芸術の価値や魅力の創出

<施策の必要性等>

市内の文化芸術活動を継続し、かつ発展させるためには、個人又は団体の自主的な活動が欠かせないため、文化協会や各種団体とのネットワーク化を図るなど様々な支援が必要となっています。

主な取組	内容	事業
各種文化芸術団体と連携した事業の展開	・文化協会を中心とした様々な団体や個人と連携を図り、文化芸術活動の活性化を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・文化協会への財政的及び人的支援 ・文化芸術イベントの開催又は支援

◇各種文化芸術イベント



文化祭



美術展



体験教室

基本方針3 市民が誇れる歴史文化の継承

現状と課題

- 本市には、国の重要文化財である宇和島城天守をはじめ、国名勝の天赦園等、伊達家ゆかりの史跡や名勝等が多数あります。さらには、国指定の伊予神楽や三浦天満神社祭礼の練り、吉田秋祭の神幸行事等の無形民俗文化財、遊子水荷浦の段畑や伝統的な町並み、牛鬼、闘牛、鹿踊りといった地域に根付いた歴史的・文化的なものが多数あります。
- 各種文化財を次世代へ確実に継承することに対し、少子化等を背景にした担い手不足等の様々な課題が生じています。
- 数多くの文化資源を持ち、誇りある歴史のまちとしての特性を維持し、それらをまちの活性化にも活用していくために、適切な文化財の保全活動を継続し、市民が地域の誇り、愛着を感じることができるように努める必要があります。
- 宇和島市伊達博物館は築40年以上が経過し、施設の経年劣化が著しいことから、令和2年度に「伊達博物館改築事業基本計画」を策定しました。改築後は耐震性やバリアフリーに対応した新たな博物館として整備し、歴史文化に係る情報発信の拠点となるよう改築準備を進めています。
- 市のホームページや各種冊子、宇和島城や各種文化施設等でも文化財に関する情報を発信し、文化財保護意識の啓発に努めていますが、特に若年層の文化財への関心が低いことが課題です。

成果指標

指標の名称	基準値 (平成29年度)	目標値 (令和10年度)
宇和島城天守の観覧者数	54,876人	55,000人
博物館への入館者数	17,413人	50,000人



宇和島城天守



吉田秋祭の神幸行事(お練り)

基本施策1 文化財の保存と活用

<施策の必要性等>

本市の歴史や文化を理解するために、文化財は欠かすことができない要素であり、その適切な保存活用を図ることは重要です。

主な取組	内容	事業
宇和島城保存整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 後世への確実な継承に向けた適切な保存管理を実施します。 本質的価値を理解してもらう取組を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種文化財の適切な維持管理 デジタルアーカイブ化を推進し、各種媒体を活用した情報発信
埋蔵文化財の展示機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財の展示場所を増設します。 児童生徒の総合的な学習の時間における利活用を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 展示公開環境の整備 学芸員による展示物の解説(総合的な学習の時間)

基本施策2 各種文化財の継承

<施策の必要性等>

有形・無形を問わず、各種文化財を次世代へ確実に継承することに対し、担い手不足等の様々な課題が生じています。文化財所有者や保護団体への各種支援のほか、文化財が持つ価値や魅力を広く発信するなどの取組を継続しなければならないと考えています。

主な取組	内容	事業
文化財保存継承に向けた各種支援	<ul style="list-style-type: none"> 各種文化財の保存継承に関し、学芸員による必要な助言等の人的な支援を行います。 文化財の指定状況に応じて各種補助制度を紹介するなどの財政的な支援を行います。 無形文化財に関してはデジタルアーカイブ化の推進に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定文化財の管理又は維持費用への支援 無形民俗文化財の保存継承への支援 デジタルアーカイブ化の推進
文化財保護意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 各種文化財に係る情報を市ホームページや冊子等で広く情報発信します。 文化財をテーマにした各種講座の開催に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ等を活用した情報発信 文化財紹介看板等の充実 文化財講座の開催又はデジタル配信

基本施策3 歴史文化に関する資源の活用

<施策の必要性等>

本市が持つ歴史文化資源は、まちの個性と魅力を伝える貴重なものであるため、博物館等ではこれらの収集や保存、展示等を充実させるとともに、必要な機能を有した施設を整備する必要があります。

また、市のホームページや各種冊子では各種文化財のほか、先人や偉人の功績等を紹介するとともに、文化財を活用した学校が行う総合的な学習の時間での講師派遣、市民公開講座の開催等、様々な手法で歴史文化資源への理解が深まるように努め、ひいては郷土愛の育成を目指します。

主な取組	内容	事業
展示環境の整備・展示内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の展示環境や展示物の収蔵環境等の向上に努めます。 ・魅力ある展示内容となるように努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館改築事業 ・魅力ある常設展や企画展の開催
各種文化財に係る情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・各種文化財が持つ歴史的価値や魅力を、市のホームページや広報誌等を活用し、積極的な情報発信に努めます。 ・学校が行う総合的な学習の時間や出前授業、市民公開講座等で講師を務め、文化財への理解が深まるように努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種講座等の開催

◇市民公開講座



◇博物館展示




◇子ども向け体験イベント





第7章

【分野別施策の展開】 スポーツ分野 (スポーツ推進計画)



スポーツ推進計画

本章では、全ての市民がスポーツに親しみ、スポーツによる健康増進や体力の向上を推進し、また、スポーツ活動を通じた交流により地域の一体感を生み出すなど、地域の活性化にもつなげていけるよう、各種施策等について計画しています。

本計画を着実に推進していくことにより、多様な人材の育成・地域づくりに努めます。

方向性

- 年代、性別、障がいの有無等に関わらず、誰もが気軽に、「する」「みる」「支える」といった多様な関わり方でスポーツに親しむことのできる場や機会の充実を図ります。
- 市民のスポーツ活動の場として、既存スポーツ施設の有効利用を促進します。
- 宇和島市スポーツ協会をはじめ、各種スポーツ団体を継続的に支援し、活性化と育成を図ります。

計画の体系

<基本方針1 「する」スポーツの充実>

基本施策1 気軽に楽しめるスポーツの充実

- (主な取組) ■スポーツ大会・イベントの開催
 ■スポーツ教室の充実
 ■親子スポーツの促進
 ■総合型地域スポーツクラブの普及支援
 ■生涯を通じたスポーツ活動の推進
 ■ニュースポーツの推進
 ■各種スポーツ大会、スポーツ教室等の情報提供

基本施策2 競技力向上の促進

- (主な取組) ■トップアスリートの育成

基本施策3 組織の育成

- (主な取組) ■スポーツ協会やスポーツ少年団等のスポーツ団体育成

<基本方針2 「みる・みせる」スポーツの充実>

基本施策1 観戦スポーツの推進

- (主な取組) ■スポーツ大会・イベントの誘致

基本施策2 魅力あるイベントづくりの推進

- (主な取組) ■地域資源に触れ合うイベントの推進
 ■トップアスリートの招致
 ■メディアの活用

<基本方針3 「支える」スポーツの充実>

基本施策1 組織・制度の整備推進

- (主な取組) ■スポーツ推進委員の資質の向上と活動助長
 ■スポーツ指導者等の育成、協力体制の整備
 ■「部活動改革」への対応

<基本方針4 気軽に利用できる「場所」の充実>

基本施策1 公共スポーツ施設の有効活用の促進

- (主な取組) ■各種スポーツ施設の整備充実
 ■各種スポーツ施設の運営体制の充実
 ■指定管理者制度の推進

基本施策2 学校体育施設の活用の促進

- (主な取組) ■学校体育施設の活用促進

基本施策3 スポーツに関する情報提供の充実

- (主な取組) ■インターネットを利用した情報の提供

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

資料編

基本方針I 「する」スポーツの充実

現状と課題

- スポーツは健康の保持増進や体力の維持向上とともに、人と人、地域と地域とのつながりを深め、人々に生きがいや夢や感動を与えるなど、スポーツの果たす役割は極めて大きなものがあります。
- 本市では、幅広い世代を対象としたスポーツ・レクリエーション事業、各種大会を通し、参加者の健康増進・青少年の健全育成・競技人口の拡大等に寄与しています。今後、生涯スポーツ社会を実現するにあたっては、地域を核としたスポーツ活動を一層推進することが重要です。
- 市民アンケート調査結果では、この1年間にスポーツを「まったく行わなかった」市民の割合が約40%となっています。
- スポーツ団体が開催する大会等の会場の確保や関係団体への情報提供に努めるなど、スポーツ団体の活動支援を行っています。しかし、スポーツ団体やスポーツ少年団の団員数は年々減少しています。競技スポーツだけではなく、幼少期の遊びからはじめる運動を通じて、スポーツを行うことが生活習慣の一部となることを目指し、一人でも多くの方がスポーツに親しむ環境をつくり、スポーツ人口を増やすことが必要です。

成果指標

指標の名称	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和10年度)
スポーツへの愛着度(好き・どちらかといえば好き)の割合 (アンケート調査結果)	63.0%	70.0%
スポーツ交流センター利用人数 ※基準値は令和元年度実績	58,758人	60,000人



スポーツ交流センター

基本施策I 気軽に楽しめるスポーツの充実

<施策の必要性等>

様々なライフスタイルに応じ、誰もがスポーツに親しみ・楽しみ、また健康で体力を維持し豊かな暮らしと健やかな心身を育むための機会の充実を図ります。

主な取組	内容	事業
スポーツ大会・イベントの開催	・駅伝・マラソン大会等、既存の市民スポーツ大会やイベントの充実を図ります。	・各種スポーツ大会・イベント等（駅伝、マラソン、小学生相撲大会等）
スポーツ教室の充実	・スポーツへの参加を促進するため、総合体育館や温水プール、クライミングホール等の各種公共施設を活用し、関係団体との連携によるスポーツ教室の充実を図ります。	・各種スポーツ教室、体験会（指定管理者自主事業等を含む）
親子スポーツの促進	・誰もが参加できるイベントとして「うわうみだんだんマラソン・ウォーク」をはじめ、親子・家族向け、三世交代向け向けのプログラムについて情報提供するとともに、参加できる機会の充実を図ります。	・うわうみだんだんマラソン・ウォーク
総合型地域スポーツクラブ ¹⁷ の普及支援	・誰もがスポーツを気軽に楽しむことができるよう、市民が自主的に運営する総合型地域スポーツクラブの組織づくりの支援に努めます。	・各種情報収集
生涯を通じたスポーツ活動の推進	・関係団体や関係課と連携し、「気軽に身体を動かす」、「誰もが長期的・継続的にスポーツを実践できる」環境整備に努めます。	・関係者相互の情報交換
ニュースポーツ ¹⁸ の推進	・市民一人一人が「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しめる機会の充実を図るため、関係団体等と連携してニュースポーツ推進体制の充実を図ります。	・実技指導者派遣 ・用具の貸し出し
各種スポーツ大会、スポーツ教室等の情報提供	・関係団体と連携し、スポーツ大会やスポーツ教室等の周知・情報提供に努めます。	・各種スポーツ大会、イベント等

¹⁷ 人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。

¹⁸ 20世紀後半以降に新しく考案・紹介されたスポーツ群。一般に、勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼とした身体運動のこと。

基本施策2 競技力向上の促進

<施策の必要性等>

国体やオリンピック等、全国・世界規模の大会で活躍する選手を地元から輩出する基盤づくりを推進し、子どもたちのスポーツ技術の向上につなげます。

主な取組	内容	事業
トップアスリートの育成	・宇和島から全国・世界で活躍するトップアスリートを育成するため、選手・指導者の意識向上を目的として、現在活躍しているトップアスリートや有名指導者と市内の子どもたち・指導者が触れ合える機会の実現に努めます。	・未来のトップアスリート育成事業

基本施策3 組織の育成

<施策の必要性等>

人口減少のなか、スポーツ活動の主体となる各種団体への支援を行い、地域からのスポーツ活動の推進を図ります。

主な取組	内容	事業
スポーツ協会やスポーツ少年団等のスポーツ団体育成	・スポーツ少年団等の団体育成に必要な指導者の確保と指導力の向上を図り、市民の生涯スポーツを普及奨励しているスポーツ協会への支援に努めます。	・スポーツ少年団補助 ・スポーツ協会活動補助 ・未来のトップアスリート育成事業

基本方針2 「みる・みせる」スポーツの充実

現状と課題

- 地域資源を生かしたイベントとして、宇和海地域は景観が素晴らしく、その景観を見ながら走るマラソン・ウォーク大会を開催することで地域をアピールし、地域活性化につなげています。
- 平成29年度に開催された「えひめ国体」では、全国レベルの大会を市民が観戦できる機会となりました。今後も継続してスポーツ観戦を通じて、スポーツの生み出す感動を身近で感じる機会の充実を図っていきます。
- 広報活動については、地域に密着したメディアとの連携を図り、ホームページ、SNS 等も有効に活用しPR を推進する必要があります。

成果指標

指標の名称	基準値 (平成29年度)	目標値 (令和10年度)
全国レベルの大会、合宿等の誘致	—	年3件



スポーツ交流センター(クライミング観客席)



総合体育館(平成30年国体卓球会場)

基本施策1 観戦スポーツの推進

<施策の必要性等>

スポーツへの興味・関心を高め、また自らのスポーツ技術を高めたいという意識の高揚につなげるため、レベルの高いスポーツ観戦ができる機会を検討します。

主な取組	内容	事業
スポーツ大会・イベントの誘致	・市スポーツ協会、各種団体と連携して、全国レベルの大会の誘致を検討します。	・各種大会誘致（合宿等を含む）

基本施策2 魅力あるイベントづくりの推進

<施策の必要性等>

宇和島をPRするため、本市の地域資源を生かし、地元の方々との連携・協力においてのイベントや、施設の特性を生かした事業の推進を図ります。

主な取組	内容	事業
地域資源に触れ合うイベントの推進	・地域の自然を生かした市民の健康づくりイベントを開催し、健康づくりとともに地域の自然・歴史等の様々な地域資源に触れ合いながら、楽しむことのできるイベントを推進します。	・うわうみだんだんマラソン・ウォーク
トップアスリートの招致	・関係団体と連携し、オリンピックや世界大会等に出場したトップアスリートを招聘し、ハイレベルのパフォーマンスを見ることによりスポーツの関心を高め、競技レベルの向上を図ります。	・未来のトップアスリート育成事業
メディアの活用	・地域に密着したメディアとの連携を図り、多様な媒体を通じたPRを推進します。	・地元ケーブルテレビ局への情報提供等 ・ホームページの活用



うわうみだんだんマラソン・ウォーク大会

基本方針3 「支える」スポーツの充実

現状と課題

- スポーツ指導者の育成については、競技スポーツから健康づくりのためのスポーツまで、幅広いニーズに対応できる指導者の育成を進めていく必要があります。
- スポーツイベントの運営の支援や障がいのある人のスポーツの支援等、市内の各スポーツ団体とも連携し、スポーツを支える人材の発掘・育成を図ります。
- 生涯スポーツをけん引する指導者の育成・充実に向けて、幅広い年齢層の起用や研修等を通じて、地域のスポーツ活動推進の役割を担うスポーツ推進委員¹⁹の活動の活性化を図ることが重要です。

成果指標

指標の名称	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和10年度)
四国地区スポーツ推進委員研修会への参加者数	8人	15人

基本施策1 組織・制度の整備推進

<施策の必要性等>

スポーツ大会等の運営、スポーツの指導に関わる人材を育成し、切れ目のないスポーツ活動の推進を図ります。

主な取組	内容	事業
スポーツ推進委員の資質の向上と活動助長	・スポーツ推進委員の市主催スポーツ大会への運営協力体制の強化や、会議・研修・研究会の参加を促進することにより、スポーツ推進委員の資質の向上に努めます。	・スポーツ推進委員研修
スポーツ指導者等の育成、協力体制の整備	・多様化するスポーツニーズに対応できるよう、関係団体との連携により、スポーツ指導者の育成や協力体制の整備に努めます。	・部活動指導員派遣協力
「部活動改革」への対応	・「合同部活動」や「休日に行われる部活動の地域移行」等について、学校等、関係機関との連携により、運営体制の整備に努めます。	・部活動改革推進事業

¹⁹ 地域における住民のスポーツ活動を推進するため、スポーツ基本法に基づき市区町村の教育委員会が委嘱する非常勤の特別公務員。スポーツを推進する事業の実施における連絡や調整、住民に対する実技の指導や助言を行う。

基本方針4 気軽に利用できる「場所」の充実

現状と課題

- 市内には、体育館、陸上競技場、野球場、温水プール、クライミングホール等、様々なスポーツ施設があり、各種団体やクラブ等が利用しています。また、各施設の空き時間の有効利用を図るため、市のホームページ等において、屋内・屋外スポーツ施設を案内し、利用の促進を図っています。
- 一方で、各種スポーツ施設については、適宜、修繕等の整備は進めていますが、長期利用による経年劣化が著しい施設が多く、整備に高額な費用が発生しており、関係課と協議のうえ有利な起債の利用を含めた整備を計画立てて実施することが必要です。
- 市民が地域でスポーツを楽しむ環境を整えるため、身近なスポーツ施設等の充実を図るとともに、分かりやすいスポーツ情報の提供を図ることが重要です。

成果指標

指標の名称	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和10年度)
日頃からスポーツ施設を「利用していない人」の割合 (アンケート調査結果)	59.0%	50.0%
総合体育館利用人数(年間) ※基準値は平成29年度実績	111,888人	112,000人



総合体育館(大競技場)



丸山公園陸上競技場

基本施策Ⅰ 公共スポーツ施設の有効活用の促進

<施策の必要性等>

本市の施設を利用し、誰もが気軽にスポーツ活動が行えるよう、利用しやすい体制を整えるとともに、指定管理者制度も推進しながら、有効な方法による施設整備を行います。

主な取組	内容	事業
各種スポーツ施設の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が安全・安心・快適にスポーツを楽しむことができるよう、施設管理員からの施設・設備・備品等の営繕箇所に関する報告体制の強化、現地調査を実施し、緊急性の是非を判断した上で、無駄のない適切な改修、修繕、工事等を実施します。 ・特に経年劣化が進んでいるスポーツ施設・設備等については、関係課と連携し整備計画を策定するなど、安全性と利便性の向上に努め、施設の特性に応じて必要な対応を進めます。 ・施設照明のLED化を順次進めるとともに、バリアフリー化等、施設の状況や必要性に応じた対応を検討します。 ・新しい分野のスポーツ施設等についても、必要に応じて検討を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備事業
各種スポーツ施設の運営体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市営施設の利用者施設使用予約会、抽選会、市ホームページによる施設空き状況の提供等、利用者にとって利便性が高く効率の良い施設運営を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用改善
指定管理者制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する住民ニーズに効果的・効率的にこたえ、民間の能力を活用し住民サービスの向上及び経費の節減等を図るため、指定管理者制度の推進に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度推進



丸山公園多目的グラウンド

基本施策2 学校体育施設の活用の促進

<施策の必要性等>

本市の各地区にある学校体育施設を開放し、身近でスポーツ活動等を楽しむ場所を提供し、地域住民の交流及び健康増進を図ります。

主な取組	内容	事業
学校体育施設の利用促進	・学校と連携し、学校体育館やグラウンドの夜間・休日開放を促進することにより、市民の生涯スポーツ活動や、スポーツを通じたコミュニケーション及び健康の増進を図ります。	・学校体育施設利用

基本施策3 スポーツに関する情報提供の充実

<施策の必要性等>

幅広く関連情報を周知、提供できるよう、必要な体制の整備・検討を行います。

主な取組	内容	事業
インターネットを利用した情報の提供	・市ホームページ等を活用した各種スポーツ関連の情報提供の充実を図ります。また、体育施設の空き状況の確認や、指定管理者等との連携による施設情報の充実により、利用者の利便性の更なる拡充と利用促進に努めます。	・分かりやすい情報提供




南予マラソン大会



第8章

【分野別施策の展開】 人権・同和教育分野 (人権・同和教育推進計画)



人権・同和教育推進計画

本章では、互いの人権が尊重される社会づくりを目指し、あらゆる差別・偏見を解消するため、同和教育を基軸とした人権教育を推進するため、各種施策等について計画しています。

本計画を着実に推進していくことにより、差別や人権侵害を許さない、住民相互の人権を尊重し合える社会づくりに努めます。

方向性

- 「部落差別の解消の推進に関する法律」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」等の人権法令や「市人権を尊重しあらゆる差別をなくする条例」に基づき、人権問題について市民の意識を高め、理解を深め、お互いの多様性を認め合い、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、全ての人の人権が尊重される市の実現に向けて推進します。
- 就学前教育・学校教育と家庭や地域、職場等の社会教育が連携を図り、市民全ての人を取り組む温かい人権・同和教育を積極的に推進します。
- これまで蓄積してきた教育実践や啓発方法に加え、情報化の進展による情報技術を生かし、新たな方法で差別解消に向けた取組を推進します。



人権を考える市民の集い

計画の体系

<基本方針1 人権・同和教育及び啓発の推進>

基本施策1 人権・同和教育の推進

- (主な取組)
- 差別解消への行動に結びつく教育内容の創造と実践
 - 就学前教育・学校教育・社会教育における一貫した人権・同和教育
 - 人権・同和教育指導者の養成
 - 人権教育関係団体等の育成・支援
 - 各種研究大会への派遣
 - 市職員の指導者としての研修
 - 様々な人権課題に対する学習機会の提供
 - 同和地区内の学習活動
 - 子ども会活動
 - <学校教育分野>同和問題をはじめとする様々な人権学習の推進(※再掲)
 - <学校教育分野>人権・同和教育に関する教材・資料等の研究開発の促進(※再掲)
 - <学校教育分野>仲間意識に支えられた集団づくりの推進(※再掲)
 - <生涯学習分野>公民館、地域、社会教育団体等における人権・同和教育の推進(※再掲)

基本施策2 人権啓発の推進

- (主な取組) ■ 市民に対する啓発活動

<基本方針2 人権擁護及び相談機能の充実>

基本施策1 相談・支援体制の充実

- (主な取組) ■ 相談・支援体制

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

資料編

基本方針I 人権・同和教育及び啓発の推進

現状と課題

- 近年、それぞれの個の違いを受け入れ、尊重し、認め合い、良いところを生かしていく「ダイバーシティ（多様性）・インクルージョン（包摂性）」の考えが重要となっています。
- 本市では、子どもから高齢者まで、市民一人一人の人権意識を高めていくため、様々な場を通じた人権・同和教育及び啓発を推進していますが、参加者の固定化が喫緊の課題であり、周知や参加しやすい方法を模索する必要があります。
- 市民アンケート調査結果によると、人権意識を高めるための教育や啓発活動として必要な働きかけについては、「SNS（Twitter・Facebook など）やホームページ等、インターネットを活用して啓発を行う」が37.4%と最も高く、次いで「テレビやラジオで啓発を行う」が35.3%、「広報紙、パンフレット、ポスター、冊子などで啓発を行う」が31.6%となっており、市民の身近な媒体を通じた教育や啓発活動が効果的だと言えます。
- 教職員人権・同和教育研修会や市人権・同和教育推進委員会を実施し、指導者としての養成を図っていますが、あらゆる人権課題の分野において指導者不足が顕著となっています。
- 今後も、行政、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校・高等学校・家庭・地域・関係団体・公民館・PTA 等が連携・協働して、あらゆる機会を捉えた人権・同和教育及び啓発の充実を図ることが重要です。

成果指標

指標の名称	基準値 (平成29年度)	目標値 (令和10年度)
指導者研修会の開催回数	15回	17回
人権・同和教育講演会の参加者数	2,500人	2,600人
人権・同和教育講演会の開催回数	6回	7回
広報等による啓発回数	38回	40回
人権意識が高くなった市民の割合 (宇和島市人権に関する市民意識調査結果)	33.4%	40.0%
人権に関する講演会や研修会等へ1回以上参加している市民の割合 (宇和島市人権に関する市民意識調査結果)	46.5%	50.0%

基本施策Ⅰ 人権・同和教育の推進

<施策の必要性等>

互いの多様性を認め合い、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、全ての人の人権が尊重される市の実現を目指すため、市民一人一人が人権問題に関心を持ち、自らの課題として主体的に取り組み、人権尊重の精神を日常生活に生かすことができるような教育の場を設ける必要があります。

主な取組	内容	事業
差別解消への行動に結びつく教育内容の創造と実践	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校区ごとに学校・保護者・地域住民が共に人権について考えるための広範な啓発活動に努めます。 ・教育内容については、参加者自身が楽しみながら学習できるように工夫します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・校区别人権・同和教育懇談会
就学前教育・学校教育・社会教育における一貫した人権・同和教育	<ul style="list-style-type: none"> ・発達段階や理解度に応じ、一貫した人権・同和教育を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育研究大会
人権・同和教育指導者の養成	<ul style="list-style-type: none"> ・人材の発掘や育成を図り、様々な人権問題を解決するために取り組んでいる団体や組織のネットワークづくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員人権・同和教育研修会 ・人権・同和教育推進委員会
人権教育関係団体等の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体等からの活動及び組織の強化が肝要であり、情報交換を密にし、共通認識・共通理解を深めるとともに、専門部の質的充実に努め、市人権教育協議会の支援・育成を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の育成・支援
各種研究大会への派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研究大会等に派遣等することにより、本市の人権意識や実践力の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究大会 ・集い ・研修会等
市職員の指導者としての研修	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重の理念に対する理解を深めるため、研修会等を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員養成講座
様々な人権課題に対する学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域、企業において学習機会を提供します。 ・地域における人権・同和教育及び啓発を担う人材を育成するための研修を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別学習会 ・企業研修会

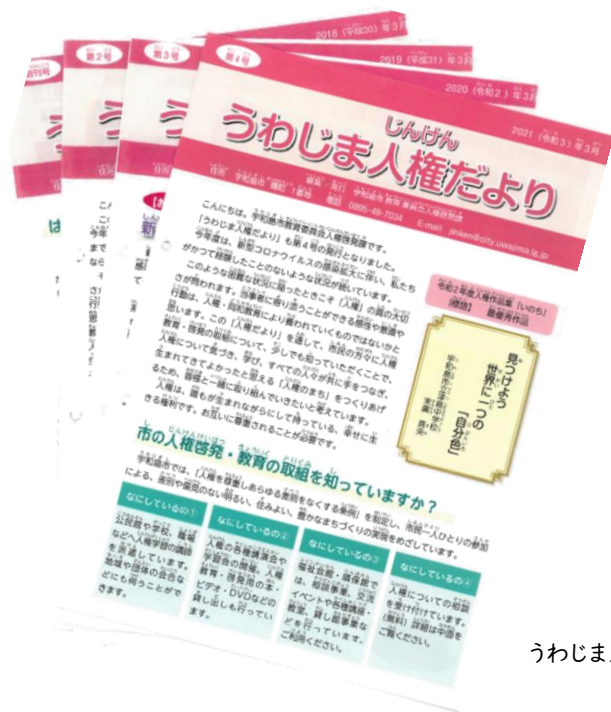
主な取組	内容	事業
同和地区内の学習活動	<ul style="list-style-type: none"> ・真に差別と闘いきれるだけの力量を身に付けた人間の育成とともに仲間づくりを目指して、高校生友の会活動を充実させます。 ・教育文化や教養の向上及び地域課題の解決を図るとともに、連帯意識を高めるよう努めます。 ・地区内外の交流を図り、差別を許さない連帯意識を育み、差別解消に向けて人権意識を高めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・識字学級 ・人権学習会
子ども会活動	<ul style="list-style-type: none"> ・差別解消に向けて主体的に行動できる子どもの育成とともに仲間づくりを目指し、地域・保護者・学校・行政が連携しながら取組を進めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会活動
<学校教育分野> 同和問題をはじめとする様々な人権学習の推進(※再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育は日本における人権教育の具体的実践であり、その成果と視点を継承し、人権教育の中に人権・同和教育を確固として位置づけ、今後も積極的に取り組むため推進計画を策定します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育推進事業
<学校教育分野> 人権・同和教育に関する教材・資料等の研究開発の促進(※再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・同和問題をはじめとする様々な人権課題について、正しい理解・認識が得られるよう、発達段階に応じた教材・資料等の研究開発に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育推進事業
<学校教育分野> 仲間意識に支えられた集団づくりの推進(※再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・仲間と支え合い、認め合うことにより、児童生徒間の信頼関係を構築できる、体験的な学習環境づくりに努めます。 ・一人一人が自己有用感や自己肯定感を高められる活動の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育推進事業
<生涯学習分野> 公民館、地域、社会教育団体等における人権・同和教育の推進(※再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・各公民館が主体となって、人権・同和問題に関する講義や討論会等を開催し、人権課題を自分事として捉えることができ、今日的な人権課題解決への視点を持てるよう、研修の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館事業 ・公民館学級・講座

基本施策2 人権啓発の推進

<施策の必要性等>

互いの多様性を認め合い、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、全ての人の人権が尊重される市の実現を目指すため、これまでの取組を踏まえて内容・方法等の充実を図りながら、子どもから高齢者まで、市民一人一人の人権意識を一層高め、理解を深めるための啓発が必要です。

主な取組	内容	事業
市民に対する啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> より多くの市民が、主体的に人権問題や「人権尊重のまちづくり」に関わろうとする意識を高める機会として、交流イベントや講演会、研修会等を実施するとともにインターネット等の活用等周知手法やその内容を工夫し、参加者数の増加を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権を考える集い 啓発イベント 啓発物の発行



うわじま人権だより

基本方針2 人権擁護及び相談機能の充実

現状と課題

- 本市では、各隣保館（番城福祉会館、三間町隣保館、津島町福祉会館）、市役所等の既存施設にて、人権に関する身近な相談窓口事業を実施しており、各種相談窓口については、広報、人権だより、市のホームページ、隣保館だより等で周知を行っています。
- 相談支援体制の充実に向けては、人間関係の構築や相談しやすい環境づくりが必要であり、さらには各相談内容に対する専門的なスキルを高めるためにも、今後も各相談機関と協議等連携を深めていく必要があります。

成果指標

指標の名称	基準値 (平成 29 年度)	目標値 (令和 10 年度)
人権相談の開催回数	46 回	50 回

基本施策Ⅰ 相談・支援体制の充実

<施策の必要性等>

人権が侵害された場合の司法による救済や人権侵害事件に対する法的救済は、国の専管事項ですが、人権が侵害されるおそれのある人や、現に侵害されている人に対しては、市としても解決のための助言を行うなど、相談・支援体制の整備、充実を図る必要があります。

近年の複雑・多様化する人権相談に対応するためには、関係各課、各機関との連携と相談員の資質向上が必要です。

主な取組	内容	事業
相談・支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対して人権に関する相談窓口を身近なものとして提供するため、窓口相談や訪問相談等の相談事業の充実に努めます。 ・国や県等の各関係機関と連携を図りながら、効果的に人権が尊重される社会を実現します。 ・民間と行政との適切な役割分担を確立するとともにパートナーシップの構築に努めます。 ・様々な機会を通じ、相談窓口のさらなる周知を図ります。 ・インターネット掲示板等への誹謗中傷や差別的な書き込みをモニタリングし、必要に応じて関係機関と連携し、削除要請を行うなど、人権侵害の被害がでないよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談機関との連携 ・モニタリングの実施



シトラスリボンの3つの輪は、「地域」「家庭」「職場(学校)」を意味しています。

シトラスリボンプロジェクト

コロナ禍で生まれた差別、偏見を耳にした愛媛の有志「ちょびっと19+」がつくったプロジェクト

愛媛の柑橘をイメージしたシトラスカラーのリボンを身につけることで、新型コロナウイルスに感染した方や医療従事者等が、それぞれの暮らしの場所で差別されることなく「ただいま」「おかえり」と言いあえるまちを目指す活動で、宇和島市もシトラスリボンプロジェクトに賛同しています。





第9章

計画の推進に向けて



1 計画の推進体制

本計画を推進していくためには、各担当課だけでなく、本計画に関係する園・学校や家庭、地域との連携が必要不可欠です。

そのため、本計画について共通認識や理解が得られるよう、園・学校や保護者、市民・関係者等に対して、計画の周知を図ります。

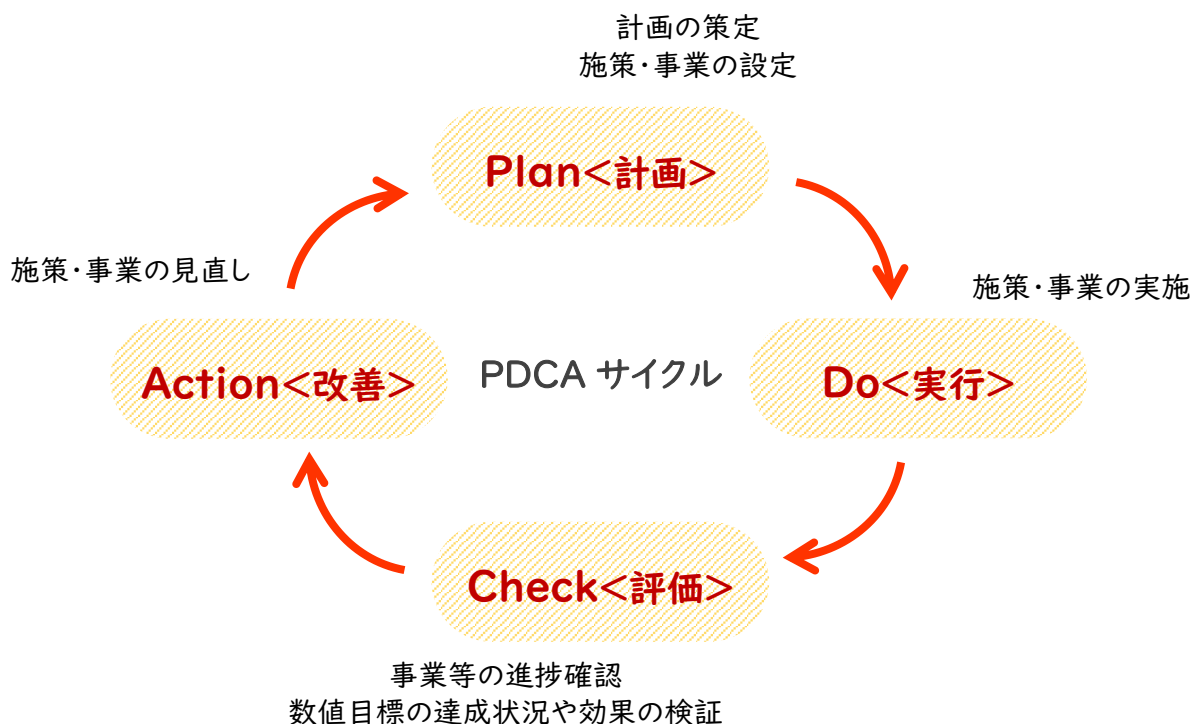
また本計画で位置づけた施策や事業については、担当する市教育委員会や各担当課のみでなく、園・学校や保護者、市民・関係者等と協働で実行するものとし、本計画の理念である「一人一人のウェルビーイングと包摂的で持続可能な地域社会の共創を目指す、人づくり・つながりづくり・地域づくり」の具現化を図るよう進めます。

2 計画の点検評価と見直し

本計画で設定した基本方針を達成するためには、計画に示した取組や施策を着実に実行していくことが重要です。

そのため、具体的施策や事業については、PDCA サイクルに基づく進行管理を行い、計画期間中に施策の進捗状況、数値目標の達成状況や効果の検証等による評価を行います。

また、評価結果を踏まえて、具体的施策や事業の見直しが必要な場合は対応し、計画の改善を図るようにします。





資料編

(2) 規則

宇和島市教育振興基本計画策定委員会設置規則

(設置)

第 1 条 本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に関して、宇和島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、必要な事項を検討するため、宇和島市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 宇和島市教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係機関又は関係団体を代表する者
- (3) 市内在住の児童生徒の保護者
- (4) その他教育委員会が必要と認めた者

3 前項に規定する委員がその身分を失ったときは、その職を辞したものとみなす。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 1 条の規定による設置目的が達成されたときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集しその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって開くことができる。

3 委員会の運営上必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 1 月 26 日から施行する。

(招集)

2 この規則による最初の委員会は、第 6 条の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(3) 策定委員会委員名簿

区分	氏名(敬称略)	所属等
学識経験のある者	○露口 健司	愛媛大学教授
関係機関又は関係団体を 代表する者	◎西村 久仁夫	教育推進員
	川越 芳彦	番城小学校長
	石止 伊佐美	城北中学校長
	廣瀬 淳子	愛和聖母幼稚園長
	梶田 浩	社会教育委員長
	井上 教	宇和島市公民館連絡協議会長
	清家 喜久子	宇和島市文化協会長
	梶谷 秀太	宇和島市スポーツ協会長
	酒井 忠彦	宇和島市人権教育協議会副会長
市内在住の児童生徒 の保護者	三好 めぐみ	宇和島市 PTA 連合会副会長
	渡部 太輔	宇和島市 PTA 連合会副会長
	土居 巡	番城美徳認定こども園保護者

(◎は委員長、○は副委員長)

(4) 策定の経過

実施年月	会議等
R3	3 宇和島市教育委員会会議 ・策定委員会への諮問について協議
	4 第1回宇和島市教育振興基本計画策定検討部会 ・策定方針・スケジュールについて説明 ・アンケート調査について協議
	第2回宇和島市教育振興基本計画策定検討部会 ・アンケート調査について協議
	5 アンケート調査の実施 ・市内に居住する16歳以上の方、市内の市立小・中学校における児童(小5)・生徒(中2)、その保護者、全教職員を対象に実施
	9 第3回宇和島市教育振興基本計画策定検討部会 ・アンケート調査結果について報告 ・基本計画骨子案について協議
	10 第1回宇和島市教育振興基本計画策定委員会 ・教育委員会から策定委員会へ「教育振興基本計画」策定について諮問 ・策定方針・スケジュールについて説明 ・アンケート調査結果について報告 ・基本計画骨子案について協議
	11 第4回宇和島市教育振興基本計画策定検討部会 ・基本計画素案について協議
	第2回宇和島市教育振興基本計画策定委員会 ・基本計画素案について協議
	12 第5回宇和島市教育振興基本計画策定検討部会 ・基本計画素案について協議
	第3回宇和島市教育振興基本計画策定委員会 ・基本計画素案について協議
R4	1 宇和島市教育委員会会議・宇和島市総合教育会議 ・基本計画素案について報告
	パブリックコメントの実施 ・基本計画素案に対する意見を募集
	2 第6回宇和島市教育振興基本計画策定検討部会 ・パブリックコメント実施結果について報告 ・基本計画案・答申内容について協議
	第4回宇和島市教育振興基本計画策定委員会 ・パブリックコメント実施結果について報告 ・基本計画案・答申内容について協議
	答申 ・策定委員会から教育委員会へ「教育振興基本計画案」について答申
3 宇和島市教育委員会会議 ・基本計画案・答申内容について協議	

(5) 諮問・答申

① 諮問書

2 字教委総第 1633 号

令和 3 年 3 月 24 日

宇和島市教育振興基本計画策定委員会委員長 様

宇和島市教育委員会

教育長 金瀬 聡

宇和島市教育振興基本計画の策定について(諮問)

本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、宇和島市教育振興基本計画を策定したいと考えますので、これについて意見を求めます。

諮問の趣旨

教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)により、同法の教育理念を具現化するため、教育の振興に関する施策について、基本的な方針や講ずべき施策等を盛り込んだ基本的な計画を国が定め、地方公共団体はその国の計画を参酌し、地域の実情に応じた基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされています(同法第 17 条第 2 項)。

本市では、「第 2 次宇和島市総合計画」や「宇和島市教育大綱」、「宇和島市教育委員会教育基本方針」に基づき、教育行政の推進に努めておりますが、近年、少子高齢化、核家族化、グローバル化や情報化の急速な進展、個人の価値観やライフスタイルの多様化など社会情勢が急激に変化する中、子どもや教育を取り巻く環境も大きく変化してきております。

このような状況において、子どもから大人まであらゆる世代の一人一人が豊かで幸福な人生を送るとともに、それができる持続可能な地域社会を創っていくためには、学校・家庭・地域が一体となってオール宇和島で生涯にわたる学びと実践を充実させることが望まれることから、本市における学校教育や社会教育をはじめ、各種施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

このようなことから、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画である宇和島市教育振興基本計画を策定するにあたって意見を求めるものです。

②答申書

令和4年2月21日

宇和島市教育委員会
教育長 金瀬 聡 様

宇和島市教育振興基本計画策定委員会
委員長 西村 久仁夫

宇和島市教育振興基本計画の策定について(答申)

令和3年3月24日付け、2字教委総第1633号で諮問のありました「宇和島市教育振興基本計画」について、当策定委員会において慎重に審議を重ね、計画(案)を別添のとおり取りまとめましたので答申します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

資料編

2 意識調査結果

(1) 調査の概要

本計画を策定するための基礎資料として、市民、児童（小 5）・生徒（中 2）、小・中学生（小 5・中 2）保護者、小・中学校教職員を対象に、本市の教育振興に係る意見をお伺いするアンケート調査を実施しました。

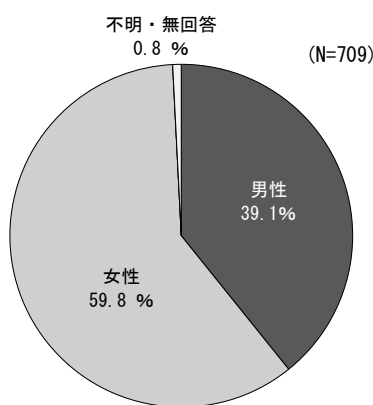
調査票種別	調査対象者数 (配布数)	調査方法	調査期間	有効回収数	有効回収率
一般市民	2,000 件	郵送による 配布回収	令和3年 5 月 7 日～ 5 月 24 日	709 件	35.5%
児童(小 5)・生徒(中 2)	1,016 件	学校を通じて 配布回収	令和3年 5 月 10 日 ～5 月 27 日	996 件	98.0%
小・中学生(小 5・中 2) 保護者	1,016 件			934 件	91.9%
小・中学校教職員	458 件			446 件	97.4%

(2) 調査結果の概要【一般市民】

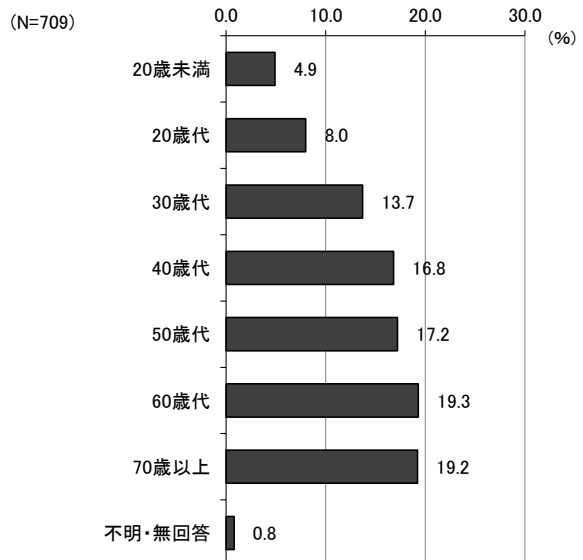
① 回答者について

回答者の性別をみると、「男性」が 39.1%、「女性」が 59.8%となっています。
年齢をみると、「60 歳代」が 19.3%と最も高く、次いで「70 歳以上」が 19.2%、「50 歳代」が 17.2%となっています。

【性別】



【年齢】



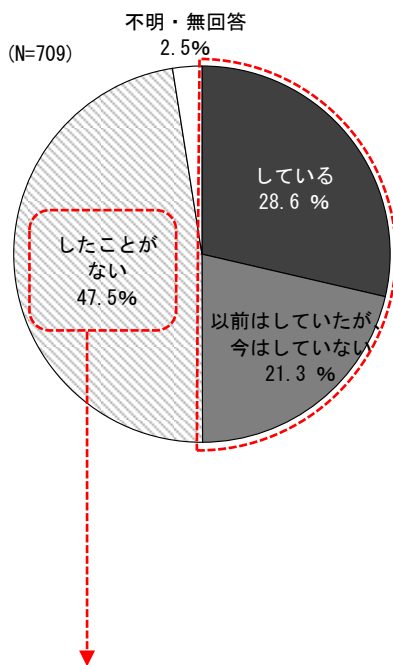
② 生涯学習について

現在、生涯学習活動をしているか、又は、したことがあるかでは、「している」が28.6%、「したことがない」が47.5%、「以前はしていたが、今はしていない」が21.3%となっています。

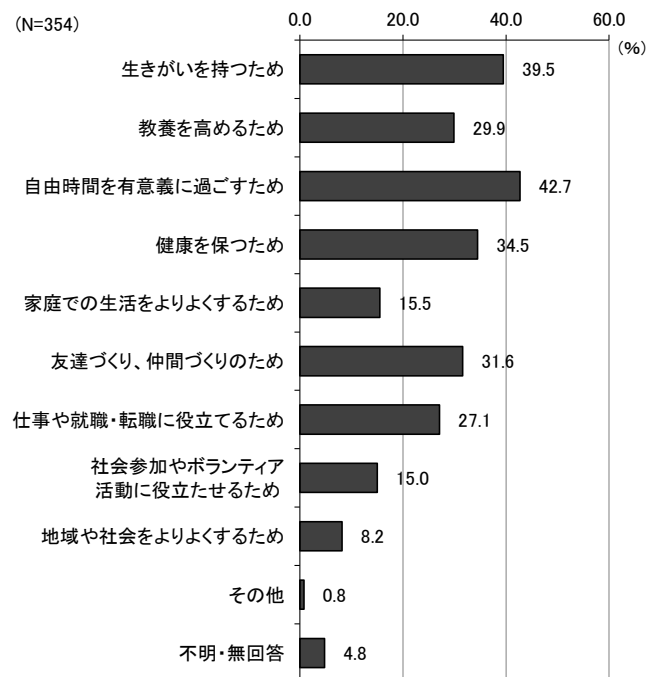
生涯学習活動をしている（していた）目的では、「自由時間を有意義に過ごすため」が42.7%と最も高く、次いで「生きがいを持つため」が39.5%、「健康を保つため」が34.5%となっています。

生涯学習活動をしない理由では、「時間的に余裕がない」が46.9%と最も高く、次いで「情報がない、又は入手の方法がわからない」が35.0%、「身近に活動を行う機会や場所がない」が30.9%となっています。

【生涯学習活動をしていますか】
(単数回答)



【生涯学習活動をしている（していた）目的】
(複数回答)



【生涯学習活動をしない理由】(複数回答)(上位5位)

(N=337)		割合
1位	時間的に余裕がない	46.9%
2位	情報がない、又は入手の方法がわからない	35.0%
3位	身近に活動を行う機会や場所がない	30.9%
4位	人間関係がわずらわしい	19.9%
5位	一緒にできる仲間がない	18.7%

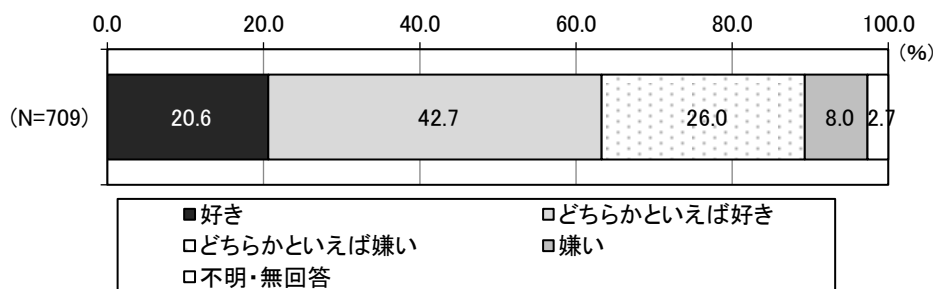
③ スポーツについて

日頃から、スポーツをすることが好きかについては、「どちらかといえば好き」が 42.7%と最も高く、次いで「どちらかといえば嫌い」が 26.0%、「好き」が 20.6%となっています。

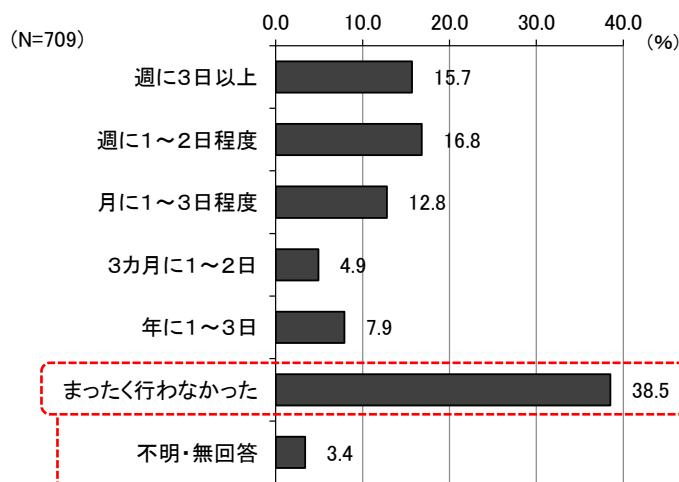
この1年間に、どのくらいの頻度でスポーツを行ったかでは、「まったく行わなかった」が 38.5%と最も高く、次いで「週に1～2日程度」が 16.8%、「週に3日以上」が 15.7%となっています。

スポーツを行わなかった理由では、「仕事や家事・育児等で忙しくて時間がないから」が 39.9%と最も高く、次いで「特に理由はない」が 19.8%となっています。

【スポーツをすることが好きですか】（単数回答）



【この1年間に、どのくらいの頻度でスポーツを行っていますか】（単数回答）



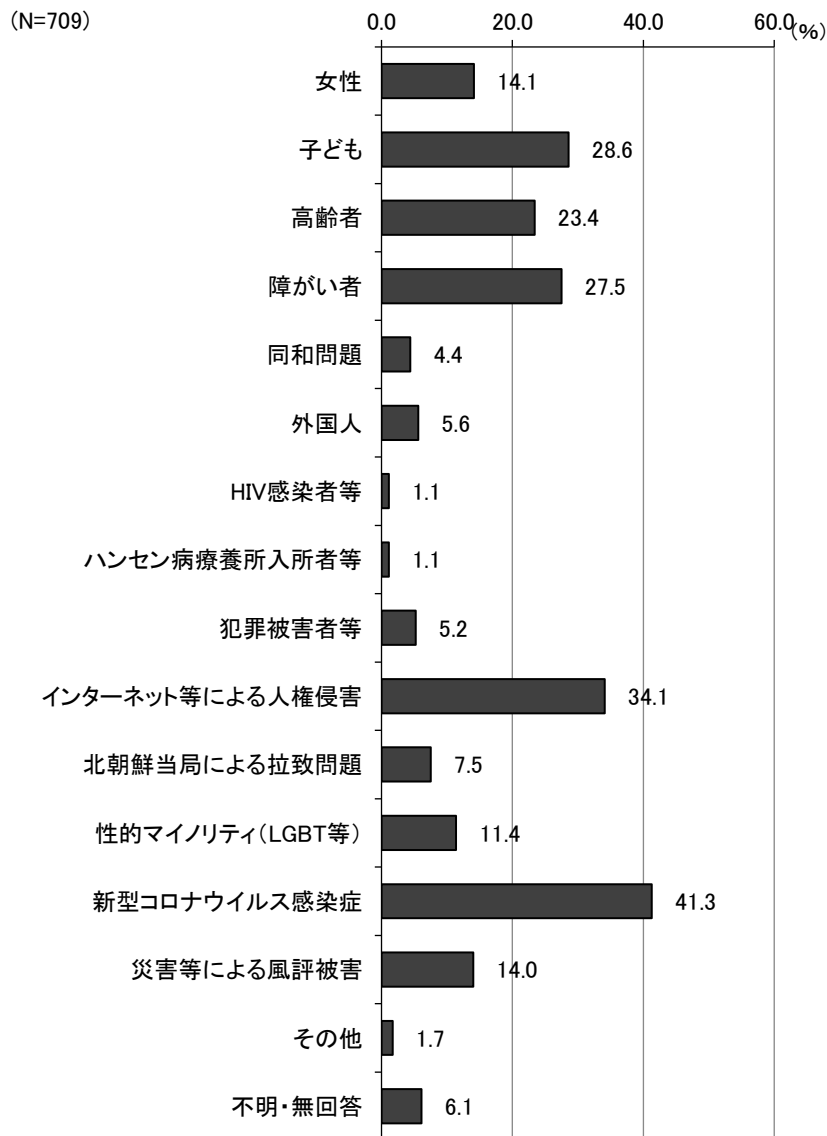
【スポーツを行わなかった理由】（複数回答）（上位5位）

(N=273)		割合
1位	仕事や家事・育児等で忙しくて時間がないから	39.9%
2位	特に理由はない	19.8%
3位	その他	16.1%
4位	スポーツが苦手だから	13.6%
5位	仲間がないから	12.8%

④ 人権教育について

今後、より一層力を入れて取り組むべきだと考える人権課題については、「新型コロナウイルス感染症」が41.3%と最も高く、次いで「インターネット等による人権侵害」が34.1%、「子ども」が28.6%となっています。

【力を入れて取り組むべきだと考える人権課題】（複数回答）

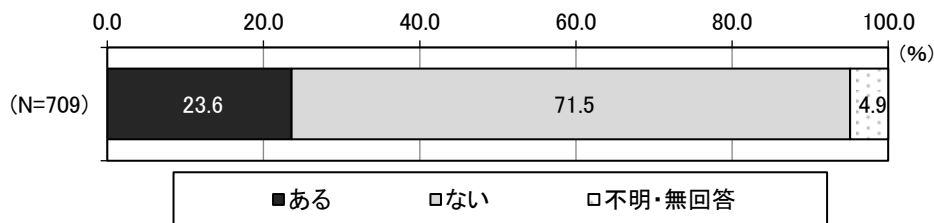


⑤ 文化芸術について

お住まいの地域に自慢したい歴史的エピソード・文化遺産（文化財）はあるかでは、「ない」が71.5%、「ある」が23.6%と「ない」が「ある」を上回っています。

多くの方が宇和島市の歴史や文化遺産（文化財）に関心を持つには、どのようなものが必要だと思うかでは、「インターネットで紹介する SNS・ウェブページ」が55.7%と最も高く、次いで「文化遺産を紹介する映像」が35.4%、「パンフレット・チラシ」が27.2%となっています。

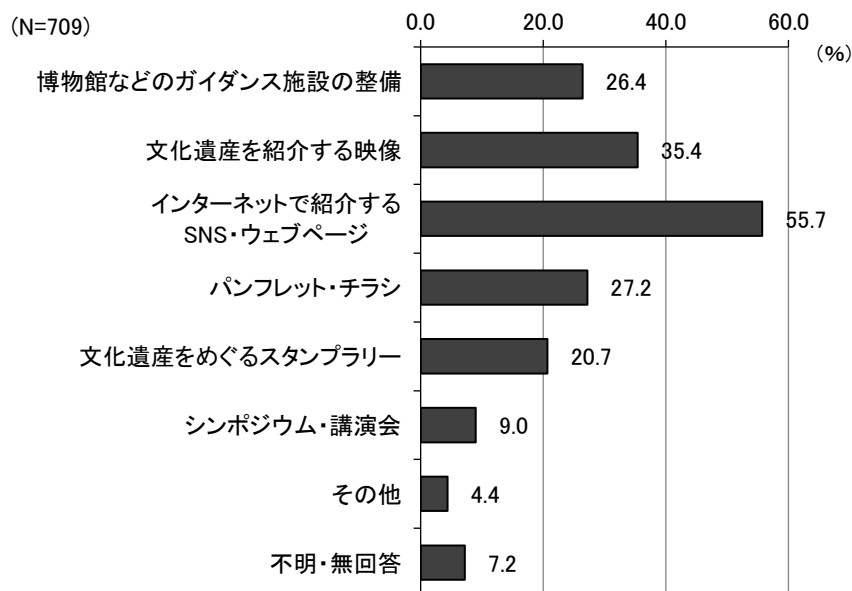
【地域に自慢したい歴史的エピソード・文化遺産（文化財）があるか】（単数回答）



「ある」と答えた方の回答（一部抜粋）

- ・宇和島城 ・寺社仏閣 ・祭り ・歴史上の人物（伊達宗城、大村益次郎等）
- ・伊達博物館 ・四国八十八か所霊場 ・景観（遊子の段畑、津島町北灘小日堤の地形等）

【宇和島市の歴史や文化遺産（文化財）に関心を持つために必要なもの】（複数回答）

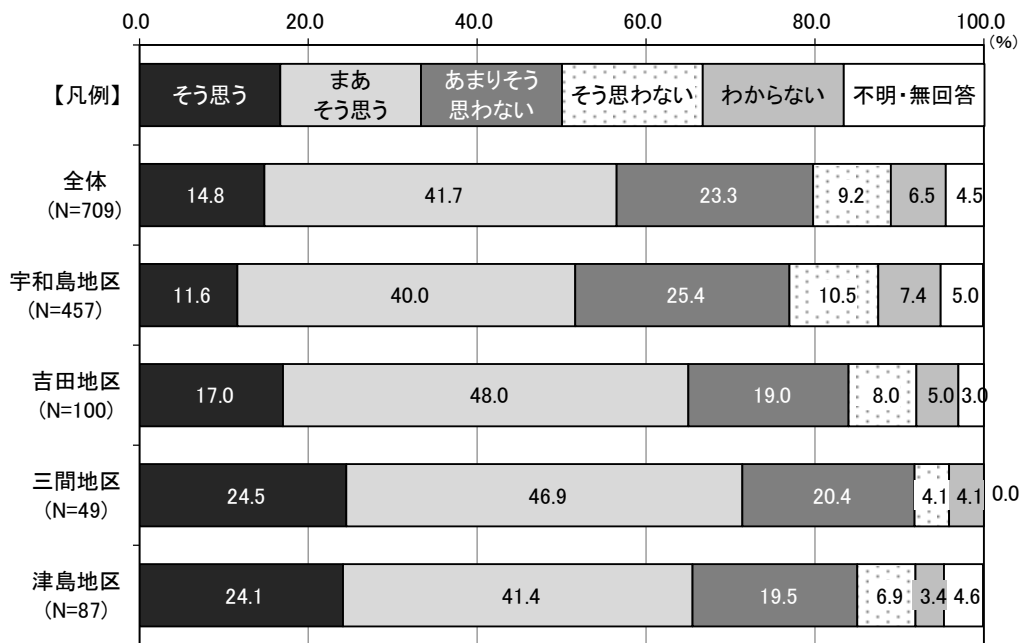


⑥ 学校、家庭、地域との関わりについて

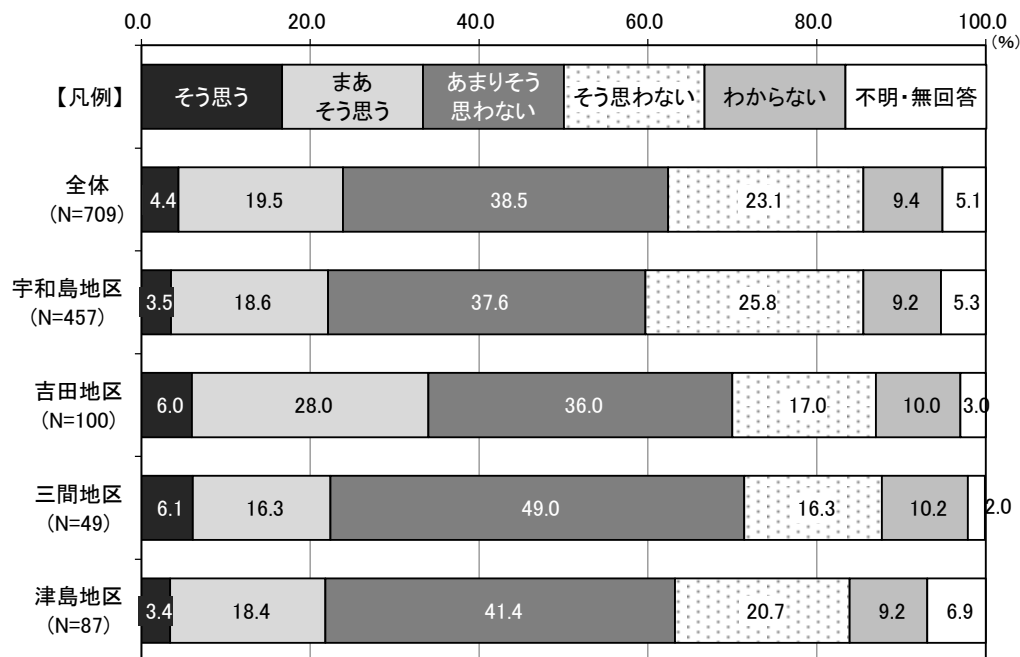
お住まいの地域の状況について、「①地域の大人が子どもを見守ろうとしている」では三間地区の「そう思う」が24.5%と最も高く、次いで津島地区が24.1%となっています。

「②子どもに関する地域の活動が盛んである」では「そう思う」割合に地域差はあまりありませんが、「そう思う」「まあそう思う」を合算すると、吉田地区は34.0%と最も高くなっています。

【①地域の大人が子どもを見守ろうとしている】（単数回答）



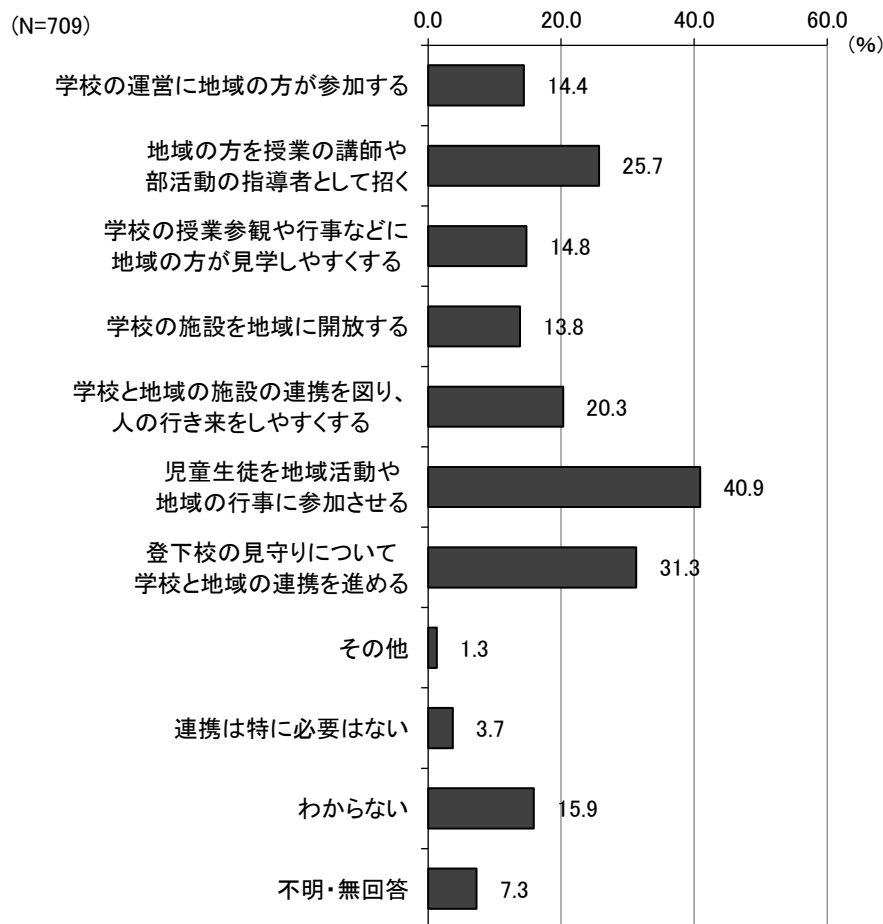
【②子どもに関する地域の活動が盛んである】（単数回答）



⑦ 学校と地域の連携について

学校と地域の連携について、どのような関わり方がよいと思うかについては、「児童生徒を地域活動や地域の行事に参加させる」が 40.9%と最も高く、次いで「登下校の見守りについて学校と地域の連携を進める」が 31.3%、「地域の方を授業の講師や部活動の指導者として招く」が 25.7%となっています。

【学校と地域の連携について、どのような関わり方がよいと思うか】（複数回答）



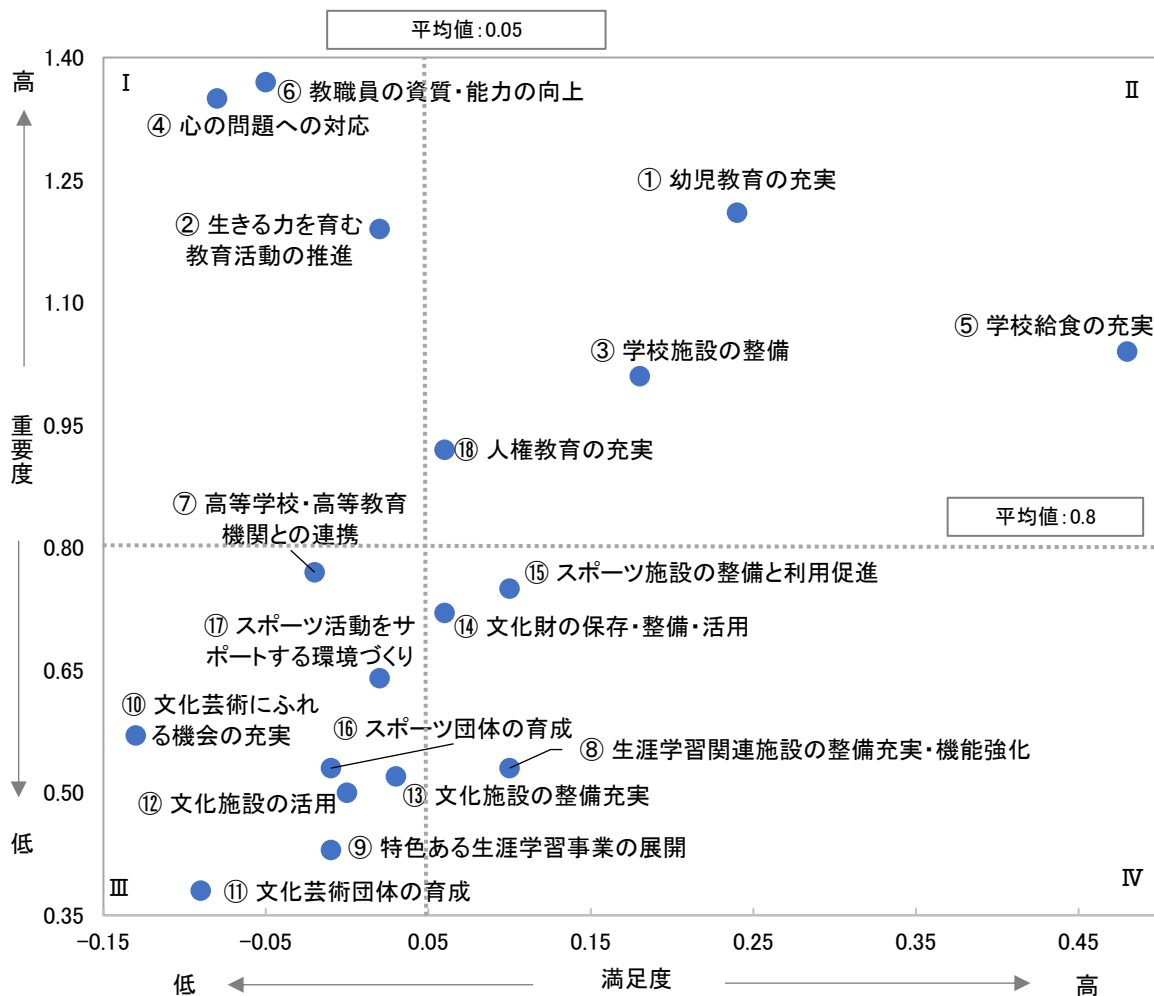
⑧ 施策の満足度・重要度について

宇和島市の教育環境における『満足度』と『重要度』について、重要度が高く満足度が低い取組（Ⅰ）は「② 生きる力を育む教育活動の推進」「④ 心の問題への対応」「⑥ 教職員の資質・能力の向上」となっています。

重要度が高く満足度も高い取組（Ⅱ）は「① 幼児教育の充実」「③ 学校施設の整備」「⑤ 学校給食の充実」「⑧ 人権教育の充実」となっています。

I	重要度【高】 満足度【低】	II	重要度【高】 満足度【高】
III	重要度【低】 満足度【低】	IV	重要度【低】 満足度【高】

【重要度・満足度のポートフォリオ分析】（単数回答）



<ポートフォリオ分析について>

宇和島市の教育環境における『満足度』と『重要度』をマッピングし、『優先的改善項目』を把握する分析方法です。

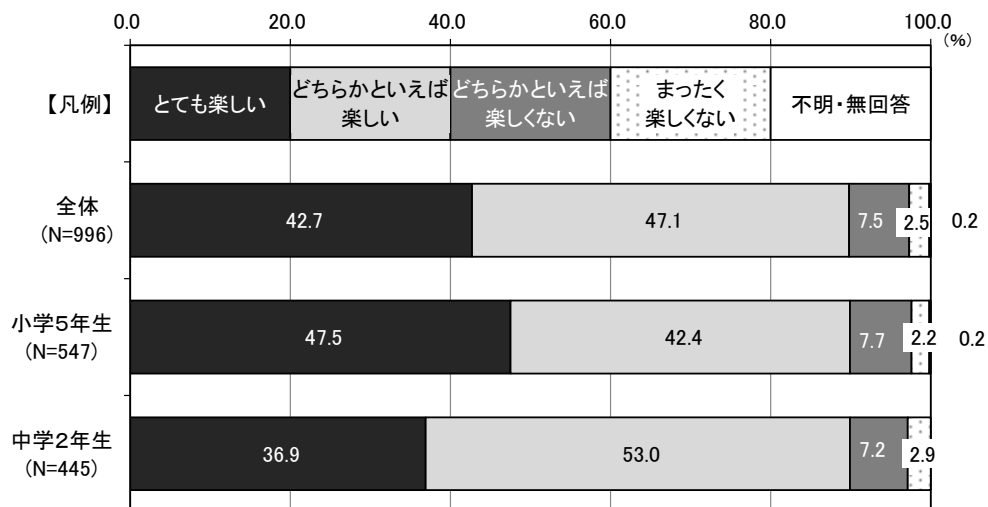
(3) 調査結果の概要【児童(小5)・生徒(中2)】

① 学校生活について

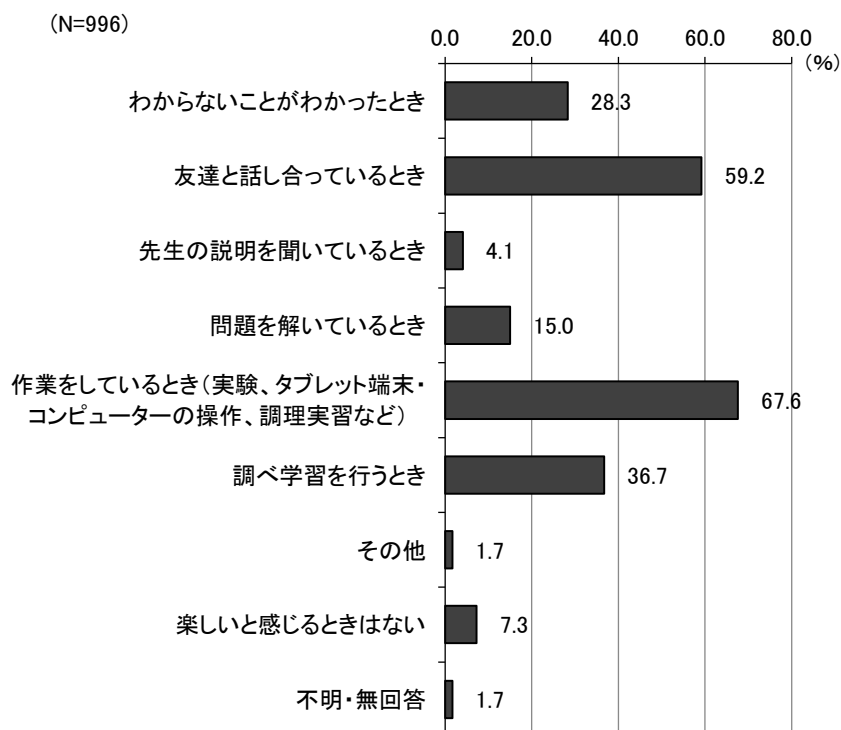
学校は楽しいかについては、小学5年生では「とても楽しい」が47.5%と最も高く、次いで「どちらかといえば楽しい」が42.4%となっています。中学2年生では「どちらかといえば楽しい」が53.0%と最も高く、次いで「とても楽しい」が36.9%となっています。

授業の中で楽しいと感じるときについては、「作業をしているとき(実験、タブレット端末・コンピューターの操作、調理実習など)」が67.6%と最も高く、次いで「友達と話し合っているとき」が59.2%、「調べ学習を行うとき」が36.7%となっています。

【学校は楽しいですか】(単数回答)



【授業の中で楽しいと感じるとき】(複数回答)



② 放課後や休日の過ごし方について

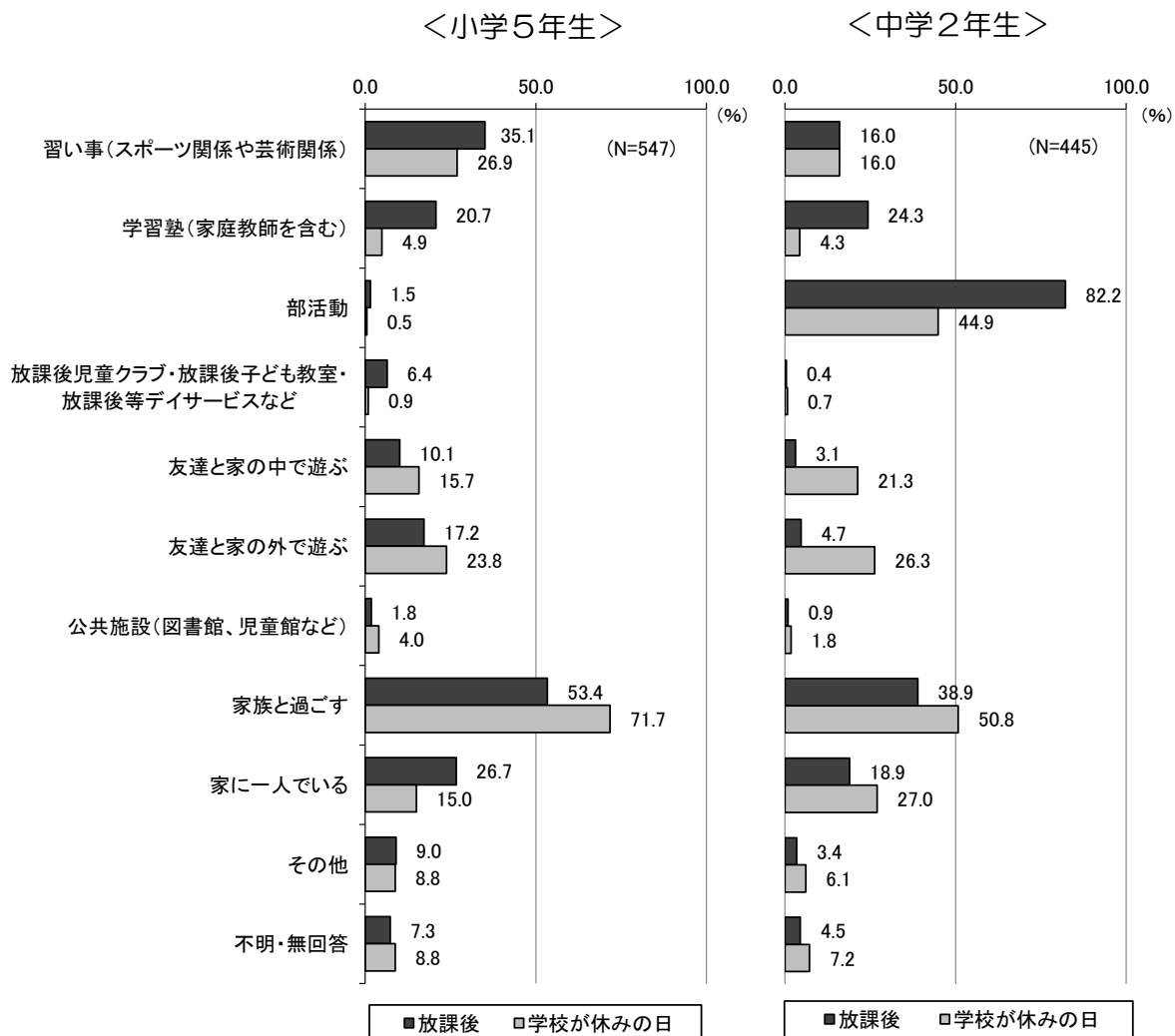
小学5年生が「【1】放課後」どのように過ごしているかでは、「家族と過ごす」が53.4%と最も高く、次いで「習い事（スポーツ関係や芸術関係）」が35.1%となっています。

「【2】学校が休みの日」どのように過ごしているかでは、「家族と過ごす」が71.7%と最も高く、次いで「習い事（スポーツ関係や芸術関係）」が26.9%となっています。

中学2年生が「【1】放課後」どのように過ごしているかでは、「部活動」が82.2%と最も高く、次いで「家族と過ごす」が38.9%となっています。

「【2】学校が休みの日」どのように過ごしているかでは、「家族と過ごす」が50.8%と最も高く、次いで「部活動」が44.9%となっています。

【放課後や休日の過ごし方】（複数回答）



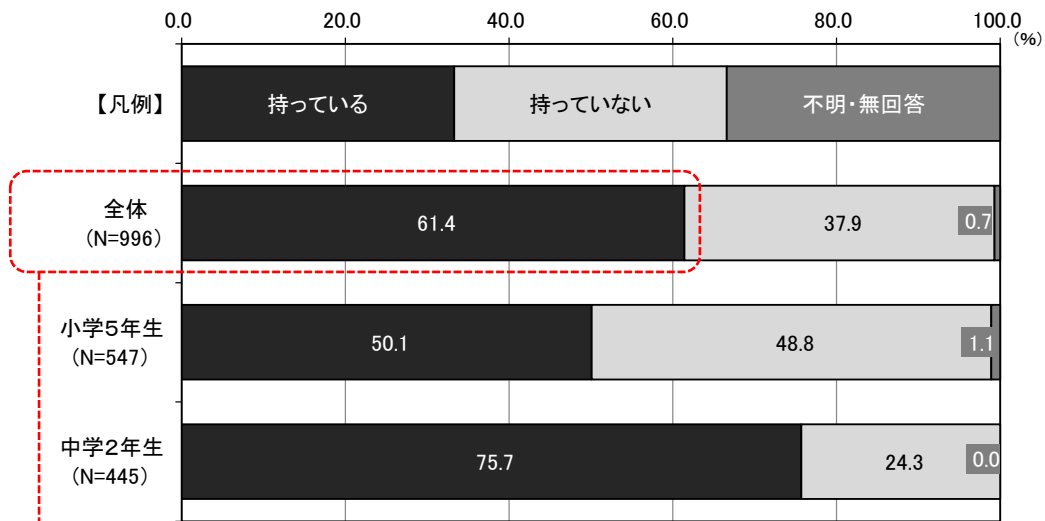
③ 携帯電話やスマートフォンについて

自分専用の携帯電話やスマートフォンを持っているかでは、小学5年生では「持っている」が50.1%、中学2年生では「持っている」が75.7%となっています。

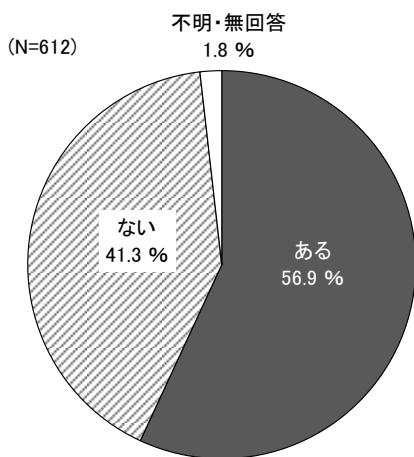
家での携帯電話やスマートフォンの使い方について、使用時間等のルールがあるかについてみると、「ある」が56.9%、「ない」が41.3%と「ある」が「ない」を上回っています。

携帯電話やスマートフォン等を使っていて、困ったことやいやな思いをしたことでは、「特に困ったことや、いやな思いをしたことはない」が69.0%と最も高く、次いで「使っていて夢中になり、勉強やほかにしなければいけないことができなくなる」が12.4%、「携帯電話、スマートフォンなどの使い方によく家族に注意されたりしかられたりする」が10.8%となっています。

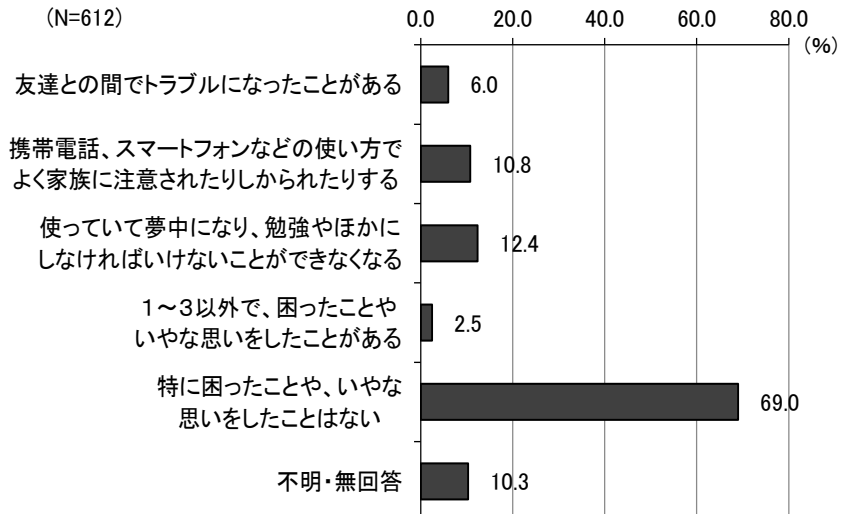
【自分専用の携帯電話やスマートフォンを持っているか】（単数回答）



【携帯電話やスマートフォンの使用ルールがあるか】（単数回答）



【携帯電話やスマートフォン等を使っていて、困ったことやいやな思いをしたことはありますか】（複数回答）

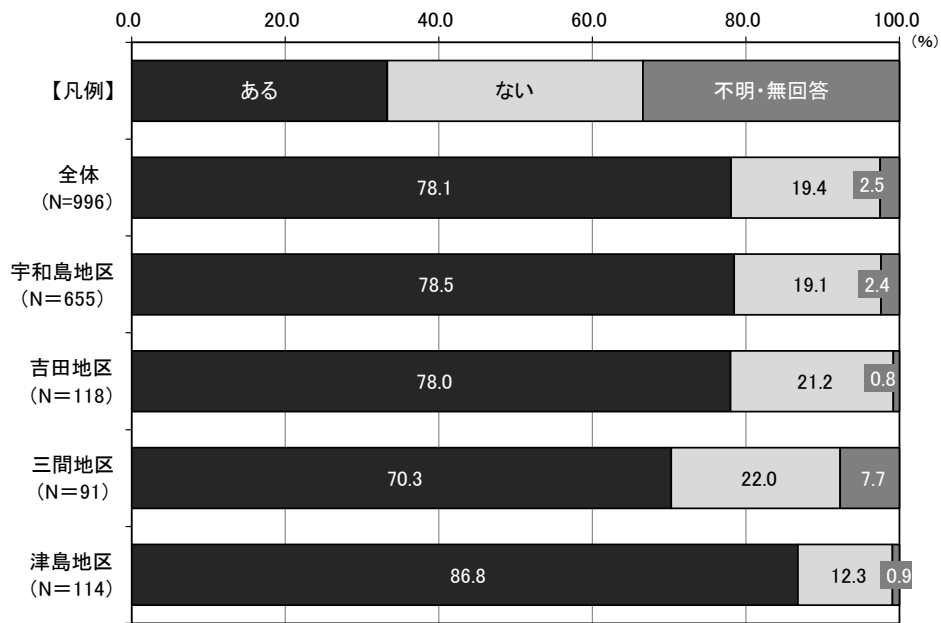


④ 地域行事について

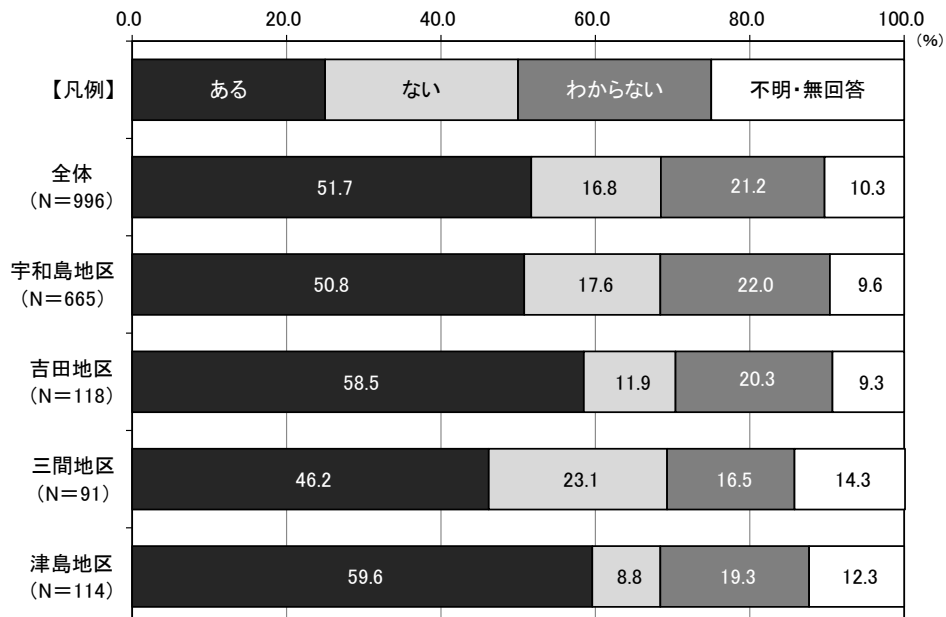
地域行事（お祭り・盆踊り等）への参加経験では、全体では「ある」が78.1%、「ない」が19.4%と「ある」が「ない」を上回っています。また、全ての地域で7割を超えており、特に津島地区では最も高くなっています。

地域行事（お祭り・盆踊り等）に興味があるかでは、全体では「ある」が51.7%と最も高く、次いで「わからない」が21.2%、「ない」が16.8%となっています。地区別では、三間地区において「ある」と答えた人が他地域より低くなっています。

【地域行事（お祭り・盆踊り等）への参加経験】（単数回答）



【地域行事（お祭り・盆踊り等）への興味があるか】（単数回答）



(4) 調査結果の概要【小・中学生(小5・中2)保護者】

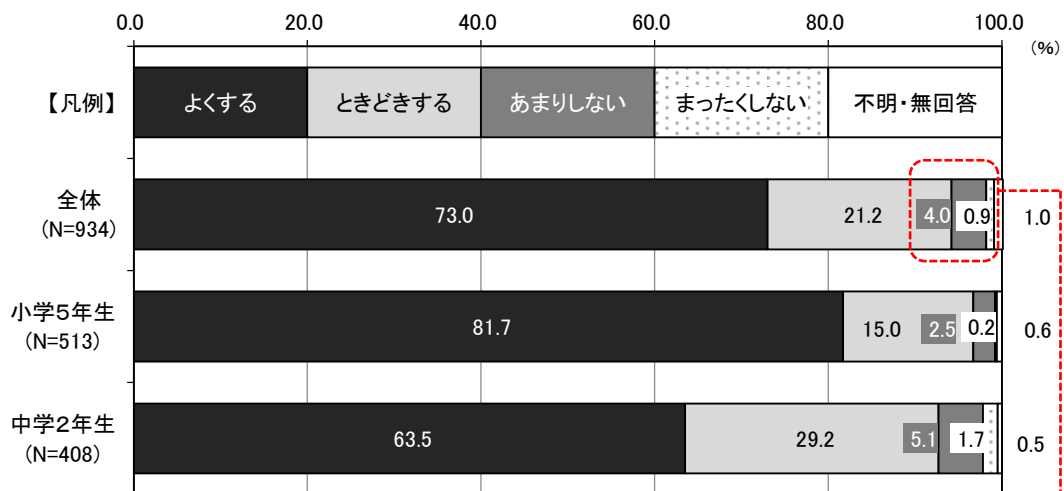
① 学校行事への参加状況について

授業参観や運動会等の学校行事にどれくらい参加するかでは、小学5年生では「よくする」が81.7%と最も高く、次いで「ときどきする」が15.0%、「あまりしない」が2.5%となっています。

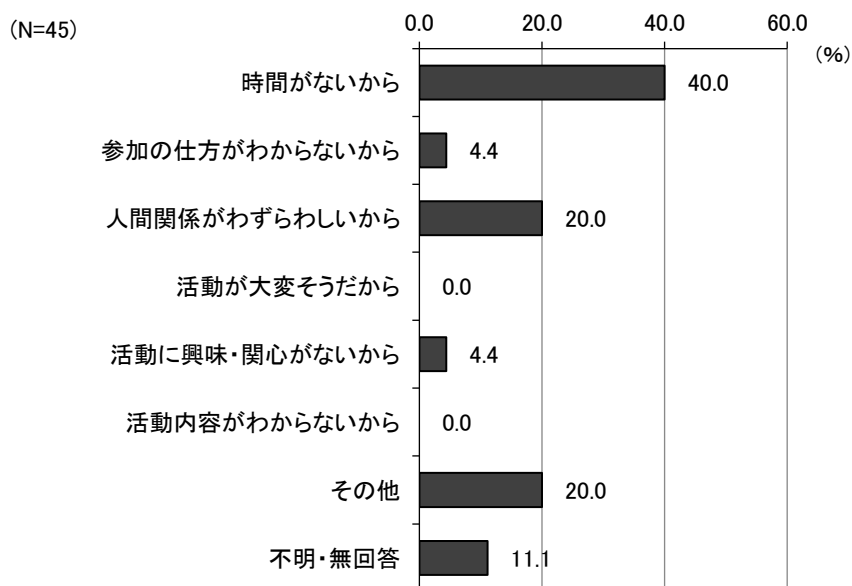
中学2年生では「よくする」が63.5%と最も高く、次いで「ときどきする」が29.2%、「あまりしない」が5.1%となっています。

学校行事にあまり参加しない、まったく参加しない理由では、「時間がないから」が40.0%と最も高くなっています。

【学校行事にどれくらい参加していますか】(単数回答)



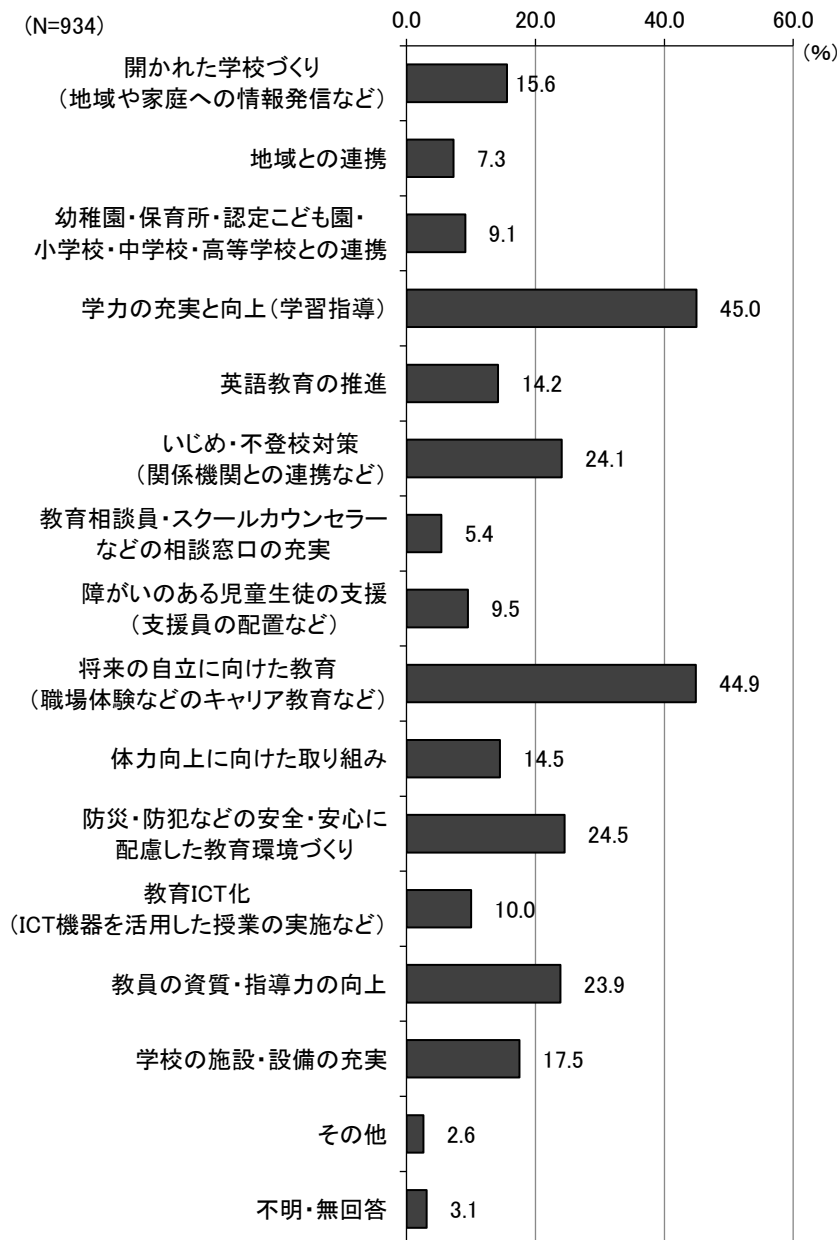
【学校行事に参加しない理由】(単数回答)



② 学校教育の取組について

学校教育に関する取組において、宇和島市により充実してほしいことでは、「学力の充実と向上（学習指導）」が 45.0%と最も高く、次いで「将来の自立に向けた教育（職場体験などのキャリア教育など）」が 44.9%、「防災・防犯などの安全・安心に配慮した教育環境づくり」が 24.5%となっています。

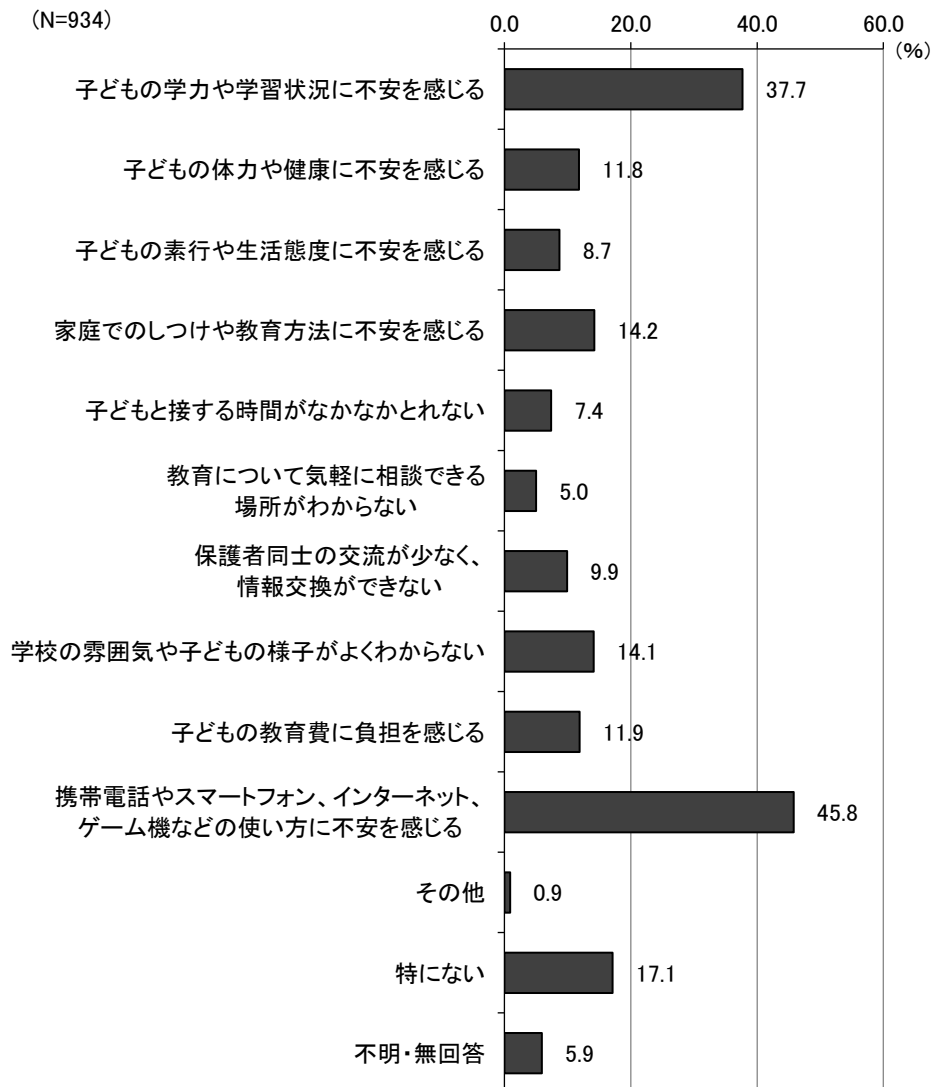
【学校教育に関する取組において、宇和島市により充実してほしいこと】（複数回答）



③ 家庭での教育について

家庭での教育について困っていることでは、「携帯電話やスマートフォン、インターネット、ゲーム機などの使い方に不安を感じる」が45.8%と最も高く、次いで「子どもの学力や学習状況に不安を感じる」が37.7%、「特にない」が17.1%となっています。

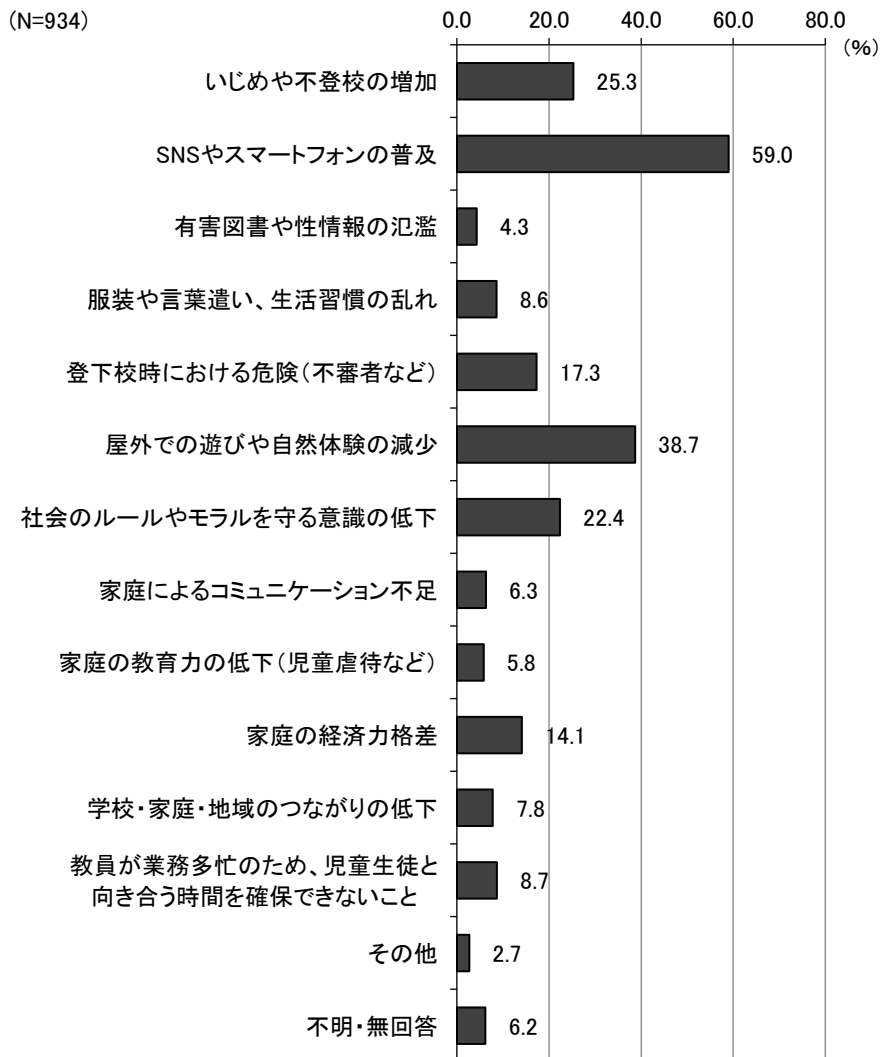
【家庭での教育について困っていること】（複数回答）



④ 子どもたちが成長していくうえでの社会の問題について

宇和島市の子どもたちが成長していくうえで、最近の社会において特に問題と感じていることでは、「SNS やスマートフォンの普及」が 59.0%と最も高く、次いで「屋外での遊びや自然体験の減少」が 38.7%、「いじめや不登校の増加」が 25.3%となっています。

【宇和島市の子どもたちが成長していくうえで、最近の社会において特に問題と感じていること】（複数回答）



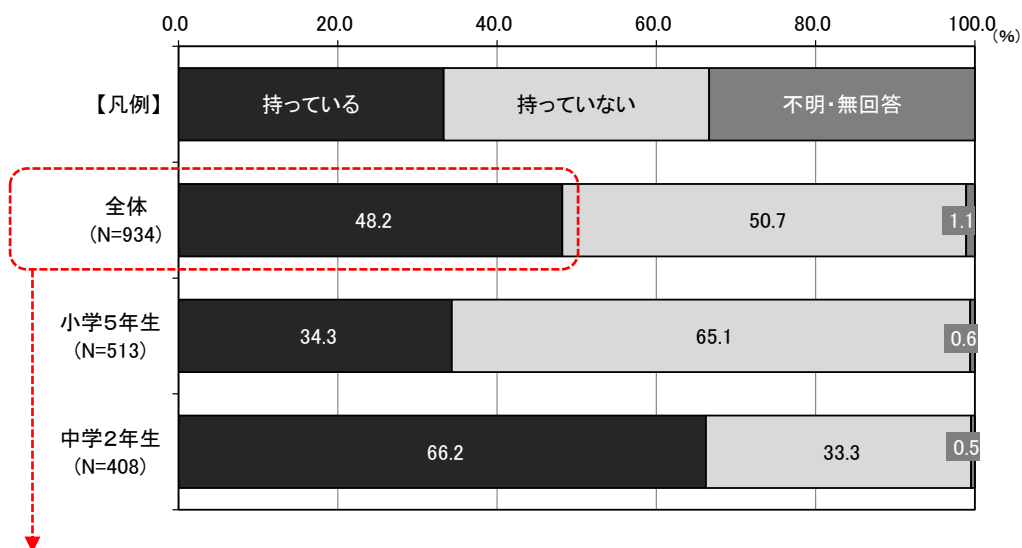
⑤ 子どもの携帯電話やスマートフォンについて

お子さんは、自分専用の携帯電話やスマートフォンを持っているかでは、全体では「持っている」が48.2%「持っていない」が50.7%となっています。

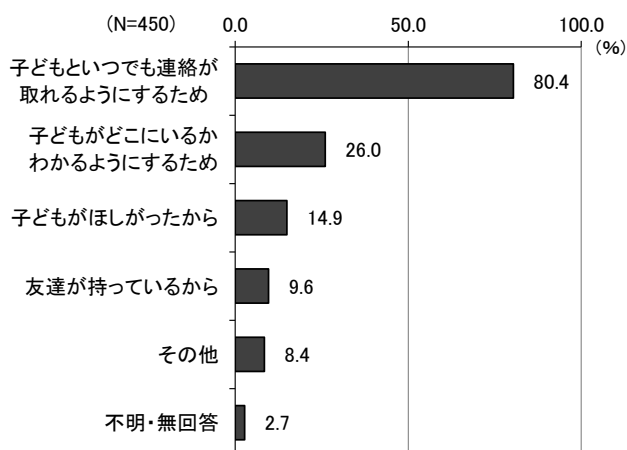
お子さんに携帯電話やスマートフォンを持たせている理由では、「子どもといつでも連絡が取れるようにするため」が80.4%と最も高く、次いで「子どもがどこにいるかわかるようにするため」が26.0%、「子どもがほしがったから」が14.9%となっています。

携帯電話やスマートフォンの利用状況（利用時間・利用金額・利用サイト等）を把握・適切に監督することができるかでは、「利用状況の把握も監督もできている」が49.1%と最も高く、次いで「利用状況は把握しているが、監督まではできていない」が41.3%、「利用状況の把握も監督もできていない」が2.7%となっています。

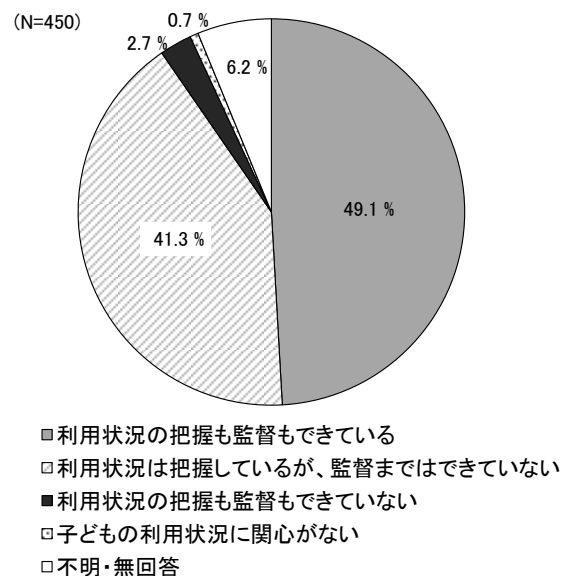
【お子さんは、自分専用の携帯電話やスマートフォンを持っているか】（単数回答）



【携帯電話やスマートフォンを持たせている理由】（複数回答）



【お子さんの携帯電話やスマートフォンの利用状況（利用時間・利用金額・利用サイト等）を把握し、適切に監督することができますか】（単数回答）



(5) 調査結果の概要【小・中学校教職員】

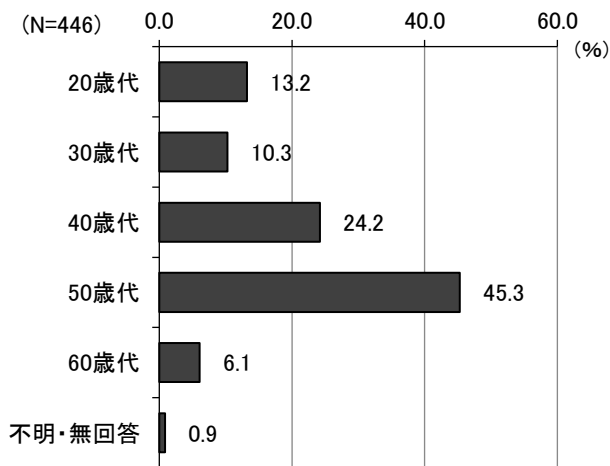
① 回答者について

回答者の年齢では、「50歳代」が45.3%と最も高く、次いで「40歳代」が24.2%、「20歳代」が13.2%となっています。

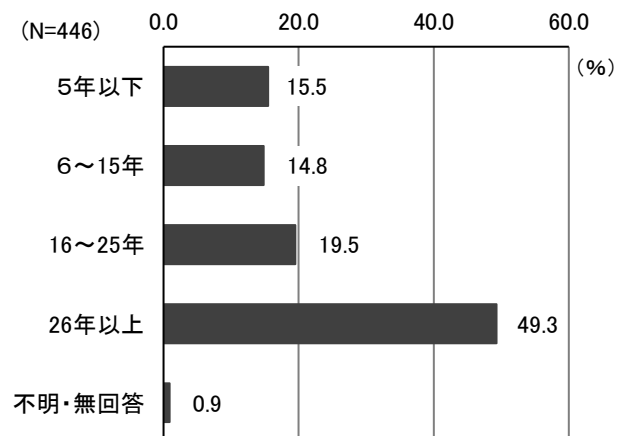
教職員経験年数では、「26年以上」が49.3%と最も高く、次いで「16～25年」が19.5%、「5年以下」が15.5%となっています。

勤務している学校がある地区では、「宇和島地区」が62.8%、「吉田地区」が13.9%、「三間地区」が9.0%、「津島地区」が13.0%となっています。

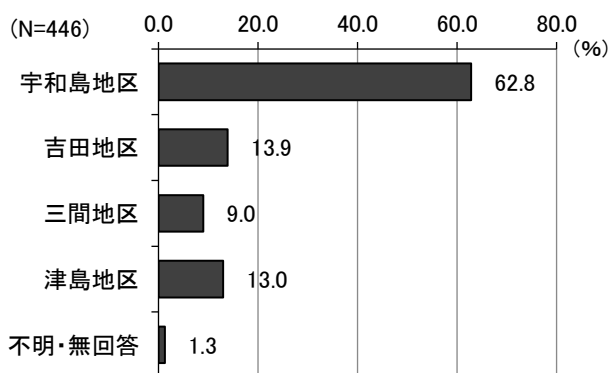
【年齢】（単数回答）



【教職員経験年数】（単数回答）



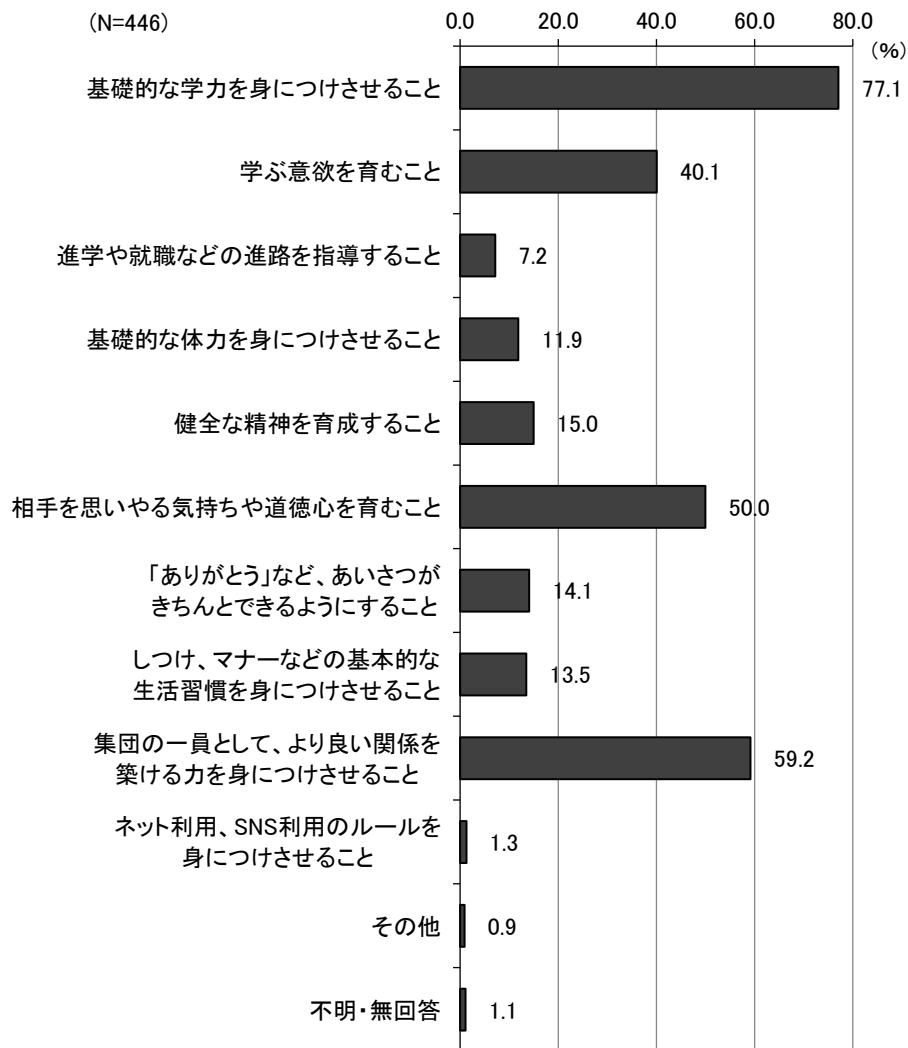
【勤務している学校がある地区】（単数回答）



② 学校教育について

学校教育ではどのようなことを重点的に取り組むべきかでは、「基礎的な学力を身につけさせること」が77.1%と最も高く、次いで「集団の一員として、よりよい関係を築ける力を身につけさせること」が59.2%、「相手を思いやる気持ちや道徳心を育むこと」が50.0%となっています。

【学校教育で重点的に取り組むべきこと】（複数回答）

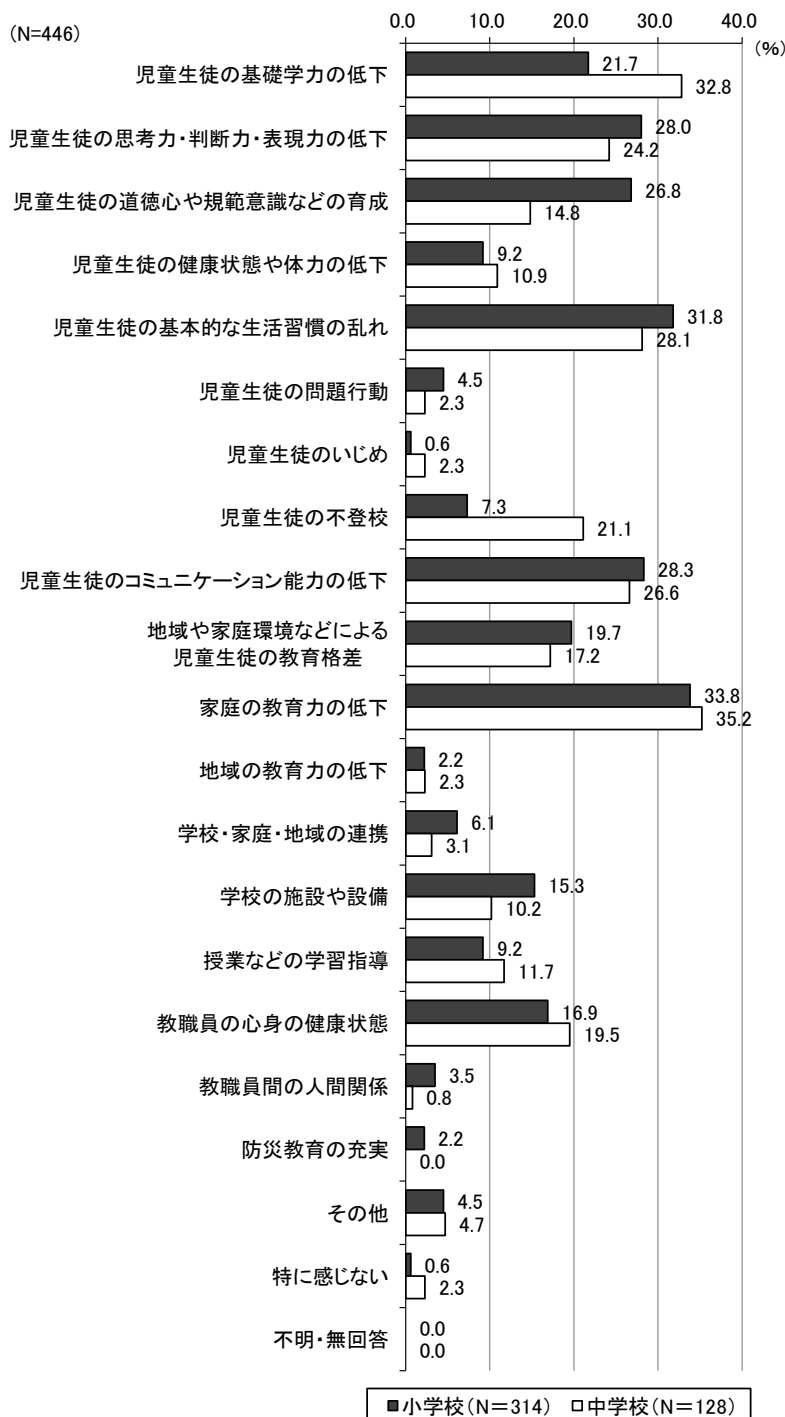


③ 職務の中で課題について

日々の職務の中で課題と感ずることについてみると、小学校では「家庭の教育力の低下」が33.8%と最も高く、次いで「児童生徒の基本的な生活習慣の乱れ」が31.8%、「児童生徒のコミュニケーション能力の低下」が28.3%となっています。

中学校では「家庭の教育力の低下」が35.2%と最も高く、次いで「児童生徒の基礎学力の低下」が32.8%、「児童生徒の基本的な生活習慣の乱れ」が28.1%となっています。

【日々の職務の中で課題と感ずること】（複数回答）

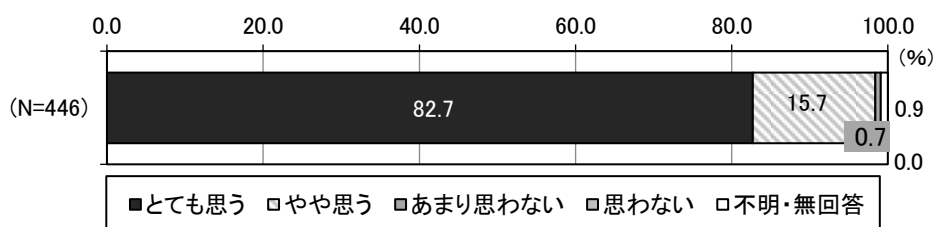


④ 情報モラルについて

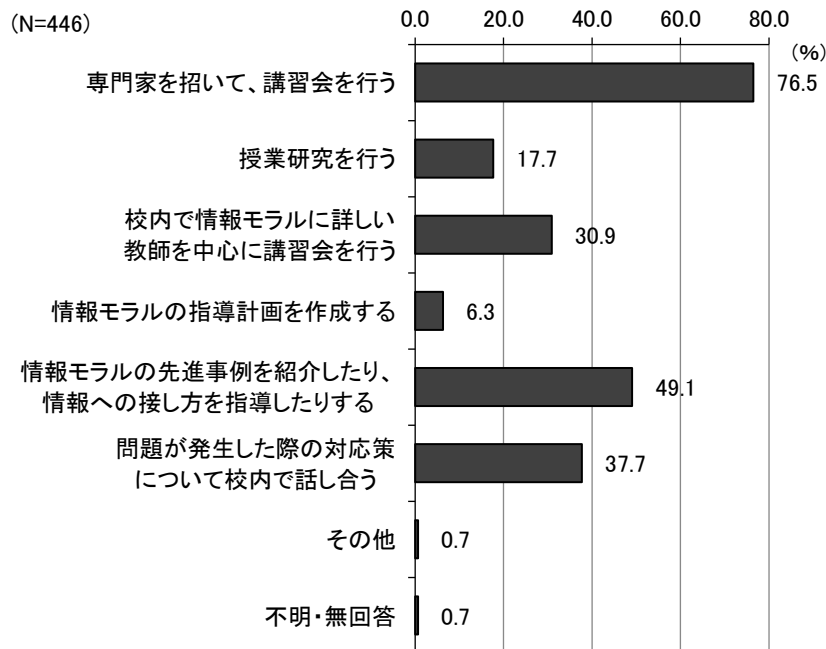
児童生徒に対して情報モラルの指導を行う必要があると感じるかでは、「とても思う」が82.7%、「やや思う」が15.7%、「あまり思わない」が0.7%となっています。

情報モラルについて、教職員の力量を向上させるためどのような研修が必要だと思うかでは、「専門家を招いて、講習会を行う」が76.5%と最も高く、次いで「情報モラルの先進事例を紹介したり、情報への接し方を指導したりする」が49.1%、「問題が発生した際の対応策について校内で話し合う」が37.7%となっています。

【児童生徒に対して情報モラルの指導を行う必要があると思うか】（単数回答）



【教職員の情報モラルに関する力量を向上させるために必要な研修】（複数回答）

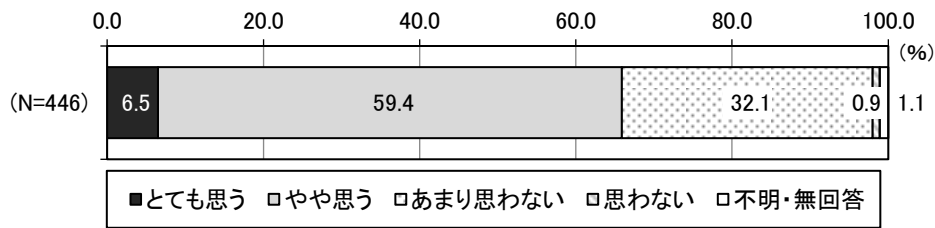


⑤ ふるさと教育について

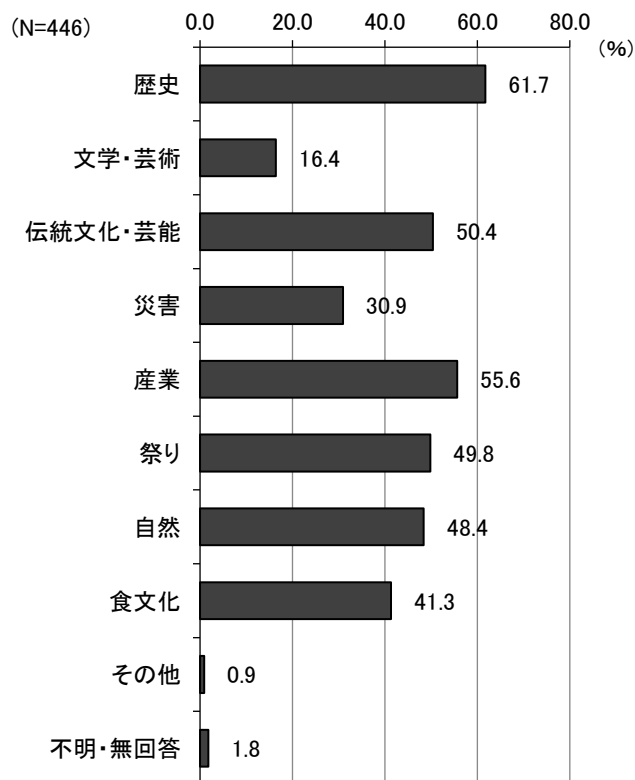
児童生徒はふるさとの歴史文化に誇りや愛着があると感じるかでは、「やや思う」が59.4%、次いで「あまり思わない」が32.1%、「とても思う」が6.5%となっています。

学校におけるふるさと教育にどのような内容を取り入れているかでは、「歴史」が61.7%と最も高く、次いで「産業」が55.6%、「伝統文化・芸能」が50.4%となっています。

【児童生徒のふるさとの歴史文化に誇りや愛着について】（単数回答）



【学校におけるふるさと教育の取組状況】（複数回答）



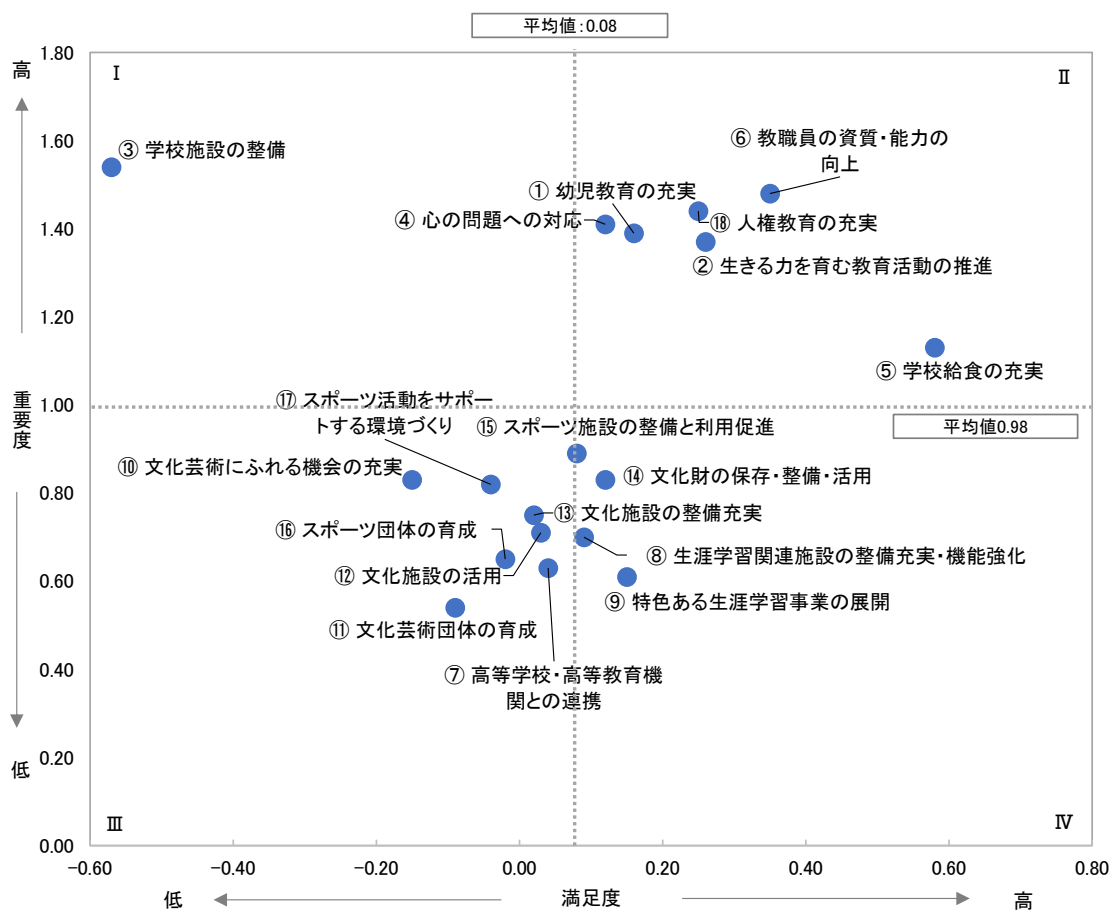
⑥ 施策の満足度・重要度について

宇和島市の教育環境における『満足度』と『重要度』について、重要度が高く満足度が低い取組（Ⅰ）は「③ 学校施設の整備」となっています。

重要度が高く満足度も高い取組（Ⅱ）は「① 幼児教育の充実」「② 生きる力を育む教育活動の推進」「④ 心の問題への対応」「⑤ 学校給食の充実」「⑥ 教職員の資質・能力の向上」「⑧ 人権教育の充実」となっています。

I	重要度【高】満足度【低】	II	重要度【高】満足度【高】
III	重要度【低】満足度【低】	IV	重要度【低】満足度【高】

【重要度・満足度のポートフォリオ分析】（単数回答）



<ポートフォリオ分析について>

宇和島市の教育環境における『満足度』と『重要度』をマッピングし、『優先的改善項目』を把握する分析方法です。

3 宇和島市教育委員会所管施設一覧

(令和4年3月現在)

(1) 学校施設

① 幼稚園

	施設名	所在地
1	宇和津幼稚園	妙典寺前乙 640 番地

	施設名	所在地
2	岩松幼稚園	津島町岩松甲 477 番地 1

② 小学校

	施設名	所在地
1	三浦小学校	三浦西新 23 番地 1
2	高光小学校	高串 2 番耕地 121 番地 1
3	明倫小学校	文京町 4 番 1 号
4	宇和津小学校	妙典寺前乙 640 番地
5	鶴島小学校	文京町 2 番 1 号
6	和霊小学校	伊吹町甲 111 番地
7	住吉小学校	住吉町 870 番地 2
8	天神小学校	丸穂甲 978 番地
9	番城小学校	宮下甲 201 番地
10	吉田小学校	吉田町立間尻甲 2023 番地 1
11	奥南小学校	吉田町奥浦甲 65 番地 1
12	喜佐方小学校	吉田町沖村甲 2325 番地 1
13	立間小学校	吉田町立間 1 番耕地 3900 番地 1
14	玉津小学校	吉田町法花津 7 番耕地 333 番地
15	成妙小学校	三間町成家 759 番地

	施設名	所在地
16	三間小学校	三間町宮野下 493 番地
17	二名小学校	三間町大内 64 番地
18	清満小学校	津島町岩淵丙 395 番地
19	御槇小学校	津島町横川 1967 番地
20	岩松小学校	津島町岩松甲 503 番地
21	畑地小学校	津島町上畑地甲 80 番地
22	下灘小学校	津島町嵐鳴 135 番地
23	竹ヶ島小学校 ※	津島町竹ヶ島 263 番地
24	北灘小学校	津島町北灘乙 153 番地
25	結出小学校	下波 3740 番地
26	蔦淵小学校	蔦淵 983 番地
27	戸島小学校	戸島 2335 番地
28	嘉島小学校 ※	戸島 4110 番地
29	日振島小学校	日振島 2069 番地
30	遊子小学校	遊子 3624 番地

※休校中

③ 中学校

	施設名	所在地
1	城南中学校	文京町 3 番 2 号
2	城北中学校	和霊町 1344 番地 1
3	城東中学校	新田町 3 丁目 3 番 1 号

	施設名	所在地
4	吉田中学校	吉田町鶴間新 200 番地
5	三間中学校	三間町戸雁 771 番地
6	津島中学校	津島町高田丙 355 番地

④ 学校給食施設

	施設名	所在地
1	中央学校給食調理場	保田乙 647 番地 1
2	吉田町学校給食調理場	吉田町鶴間新 184 番地
3	三間町学校給食調理場	三間町宮野下 307 番地 1
4	蔦淵学校給食調理場	蔦淵 1639 番地
5	戸島学校給食調理場	戸島 2335 番地
6	嘉島学校給食調理場 ※	戸島 4110 番地
7	日振島学校給食調理場	日振島 2069 番地

	施設名	所在地
8	清満学校給食調理場	津島町岩淵丙 395 番地
9	御槇学校給食調理場	津島町横川 1967 番地
10	岩松学校給食調理場	津島町岩松甲 503 番地
11	畑地学校給食調理場	津島町上畑地甲 80 番地
12	下灘学校給食調理場	津島町嵐鳴 135 番地
13	竹ヶ島学校給食調理場 ※	津島町竹ヶ島 263 番地
14	北灘学校給食調理場	津島町北灘乙 153 番地

※休校中

⑤ その他

	施設名	所在地
1	城南中学校寄宿舎 (はまゆう寮)	文京町 2 番 1 号
2	津島中学校寄宿舎 (白鷺寮) ※	津島町高田丙 355 番地

	施設名	所在地
3	こども支援教室「わかたけ」	文京町 2 番 2 号

※休寮中

(2) 生涯学習関連施設

① 公民館

	施設名	所在地
1	中央公民館	堀端町1番25号
2	明倫公民館	長堀2丁目4番38号
3	宇和津公民館	妙典寺前乙640番地
4	鶴島公民館	文京町2番1号
5	天神公民館	丸穂町枇杷窪甲893の番地の内
6	和霊公民館	和霊東町3丁目1番3号
7	住吉公民館	住吉町3丁目1番24号
8	九島公民館	百之浦1265番地の6
9	石応公民館	石応1151番地
10	小池公民館	小浜1679番地の3
11	三浦公民館	三浦西3566番地の2
12	三浦公民館西三浦分館	三浦西1289番地
13	高光公民館	高串2番耕地134番地の1
14	番城公民館	宮下甲201番地
15	祝森公民館	祝森甲3000番地の3
16	下波公民館	下波2952番地の1
17	遊子公民館	遊子3153番地

	施設名	所在地
18	蔣淵公民館	蔣淵1639番地
19	戸島公民館	戸島2014番地
20	戸島公民館嘉島分館	戸島3952番地
21	日振島公民館	日振島1712番地
22	吉田公民館	吉田町東小路甲106番地
23	奥南公民館	吉田町奥南甲1番地1
24	喜佐方公民館	吉田町河内甲72番地1
25	立間公民館	吉田町立間1番耕地3905番地3
26	玉津公民館	吉田町法花津7番耕地360番地1
27	三間公民館	三間町宮野下835番地
28	岩松公民館	津島町岩松甲471番地
29	清満公民館	津島町岩淵丙560番地
30	御槇公民館	津島町御内809番地
31	畑地公民館	津島町上畑地甲568番地
32	下灘公民館	津島町嵐586番地
33	北灘公民館	津島町北灘甲2142番地3

② 図書館

	施設名	所在地
1	中央図書館	鶴島町8番3号
2	簡野道明記念吉田町図書館	吉田町立間尻甲1802番地3

	施設名	所在地
3	中央図書館津島分館	津島町岩松甲471番地

③ その他

	施設名	所在地
1	学習交流センター(パフィオうわじま)	鶴島町8番3号
2	生涯学習センター	鶴島町8番3号

	施設名	所在地
3	三間基幹集落センター	三間町大藤960番地

(3) 文化関連施設

	施設名	所在地
1	宇和島城天守	丸之内
2	城山郷土館	丸之内
3	伊達博物館	御殿町9番14号

	施設名	所在地
4	歴史資料館	住吉町2丁目4番36号
5	吉田ふれあい国安の郷	吉田町鶴間1503番地
6	畦地梅太郎記念美術館・井関邦三郎記念館	三間町務田180番地1

(4) スポーツ関連施設

	施設名	所在地
1	総合体育館	弁天町2丁目1番27号
2	丸山公園野球場	和霊町555番地の1
3	丸山公園弓道場	
4	丸山公園運動広場	
5	丸山公園庭球場	
6	丸山公園南庭球場	
7	丸山公園多目的グラウンド	
8	丸山公園陸上競技場	
9	スポーツ交流センター	

	施設名	所在地
10	保手公園運動広場	宮下字別当甲1518番地の1
11	宮下ふれあい広場	宮下乙605番地
12	石丸公園庭球場	祝森乙266番地の4
13	石丸公園運動広場	
14	宇和海地区体育館	下波2952番地1
15	旧宇和海中学校グラウンド	
16	九島地区体育館	百之浦1262番地6
17	旧九島小学校グラウンド	
18	石応地区体育館	石応1616番地

	施設名	所在地
19	旧石応小学校グラウンド	石応 1616 番地
20	小池地区体育館	小池 1679 番地 3
21	旧小池小学校グラウンド	
22	吉田公園野球場	吉田町鶴間字蒲田新 63 番
23	吉田公園庭球場	
24	吉田町ふれあい運動公園	吉田町鶴間 1507 番地
25	喜佐方公園グラウンド	吉田町河内森木甲 16 番
26	河内中住民レクリエーション施設	吉田町河内中
27	天神住民レクリエーション施設	吉田町中組
28	法ヶ津住民レクリエーション施設	吉田町浜
29	宮ノ浦住民レクリエーション施設	吉田町宮ノ浦
30	南君西住民レクリエーション施設	吉田町南君西
31	惣代住民レクリエーション施設	吉田町惣代
32	白井谷住民レクリエーション施設	吉田町白井谷
33	長谷住民レクリエーション施設	吉田町引地

	施設名	所在地
34	沖中住民レクリエーション施設	吉田町沖中
35	川平住民レクリエーション施設	吉田町沖下(川平)
36	南君東住民レクリエーション施設	吉田町南君東
37	三間町国民体育館	三間町戸雁 765 番地第 4
38	三間柔道場	三間町宮野下 463 番地
39	三間町運動公園	三間町黒井地 1542 番地
40	津島勤労者体育センター	津島町高田丙 227 番地 9
41	津島町柔剣道場	津島町高田丙 268 番地 90
42	津島町浦知地区体育館	津島町浦知 380 番地
43	旧浦知小学校グラウンド	
44	津島町曾根地区体育館	津島町脇 706 番地
45	旧曾根小学校グラウンド	
46	津島町南部地区体育館	津島町北灘丁 930 番地 1
47	旧南部小学校グラウンド	

(5) 人権施策関連施設

	施設名	所在地
1	番城福祉会館	寄松甲 171 番地 2
2	三間町隣保館	三間町務田 681 番地 1
3	津島町福祉会館	津島町岩松甲 1318 番地

	施設名	所在地
4	君ヶ浦集会所	吉田町立間尻甲 100 番地 7
5	黒井地教育集会所	三間町黒井地 94 番地第 1
6	寿集会所	津島町岩松 1355 番地 1

4 文化財一覧

(令和4年3月現在)

(1) 指定・選定・登録文化財

① 国指定・選定(8件)

区分		名称	所在地又は伝承地	指定・選定年月日
有形文化財	建造物	宇和島城天守	丸之内	昭和9年1月30日
	絵画	けんぼんちやくしよく 絹本着色豊臣秀吉像	御殿町(公益財団法人宇和島伊達文化保存会)	昭和10年4月30日
民俗文化財	無形民俗文化財	伊予神楽	宇和島市及び北宇和郡	昭和56年1月21日
記念物	史跡	宇和島城	丸之内	昭和12年12月21日 平成28年3月1日(追加)
		伊予遍路道	三間町戸雁・成家	平成28年10月3日 平成29年10月13日(追加)
	名勝	天赦園	天赦公園	昭和43年5月20日
	天然記念物	八幡神社のイブキ	伊吹町(八幡神社)	昭和18年2月19日
文化的景観	文化的景観	遊子水荷浦の段畑	遊子	平成19年7月26日

② 県指定(28件)

区分		名称	所在地又は伝承地	指定年月日
有形文化財	建造物	禅蔵寺薬師堂	津島町上畑地(禅蔵寺)	昭和57年3月19日
		正法寺観音堂	三間町黒井地(正法寺)	平成16年4月16日
	絵画	富田知信画像	宇和津町(大隆寺)	昭和29年11月24日
		富田信高画像	宇和津町(大隆寺)	昭和29年11月24日
	彫刻	木造大日如来坐像	三間町則(仏木寺)	昭和40年4月2日
		木造観世音菩薩坐像	津島町岩淵(満願寺)	昭和43年3月8日
		木造童形御神像	津島町高田(八幡神社)	昭和43年3月8日
		木造薬師如来坐像	津島町岩淵(満願寺)	昭和43年3月8日
		木造薬師如来立像	薬師谷(薬師堂)	昭和45年3月27日
		木造弘法大師坐像	三間町則(仏木寺)	昭和54年9月14日
	工芸品	木造舞楽面	伊吹町(八幡神社)	昭和40年3月29日
		じきろう 食籠	吉田町立間尻(大信寺)	昭和40年4月2日
		へいし 瓶子	津島町高田(八幡神社)	昭和43年3月8日
古文書	高田八幡文書	津島町高田(八幡神社)	昭和43年3月8日	
歴史資料	篠山山形模型	御殿町(伊達博物館)	平成24年2月21日	
民俗文化財	無形民俗文化財	花踊り	三間町曾根(天満神社)	昭和52年1月11日
		いさ踊り	遊子(津の浦)	昭和56年3月13日
		三浦天満神社祭礼の練り	三浦東(天満神社)	平成12年4月18日
		吉田秋祭の神幸行事	吉田町(八幡神社ほか)	平成30年2月20日
記念物	史跡	伊達秀宗の墓	野川(等覚寺) 宇和津町(大隆寺)	昭和40年12月24日 昭和40年12月24日
		伊達宗城及び夫人の墓	野川(等覚寺)	昭和44年2月12日
	名勝	西江寺庭園	丸穂(西江寺)	昭和25年10月10日
	天然記念物	二重柿	津島町岩淵(満願寺)	昭和23年10月28日
		ハマユウ	沖の島(日振島の北)	昭和31年7月12日
		宇和海特殊海中資源群	宇和海南部	昭和40年4月2日
		おおうなぎ	津島町(岩松川)	昭和43年3月8日
		サギソウ自生地	津島町御内(源池公園)	昭和43年3月8日
		ソテツ	津島町曾根(光圓寺)	昭和44年2月18日

③ 市指定(123件)

区分	名称	所在地又は伝承地	指定年月日	
有形文化財	建造物	宇和島城上り立ち門	丸之内(宇和島城南側登り口)	昭和38年 2月11日
		藩老桑折氏武家長屋門	丸之内(宇和島城北側登り口)	昭和38年 2月11日
		須弥壇と勾欄	津島町上畑地(禅蔵寺)	昭和41年 4月 1日
		旧毛利家庄屋住宅のうち主屋及び長屋・門	三間町是能	平成 6年 1月13日
		弘経山妙典寺山門	妙典寺前(妙典寺)	平成12年 3月 8日
		霊亀山大超寺本堂	大超寺奥(大超寺)	平成12年 3月 8日
		稻荷神社本殿	三間町戸雁(稻荷神社)	平成15年 8月 1日
	絵画	藤堂高虎奉納の絵馬	伊吹町(八幡神社)	昭和36年11月 3日
		絹本着色十六善神畫像	津島町高田(金龍寺)	昭和45年 9月24日
		紙本金地着色花鳥図	御殿町(公益財団法人 宇和島伊達文化保存会)	昭和49年 2月12日
		紙本金地着色高士交歓図	御殿町(公益財団法人 宇和島伊達文化保存会)	昭和49年 2月12日
		当山略図	三間町宮野下(白業寺)	昭和55年11月 3日
	彫刻	木造阿弥陀三尊像のうち中尊立像	三間町黒井地(成福寺)	昭和37年11月 3日
		木造毘沙門天立像	三間町是能(能寿寺)	昭和37年11月 3日
		木造文殊菩薩坐像	三間町波岡(妙光寺)	昭和37年11月 3日
		木造薬師如来坐像	三間町迫目(妙覚寺)	昭和37年11月 3日
		木造薬師三尊像のうち中尊坐像	三間町三間中間(保福寺)	昭和37年11月 3日
		木造阿弥陀如来坐像	津島町榎川(少林寺)	昭和38年10月 1日
		木造獅子頭	津島町高田(八幡神社)	昭和38年10月 1日
		木造十一面観音立像	津島町山財	昭和38年10月 1日
		木造薬師三尊像のうち中尊立像	津島町下畑地	昭和38年10月 1日
		木造阿弥陀如来立像	津島町曾根(光圓寺)	昭和42年 3月 6日
		木造阿弥陀如来立像	津島町北灘(瑞林寺)	昭和42年 3月 6日
		木造千手観音立像	津島町山財(報恩寺)	昭和44年 3月 1日
		木造如意輪観音坐像	津島町北灘(慈濟寺)	昭和44年 3月 1日
		木造阿弥陀三尊像	津島町塩定	昭和49年11月 9日
		神像	吉田町法花津(三島神社)	昭和54年 3月26日
		木造薬師三尊像のうち中尊坐像	吉田町立間(医王寺)	昭和54年 3月26日
		木造薬師如来坐像	吉田町法花津	昭和59年 2月17日
		木造延命地藏菩薩立像	吉田町南君(西福寺)	平成11年 9月10日
		木造千手観音立像	吉田町鶴間(宗昌寺)	平成11年 9月10日
		木造地藏菩薩立像	吉田町立間(大乘寺)	平成22年 7月 7日
	木造不動明王立像	吉田町	平成23年 6月 9日	
	工芸品	青銅鏡	津島町岩淵(満願寺)	昭和38年10月 1日
		七条のけさ	津島町岩淵(満願寺)	昭和43年 1月10日
		広口壺(須恵器)	丸之内(市所管施設)	昭和44年 3月 1日
		初代国正山王神社奉納の太刀	丸之内(和霊神社)	昭和45年 2月10日
		初代国正八幡神社奉納の太刀	伊吹町(八幡神社)	昭和45年 2月10日
		藍白地黄返小桜染革威鎧	御殿町(公益財団法人 宇和島伊達文化保存会)	昭和49年 2月12日
		金小札野蚕威具足	御殿町(公益財団法人 宇和島伊達文化保存会)	昭和49年 2月12日
		伊達秀宗奉納国徳作の太刀	伊吹町(八幡神社)	昭和49年 2月12日
		伊達秀宗奉納国徳作の薙刀	伊吹町(八幡神社)	昭和49年 2月12日
茶系威五枚胴具足		御殿町(公益財団法人 宇和島伊達文化保存会)	昭和49年 2月12日	
念仏鉦		津島町塩定	昭和49年11月 9日	
初代国正愛宕神社奉納の宝剣		野川(宇和津彦神社)	昭和52年11月 3日	
三島神社本殿狛犬・獅子		長堀(三島神社)	平成12年 3月 8日	
黒系威二枚胴具足		西予市(愛媛県歴史文化博物館)	平成16年10月 1日	
黒系威二枚胴具足		御殿町(伊達博物館)	平成16年10月 1日	
務田出土古銭	丸之内(市所管施設)	平成16年10月 1日		

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

資料編

区分		名称	所在地又は伝承地	指定年月日
有形文化財	書跡・典籍	清良記全30巻	丸之内(市所管施設)	昭和37年11月 3日
		晦巖日記	宇和津町(大隆寺)	昭和38年 2月11日
		大般若経	津島町近家(妙徳寺)	昭和38年10月 1日
		十六善神由緒書	津島町高田(金龍寺)	昭和45年 9月24日
		河野氏一統系伝	三間町音地	平成16年10月 1日
		三嶋神社の豫章記	三間町宮野下(三嶋神社)	平成16年10月 1日
		紙本日像筆曼荼羅本尊	妙典寺前(妙典寺)	令和 2年10月23日
	古文書	仏木寺文書	三間町則(仏木寺)	昭和37年11月 3日
		三浦田中家文書	三浦西(三浦公民館西三浦分館)	平成16年 9月 8日
	歴史資料	白王神社の棟札	津島町山財(白王神社)	昭和38年10月 1日
		三島神社の棟札	津島町北灘(三島神社)	昭和38年10月 1日
		八幡神社の棟札	津島町高田(八幡神社)	昭和41年 4月 1日
		中世オリアー語の貝葉写本	西予市(愛媛県歴史文化博物館)	平成13年10月22日
木彫迫目村山型		三間町迫目	平成16年10月 1日	
民俗文化財	有形民俗 文化財	五ツ鹿古面	御殿町(伊達博物館)	昭和45年 2月10日
		茶堂	三間町音地	昭和54年 9月15日
		木造八十八体仏	吉田町裡町(長福寺)	平成 6年 6月20日
	無形民俗 文化財	六斎念仏	津島町下畑地	昭和46年 1月29日
		ハツ鹿踊り	野川(宇和津彦神社)	昭和49年 2月12日
		トントコ踊り	蔭淵	昭和52年11月 3日
		お伊勢踊り	下波	昭和52年11月 3日
		お伊勢踊り	戸島	昭和52年11月 3日
		せんす踊り	本九島・百之浦・蛤	昭和52年11月 3日
		河内口説	吉田町沖村	昭和60年 8月20日
お槍振り	野川(宇和津彦神社)	平成 7年11月13日		
記念物	史跡	宇和島藩主伊達家墓所	野川(等覚寺)	昭和36年11月 3日
		宇和島藩主伊達家墓所	宇和津町(大隆寺)	昭和36年11月 3日
		大村益次郎住居跡	神田川原	昭和36年11月 3日
		西園寺宣久の墓	宮下(来応寺)	昭和36年11月 3日
		末廣鐵腸の墓	大超寺奥(大超寺)	昭和36年11月 3日
		中野逍遙の墓	妙典寺前(光國寺)	昭和36年11月 3日
		穂積陳重・八束生家跡	京町	昭和36年11月 3日
		太宰遊淵の墓	三間町黒井地	昭和37年11月 3日
		土居清良廟	三間町土居中(龍泉寺)	昭和37年11月 3日
		大和田建樹の生家跡	丸之内	昭和38年 2月11日
		樺崎砲台跡	住吉町	昭和38年 2月11日
		桑折宗臣の墓	野川(等覚寺)	昭和38年 2月11日
		児島惟謙の生誕地	堀端町	昭和38年 2月11日
		山家公頼の墓	宇和津町(大隆寺)	昭和38年 2月11日
		高野長英の居住地跡	新町	昭和38年 2月11日
		萬年橋の碑	野川(滑床)	昭和38年 2月11日
		山家公頼の邸宅跡	丸之内(和霊神社)	昭和43年 1月 9日
		桜田千本の歌碑	三浦東	昭和49年 2月12日
		前原巧山の墓	丸穂(西江寺)	昭和49年 2月12日
		安藤継明廟所	吉田町立間尻(海蔵寺)	昭和49年 3月 1日
		伊達兵部一族の墓	吉田町立間(大乘寺)	昭和49年 3月 1日
		吉田藩御舟手御用井戸	吉田町立間尻	昭和49年 3月 1日
		時観堂跡	吉田町東小路	昭和49年 3月 1日
		吉田藩陣屋跡	吉田町鶴間	昭和49年 3月 1日
		石城跡	吉田町立間尻	昭和49年 3月 1日

区分	名称	所在地又は伝承地	指定年月日	
記念物	史跡	吉田藩主伊達家墓所	吉田町立間(大乘寺)	昭和49年 3月 1日
		普門寺跡	吉田町立間	昭和49年 3月 1日
		法華津本城跡	吉田町法花津	昭和49年 3月 1日
		一条兼定の墓	戸島(龍集寺)	昭和52年11月 3日
		僧日述謫居跡	吉田町東小路	昭和53年 7月13日
		犬尾城跡	吉田町立間尻	昭和54年 3月26日
		八烈士の供養碑	吉田町東小路	昭和54年 3月26日
		西蔵寺跡	吉田町立間	昭和59年 2月17日
		ゴウラ窯跡	津島町御内	昭和61年 4月30日
		吉田藩刑場跡	吉田町立間	平成 8年 5月20日
		藤治ヶ駄馬旧藩造林石碑	妙典寺前	平成10年10月19日
	椎本芳室の寶篋塔	天神町(龍光院)	平成11年 1月18日	
	名勝	明源寺庭園	本町追手(明源寺)	昭和36年11月 3日
		金剛山庭園	宇和津町(大隆寺)	昭和38年 2月11日
		龍華山庭園	野川(等覚寺)	昭和45年 2月10日
	天然記念物	ウバメガシ樹叢	石応(観音寺)	昭和36年11月 3日
		黒柿	丸穂	昭和43年 1月 9日
		神木一本杉	津島町高田(八幡神社)	昭和47年 3月23日
		和霊神社の社叢	和霊町(和霊神社)	昭和49年 2月12日
		楠	三間町宮野下(三嶋神社)	昭和55年11月 3日
三嶋神社樹叢		三間町宮野下(三嶋神社)	昭和58年 2月 1日	
竜王鼻漣痕		吉田町南君	昭和59年 2月17日	
テツリンジュ		下波	平成 6年 3月 1日	
ヤブツバキ	津島町上畑地	平成13年 6月22日		

④ 登録文化財(5件)

区分	名称	所在地又は伝承地	登録年月日	
有形文化財	建造物	宇和島市立歴史資料館	住吉町	平成 8年12月26日
		旭醤油醸造場	吉田町東小路	平成14年 2月14日
		上甲家住宅	吉田町東小路	平成14年 2月14日
		木屋旅館本館	本町追手	平成26年 4月25日
記念物	遺跡関係	穂積橋	新町・錦町	平成30年 2月13日

5 用語解説

あ行

インクルーシブ教育

障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが可能な限り共に学ぶ教育。

ウェルビーイング

個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念のこと。1946年にWHOで初めて使用され、以降、各分野でもその概念が採用され、令和3年4月に国の教育再生実行会議においても議論されている。

うわじま土曜塾

地域住民等の参画を得て、土曜日に学習支援や体験活動等を行うことで児童生徒の健全育成を目指す事業。平成29年度から開始し、午前は小学生対象に6教室で、午後は中学生対象に4教室で約200人を受け入れて実施している。

か行

学習指導要領

学校教育法に基づき、全国どこの地域で教育を受けても、一定水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が各学校で年間の授業時数等の教育課程を編成する際の基準を定めたもの。概ね10年に1度改訂がされる。

学校評議員

学校の運営に保護者や地域住民の意向を幅広く取り入れるための制度である学校評議員

制度に基づき委嘱された者。学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べることができる。

カリキュラム・マネジメント

各学校において、児童生徒、学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

キャリアパスポート

小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる活動について、児童生徒自身が記入し、蓄積したもの。

クライシスマネジメント

危機的な状況が発生した後の活動のことで、緊急事態発生時の対応（初動・初期対応）や事後の危機管理（中・長期対応）等が含まれる。

合理的配慮

障がいのある人の人権が、障がいのない人と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がいの特性や困り事に合わせて行われる配慮のこと。

こころまじわうプロジェクト

性的自己決定能力（性において自分も相手も大切にすることができる力）を育むための

性教育プロジェクトのこと。教科等横断的な年間指導計画（カリキュラム・マネジメント）を立て、中学校を中心に行っている。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」に基づく制度で、地域や学校の実情に応じて学校の運営に関して協議する学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりをしていくための仕組み。

さ行

自己有用感

他者と関わることで得られる「相手から自分が頼りにされている」「自分が行ったことを他者から認められている」という満足感のこと。

シビックプライド

都市に対する市民の誇りを指す言葉。郷土愛と似ているが、単に地域に対する愛着を示すだけではなく、自分自身が関わって地域をよくしていこうとする、ある種の当事者意識に基づくまちに対する自負心のこと。

主体的・対話的で深い学び

子どもたちが学習内容を人生や社会の在り方と結びつけて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身につけ、生涯に渡って能動的に学び続けることができるようにするための授業改善の視点のこと。

情報モラル教育

学習指導要領では、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を「情報モラル」と定め、各教科の指導の中で身につけさせることとされている。

人生100年時代

100歳まで生きることが当たり前となる時代。世界で長寿化が急激に進むことにより、人々の生き方や働き方に変化が求められるようになると予測されている。

スクールカウンセラー

学校において、児童生徒や保護者に対して、子どもの悩みを聞いたり、教職員や保護者への相談相手となったりして、心理学的知見から指導や助言等を行う職員のこと。

スクールソーシャルワーカー

いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門スタッフのこと。

スポーツ推進委員

地域における住民のスポーツ活動を推進するため、スポーツ基本法に基づき市区町村の教育委員会が委嘱する非常勤の特別公務員。スポーツを推進する事業の実施における連絡や調整、住民に対する実技の指導や助言を行う。

青少年市民協働センター（通称「ホリバタ」）事業

令和2年度から中央公民館が行っている人材育成事業のこと。中央公民館が堀端町にあることと、気軽に立ち寄っていただくイメージから通称「ホリバタ」と呼んでいる。若者の居場所として、市民団体の活動の場として、協働しながら若者のチャレンジを応援している。

総合型地域スポーツクラブ

人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者から

トップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。

た行

ダイバーシティ(多様性)・インクルージョン(包摂性)

それぞれの個の違いを受け入れ、尊重し、認め合い、良いところを生かしていくという考え方のこと。

地域コーディネーター

学校教育活動（教育課程内支援・教育課程外支援）への教育支援人材や教育プログラム等の導入に当たり、実質的なコーディネートを行う地域人材のこと。

デジタル・シティズンシップ教育

児童生徒自身がICTのよき使い手になるよう、自ら考えて使える力を育む教育。

デジタル・ディバイド

情報技術の使用可否で生じる格差。

特別支援教育コーディネーター

子どもの障がいに対する教職員の理解を高め、一人一人の子どものニーズに応じた教育を実施するために、各学校や園内で中心となって校内研修の企画・運営や教育相談の窓口等の役割を担う人材のこと。

な行

ニュースポーツ

20世紀後半以降に新しく考案・紹介されたスポーツ群。一般に、勝敗にこだわらずレク

リエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼とした身体運動のこと。

ネグレクト

虐待のひとつで、児童虐待では育児放棄、育児怠慢、監護放棄ともいう。

は行

発達障がい

生まれつきみられる脳の働き方の違いにより、幼児のうちから行動面や情緒面に特徴がある状態。自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症(ADHD)、学習症(学習障害)、チック症、吃音等が含まれる。

ビッグデータ

デジタル化の更なる進展やネットワークの高度化、IoTの進展により、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる膨大なデータ等、様々な種類のデータ群のこと。

部活動指導員

顧問の教諭等と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う外部指導者のこと。

や行

ヤングケアラー

法令上の定義はなく、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どもとされている。

ら行

リカレント教育

職業人を中心とした社会人に対して、学校教育の終了後、一旦社会に出てから行われる教育のこと。職場から離れて行われるフルタイムの再教育に加え、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含む。

アルファベット

ALT

日本人の教員とともに外国語の授業を行う外国語指導助手。

DX

デジタルトランスフォーメーションのことで、デジタル技術を浸透させることで人々の生活をよりよいものへと変革すること。

EdTech (エドテック)

教育分野における新しいテクノロジーを活用した取組。

ESD

持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。

GIGA スクール構想

子どもたち一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育や ICT 環境の実現に向けて、小中高等学校などの教育現場で児童・生徒各自がパソコンやタブレットといった ICT 端末を活用できるようにする取組。

ICT 支援員

学校の ICT 化を支援するために、教員の ICT 活用をサポートする支援員のこと。ICT 機器の準備・操作支援、メンテナンス支援等を行う。

ICT リテラシー

ICT ツールを利用して情報処理やコミュニケーションをおこなえる能力。

IoT

モノのインターネット。

SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略で、インターネット上のコミュニティサイトのこと。Twitter や Facebook、LINE 等がある。

Society5.0(超スマート社会)

サイバー（仮想）空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する「人間中心の社会」。狩猟社会を「Society1.0」、農耕社会を「2.0」、工業社会を「3.0」、情報社会を「4.0」と定義される。現在は情報社会（4.0）を迎えており、「Society5.0」は、次の社会の在り方として提唱されている。

STEAM 教育

科学（Science）・技術（Technology）・工学（Engineering）・芸術（Art）・数学（Mathematics）の 5 つの英単語の頭文字を組み合わせた造語であり、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習。

UWAJIMA ジョブチャレンジ U-15 事業

中学校で行われる 5 日間の職場体験学習を中心としたキャリア教育のこと。地元の様々な企業を知り、地元で働くことの魅力を感じ、地元で就職し生活しようとする生徒の育成につながるもの。

宇和島市教育振興基本計画

発行年月：令和4年3月

発行者：宇和島市教育委員会

愛媛県宇和島市曙町1番地

電話：0895-24-1111（代表）

FAX：0895-22-5058

ココロまじわうトコロ



宇和島
uwajima